

草津市子ども・子育て支援 事業計画（案）



平成26年11月12日

草津市

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 草津市の目指す子ども 「草津っ子」	4
第3章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	5
1 人口の動向	5
2 家族の状況	8
3 保育所、幼稚園、学校の状況	12
4 子ども・子育て支援の状況	16
5 ニーズ調査結果の概要	20
6 次世代育成支援対策地域行動計画の評価と課題	34
7 課題と方向性	37
第4章 子ども・子育て支援事業計画がめざすもの	39
1 基本理念.....	39
2 視点.....	40
3 目標.....	41
4 子ども・子育て支援施策の体系.....	42
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	43
目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり	43
施策1 就学前の教育・保育環境の整備	43
施策3 就学前の教育・保育の一体的提供	45
施策4 地域の子育て力の向上	46
施策5 確かな学力向上等に向けた取組み	48
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	50

施策1	子どもの人権を守る環境づくり	50
施策2	虐待防止など要支援児童対策	52
施策3	障害のある子どもと家庭への支援	54
施策4	子どもの安全確保	56
施策5	子育ての経済的負担の軽減	57
目標3	心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	58
施策1	妊娠期・出産からの切れ目のない支援	58
施策2	子どもと家族の健康な生活の支援	59
施策3	健康な心身を育てる食育の推進	61
施策4	子どもの健全育成	62
目標4	子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり	64
施策1	子育て・親育ちの体制整備、支援	64
(1)	地域子育て支援拠点事業の展開	64
(2)	親育ちを支援するサービスの充実	66
(3)	子育て支援のネットワークの仕組みづくり	67
(4)	子育て相談や情報の提供	68
施策2	ひとり親家庭の自立支援	70
施策3	子育てしやすいまちづくり	72
目標5	子育てと仕事が両立できる環境づくり	74
施策1	多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	74
施策2	児童育成クラブの整備	76
施策3	ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	77
第6章	重点的な取組みについて（法定必須記載事項）	79
1	基本事項	79
2	就学前の教育・保育と幼保一体化	80
3	地域子ども・子育て支援事業	84
第7章	重点的な取組みについて（法定必須記載事項以外の取組み）	98
1	児童虐待防止対策の充実	98
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	102

3 障害のある子どもへの支援の充実	104
4 「草津っ子」育み事業	107
第8章 計画の推進に向けて	111
1 市民・地域社会・事業所・市の役割や責務	111
2 推進体制	111
3 計画の検証方法と中間年度での見直し	113

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、本市では平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

平成24年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。

本市においても、本市の現状と課題、従来計画の評価、市民ニーズ調査等を踏まえながら、「草津市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

①法的な位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条*に基づく市町村計画です。国の定める子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、計画を策定します。

また、本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

「子ども・子育て支援法」第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

○市町村計画に盛り込むべき事項（国の定める基本指針）

（必須記載事項）

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期
4. 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（任意記載事項）

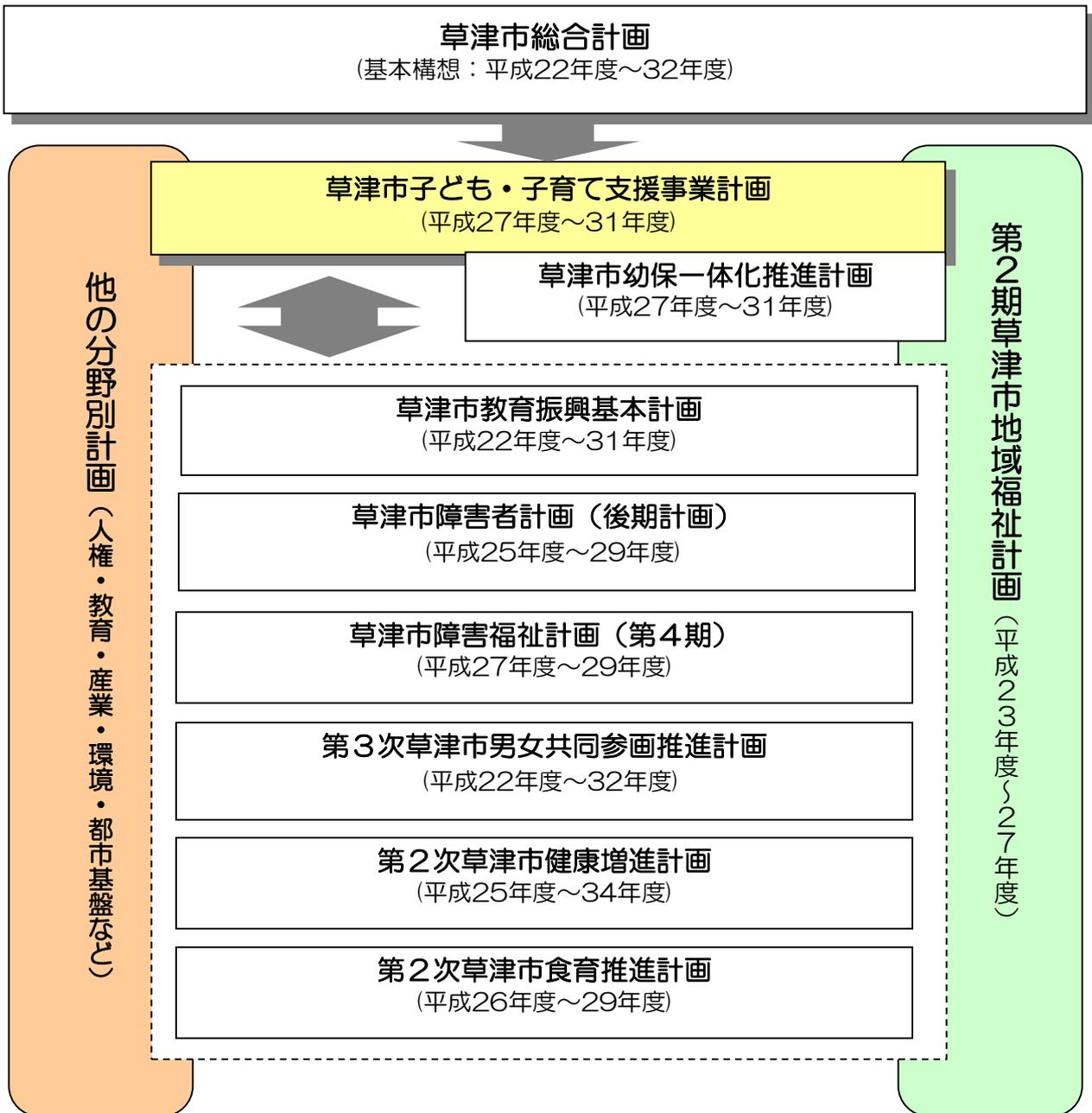
1. 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児施策の充実等
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

②上位・関連計画との関係

平成22年3月に策定された「第5次草津市総合計画」の子ども・子育て部門における個別計画として、「草津市教育振興基本計画」や「草津市障害福祉計画」など、関連計画とも整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

また当計画における幼保一体化施策の具体的な推進方策を「草津市幼保一体化推進計画」で定めます。

■計画の位置づけ



3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体なども対象とします。

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間です。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況などを踏まえ、必要な見直しを行います。

5 計画の策定体制

①ニーズ調査・パブリックコメント

計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関する現状や問題点を把握するため、就学前の子どもおよび小学生の保護者を対象に「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、平成26年12月中旬から平成27年1月中旬まで、この計画（案）についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を反映しています。（今後予定）

②子ども・子育て会議

ニーズ調査やパブリックコメントでいただいた意見に加え、幅広い知見を通じて計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉、教育、医療、経済・労働関係者、公募市民からなる「草津市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。（現在、審議中）

③その他広報周知

幼保一体化や子ども・子育て支援新制度をテーマとして、平成26年9月に、「子ども・子育てシンポジウム」を開催し、就学前児童をもつ保護者を含め、広報周知を行いました。

第2章 草津市の目指す子ども 「草津っ子」

子どもは、未来を担う大切な存在であり、子どもが健やかに、豊かに育まれることは社会全体の願いです。近年、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化し、核家族化や共働き世帯の増加、子育ての孤立など、より一層厳しいものとなっています。すべての子どもたちが、幼少期から成人するまで、家庭・地域・幼稚園・保育所・学校で多くの人の愛に育まれながら、様々な経験をし、次代を担う存在として健やかに成長することを願い、子どもたちの未来に向けて社会全体で「心豊かでたくましく生き、草津の未来をつくる子ども」の育ちを応援していきます。

目指す子どもの姿 「草津っ子」



心豊かでたくましく生き、草津の未来をつくる子ども

いのちを大切にし、
育む子ども
(健康・体力)



自分や周りの人、生物のいのちの大切さを理解し、守り育むことのできる子どもを育てます。

よく考え、主体的に
行動する
子ども
(学び)



いろいろな事柄に興味をもち、自分で考え、目標に向かって積極的に行動できる子どもを育てます。

人と豊かに
関わる子ども
(豊かな
人間性)



様々な経験を通して学び、深い関わりと、ひとつひとつの人とのつながりを大切にできる子どもを育てます。

生まれ育った
地域に愛着を
もつ子ども
(地域)



自然や歴史、文化など、自分の育った地域に関心をもち、大人になってからも郷土への思いを大切にする子どもを育てます。

第3章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 人口の動向

【ポイント】

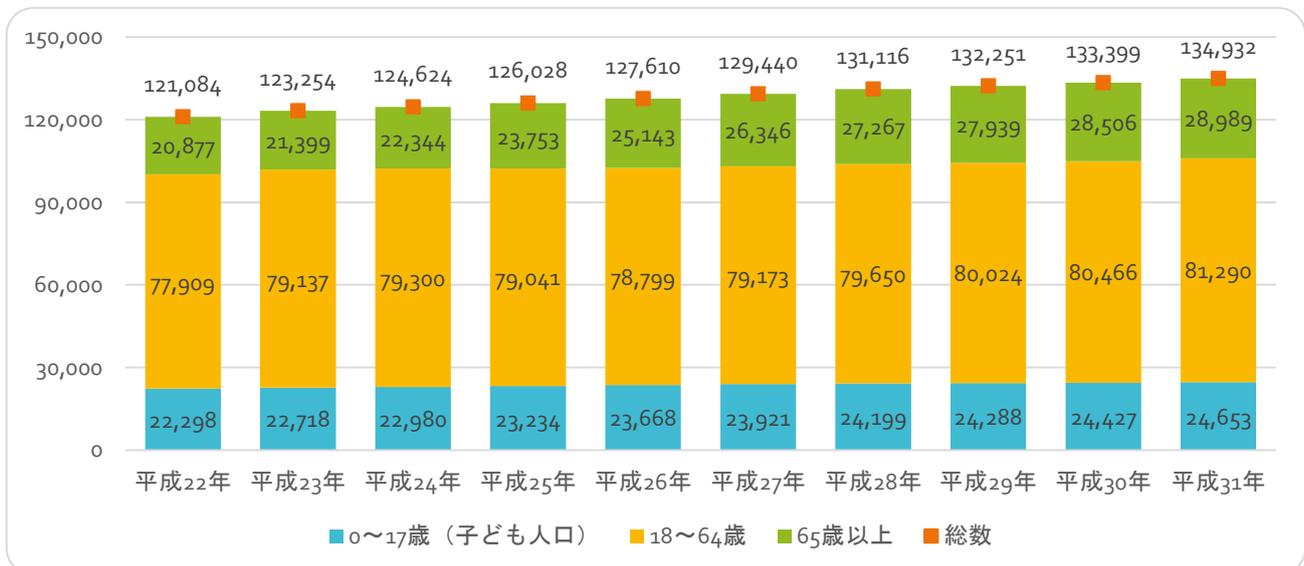
- ◆本市の総人口は、住宅開発等の進展による人口流入を受けて、増加傾向にあります。
- ◆年代別の人口を見てみると、現在は18～64歳の人口の割合が比較的高いですが、将来的には65歳以上の人口の割合が高まり、その他の年代の割合が低下することが予測されます。
- ◆本市の就学前と小学生の児童は、緩やかな増加傾向にありますが、就学前児童数については平成28年前後をピークになだらかな減少局面に転じることが予測されます。

(1) 総人口の推移

本市の総人口は毎年増加しており、平成26年は127,610人となっています。今後も増加傾向は継続し、平成31年には134,932人に達すると予測されます。

しかし一方で、年代別の構成割合は、年々、高齢者人口の割合が増加し、子ども人口などの割合が減少していることから、本市においても、少子高齢化が進行するものと予測されます。

■総人口の推移

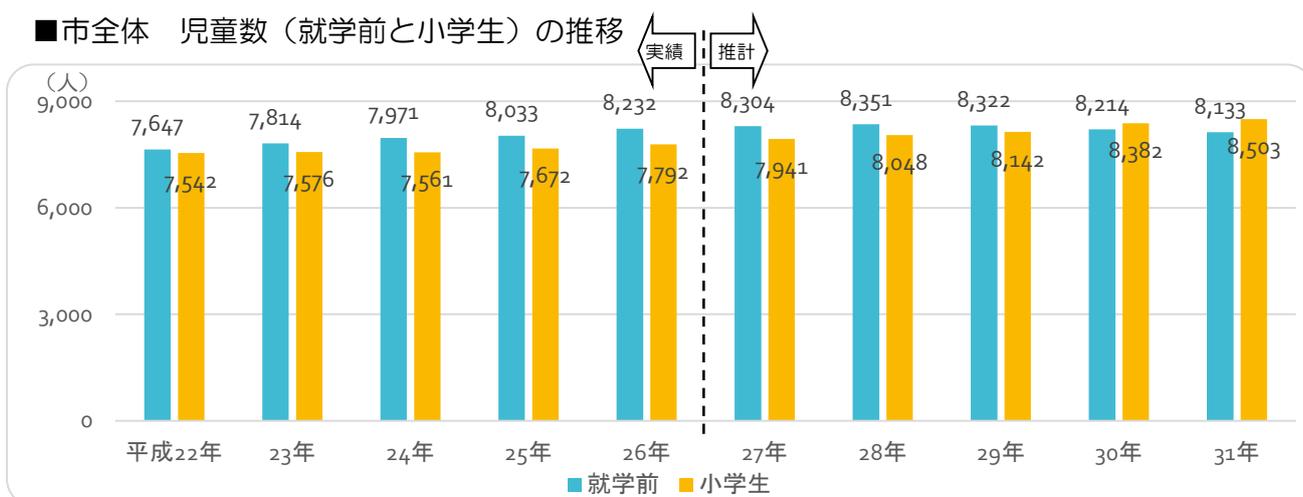


(資料：住民基本台帳および草津未来研究所)

(2) 就学前と小学生の人口の推移

子育て世帯の転入の影響を受け、現在までの5年間、本市の0歳から5歳までの就学前の児童数は増加しており、今後も緩やかな増加を続け、平成26年には8,232人となっていますが、平成28年をピークに減少に転じ、平成31年には8,133人と予測されます。

小学生の児童数は、平成24年にわずかながら減少しましたが、増加傾向を示しており、平成26年は7,792人となっています。今後も増加を続け、平成31年には8,503人と推計されます。



(資料：住民基本台帳および草津未来研究所)

■市全体 児童数（就学前と小学生）の推移

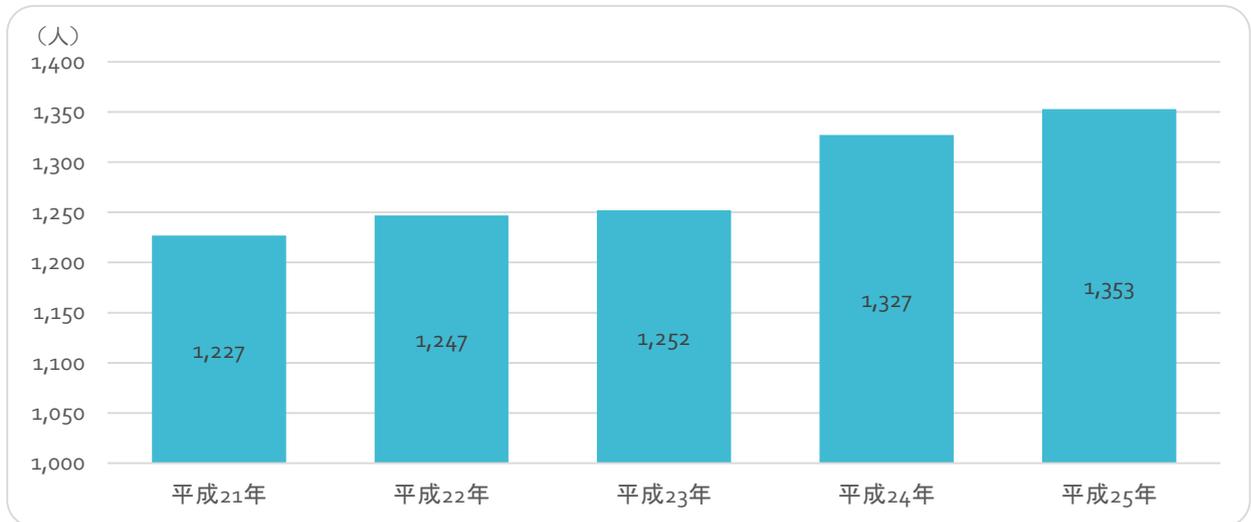
項目・ 年次 年齢区分	実績					推計				
	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
0歳	1,238	1,261	1,287	1,291	1,313	1,322	1,306	1,280	1,263	1,256
1～2歳	2,586	2,663	2,654	2,723	2,800	2,760	2,748	2,727	2,683	2,648
3～5歳	3,823	3,890	4,030	4,019	4,119	4,222	4,297	4,315	4,268	4,229
就学前計	7,647	7,814	7,971	8,033	8,232	8,304	8,351	8,322	8,214	8,133
低学年	3,803	3,852	3,805	3,851	3,930	4,094	4,130	4,181	4,272	4,359
高学年	3,739	3,724	3,756	3,821	3,862	3,847	3,918	3,961	4,110	4,144
小学生計	7,542	7,576	7,561	7,672	7,792	7,941	8,048	8,142	8,382	8,503
合計	15,189	15,390	15,532	15,705	16,024	16,245	16,399	16,464	16,596	16,636

(資料：住民基本台帳および草津未来研究所)

(3) 出生の状況

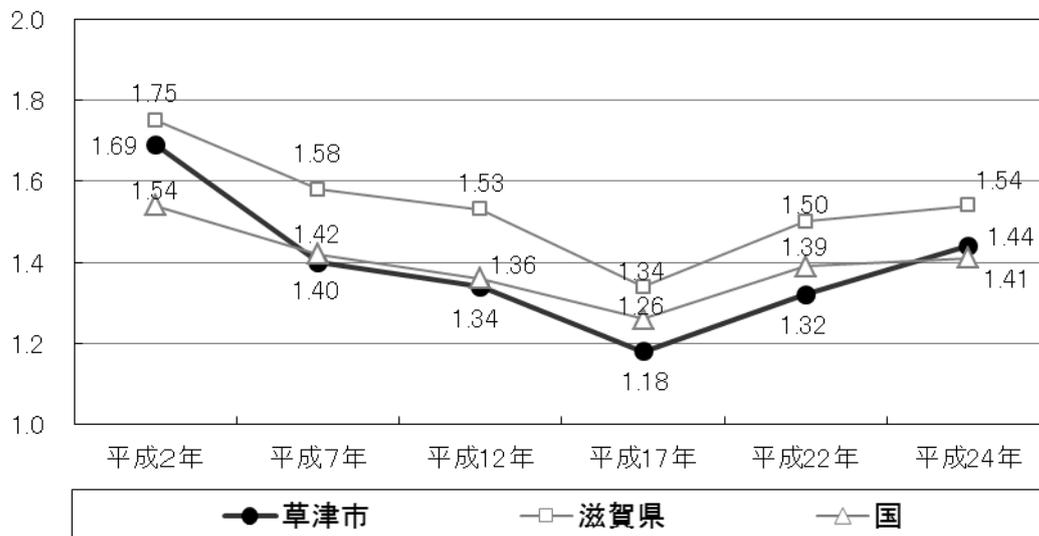
出生数の推移は、毎年増加しており、平成24年には前年から約70人増えて1,327人となっています。

■出生数の推移



資料：健康増進課事業年報

■(参考) 合計特殊出生率の比較



資料：人口動態統計、草津市母子保健計画、南部健康福祉事務所（草津保健所）事業年報

※合計特殊出生率…15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、すべての女性が等しく子どもを生むと仮定した場合に、1人の女性が一生の間に生む子どもの人数。今の人口規模を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準は、2.07とされています。

2 家族の状況

【ポイント】

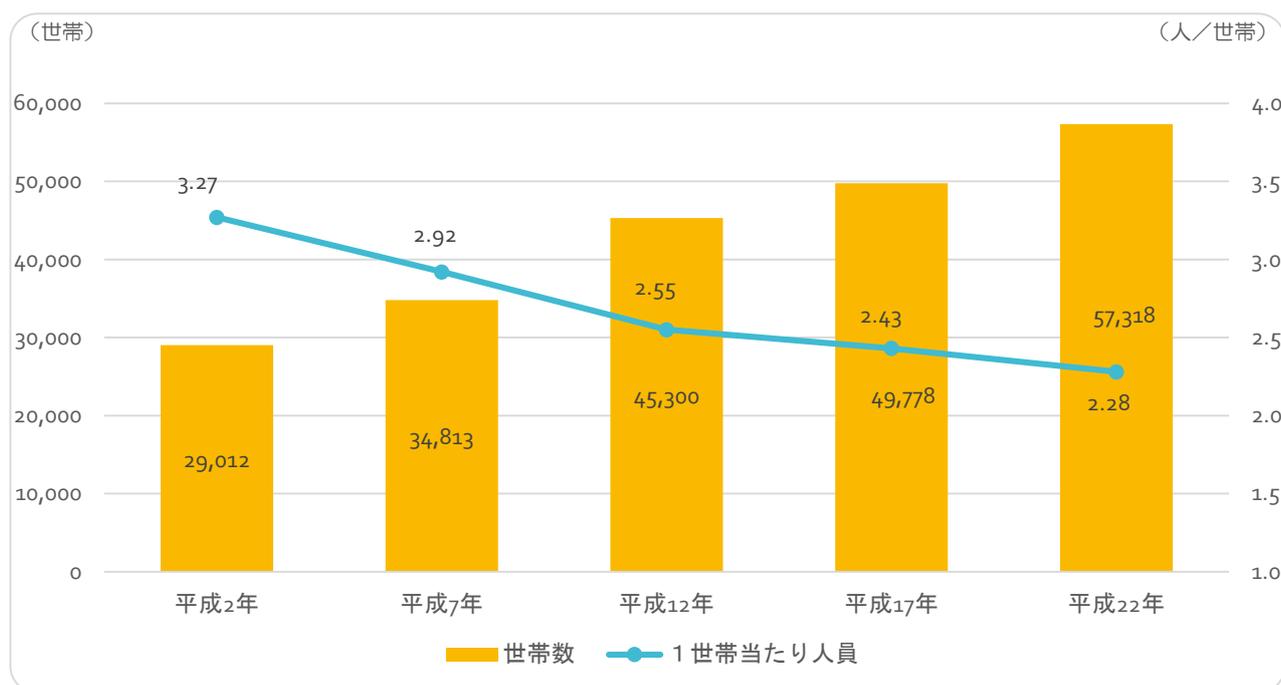
- ◆全体の世帯数や子どものいる世帯数は転入などにより増加していますが、単身世帯など人数の少ない世帯が占める割合が高まっており、子どものいる世帯の割合は低下しています。
- ◆共働き世帯の増加で、子育て世帯の労働力率は年々上昇しており、働く女性の増加による保育ニーズの高まりへの対応と多様な就労形態に対応した受け皿が求められます。

(1) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯あたり人口の推移

世帯数は、平成2年から平成22年の20年間で1.98倍となっており、人口の伸びよりも大きくなっています。しかし、平成6年に開設した立命館大学学生の増加による単身世帯の増加などにより、1世帯あたり人口は、平成2年の3.27人から平成22年の2.28人へと、世帯規模の縮小が進んでいます。

■世帯数の推移

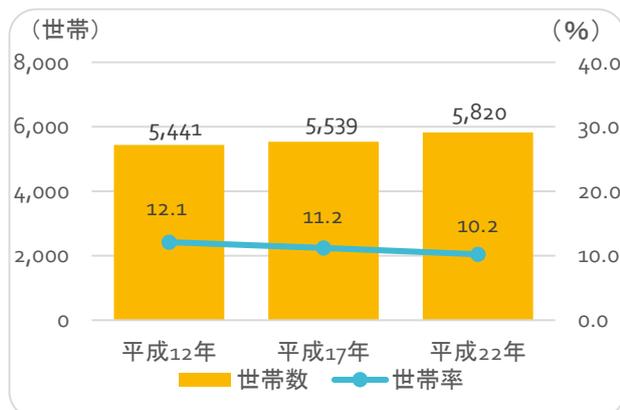


資料：国勢調査

② 子どものいる世帯の推移

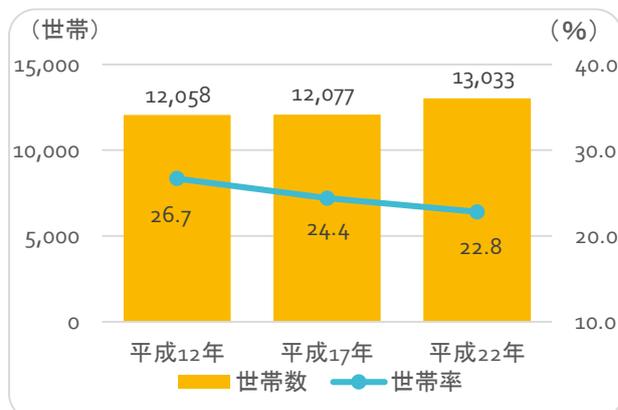
子どものいる一般世帯数は、6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに増加していますが、一般世帯総数の増加に比べ、伸びが低いため、総数に占める割合は、どちらも低下しています。

■ 6歳未満の子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 18歳未満の子どものいる世帯数の推移



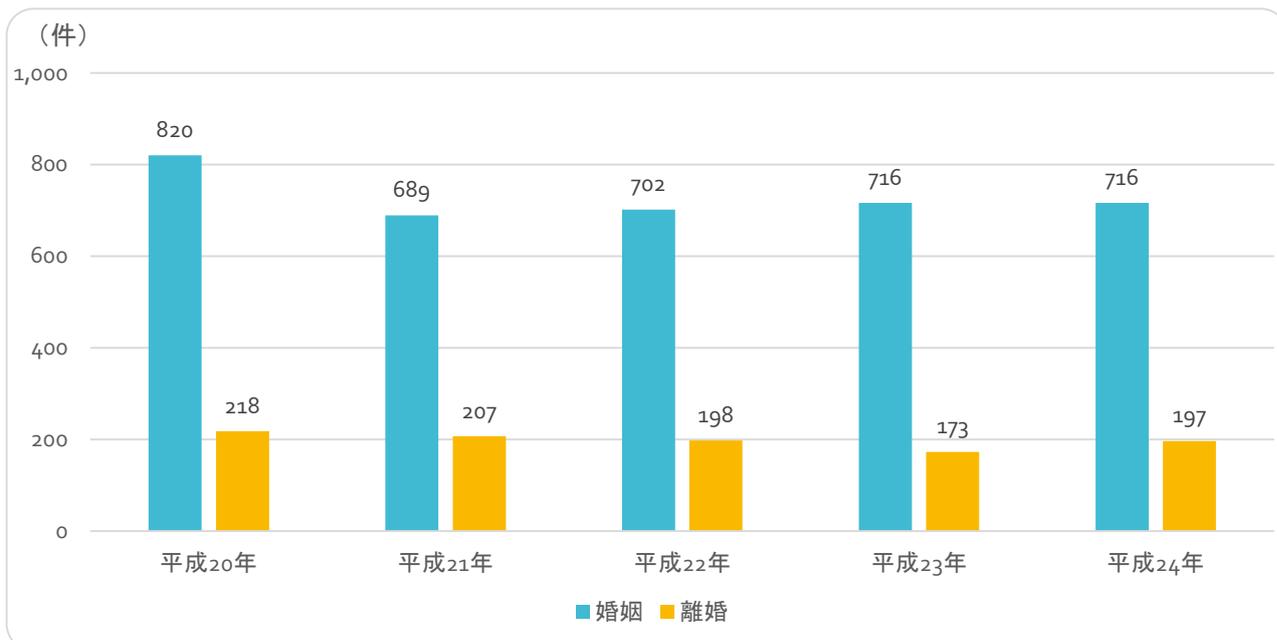
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 婚姻・離婚の状況

婚姻の状況は、平成20年が820件と多くなりましたが、平成21年には689件と減少し、その後は微増となり、平成24年には716件となっています。

離婚件数についても、婚姻と同様に平成20年が218件と多く、平成23年には173件まで減少しましたが、平成24年には197件に再び増加し、概ね200件前後を推移しています。

■ 婚姻・離婚件数



資料：人口動態統計

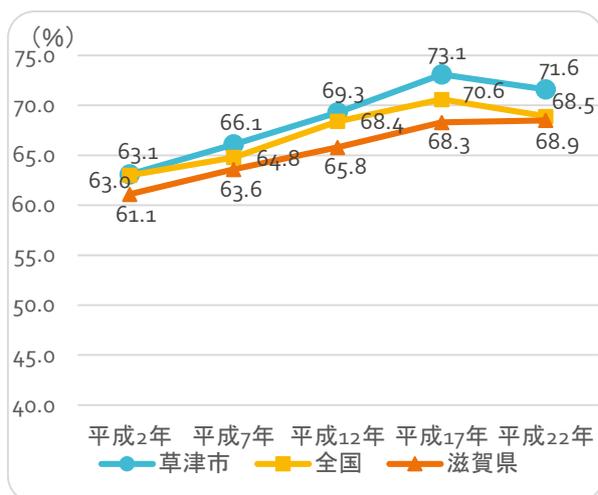
④ 未婚率の状況

20～34歳における未婚率の状況をみると、男性は平成17年まで滋賀県や全国を上回る水準で上昇していましたが、平成22年には全国水準と同様に低下し、71.6%となっています。

女性の場合は、平成17年に全国や滋賀県水準を上回る勢いで上昇してきましたが、平成22年には全国水準と同様に、わずかながらの上昇にとどまっています。

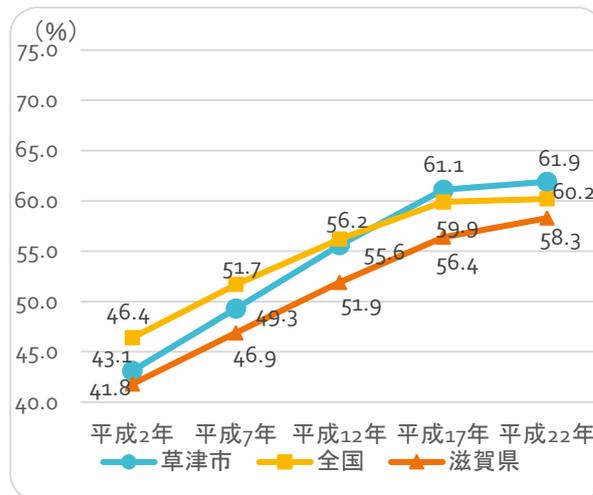
これは、本市に立命館大学の学生が多数居住しているため、男女ともに20～24歳の未婚率が高くなっているものと考えられます。

■男性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

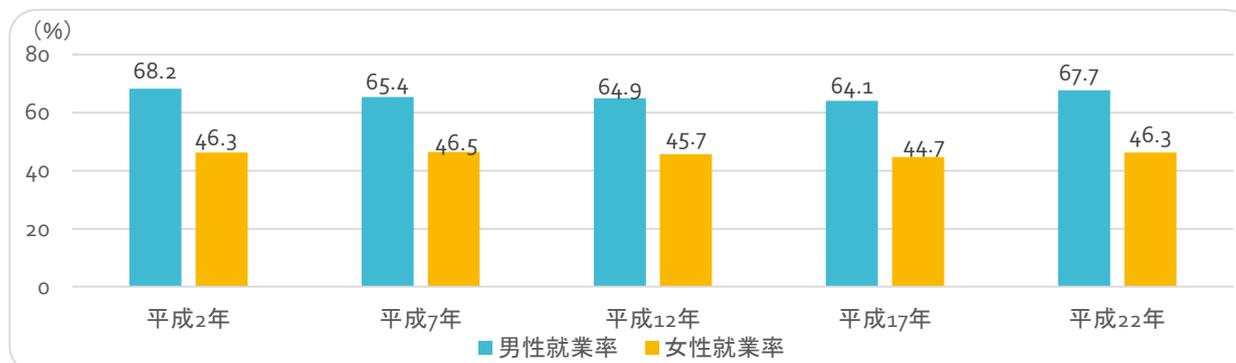
(2) 就労の状況

① 男女の就業率の推移

男女別の就業率の推移をみると、男性は年々低下し、平成22年には64.9%となっています。これは、全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは低い状況です。

一方、女性は平成12年、17年と同程度が、平成22年には若干低下し、45.7%となっています。男性と同様に、全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは若干低い状況です。

■男女別 就業率の推移

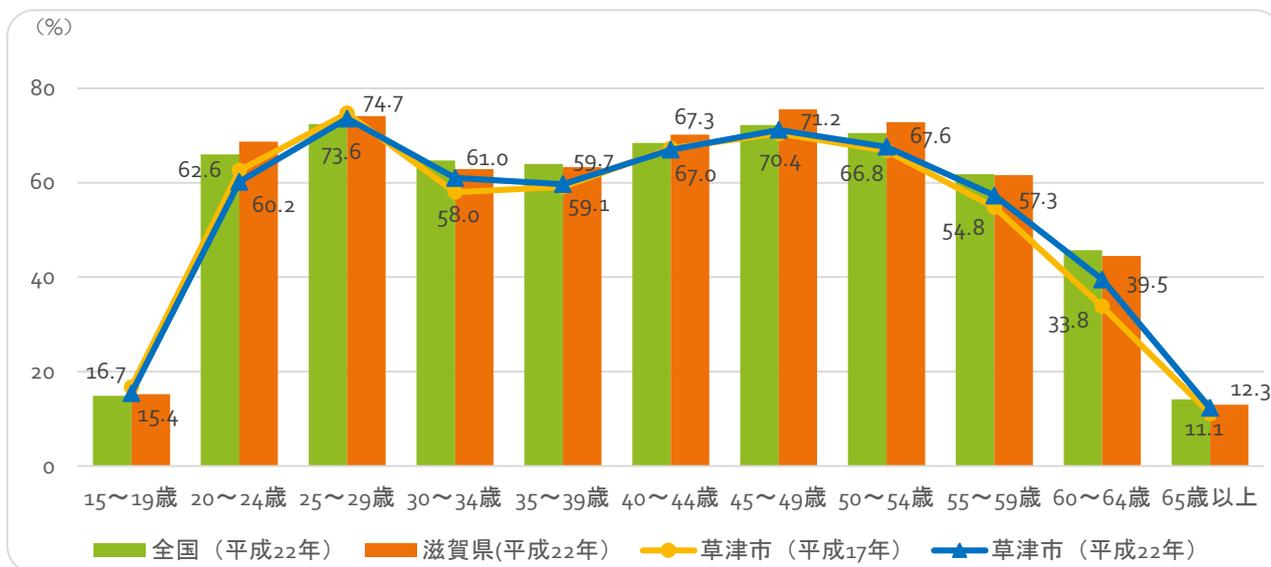


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率について、平成17年と22年を比べると、15～19歳、20～24歳、25～29歳は若干低下しましたが、そのほかの年齢層は上昇、もしくは同程度となっています。特に30～34歳は3.0ポイント上昇し、M字カーブの谷が上昇していますが、全国や滋賀県水準よりは低くなっています。

■女性の年齢5歳階級別 労働力率

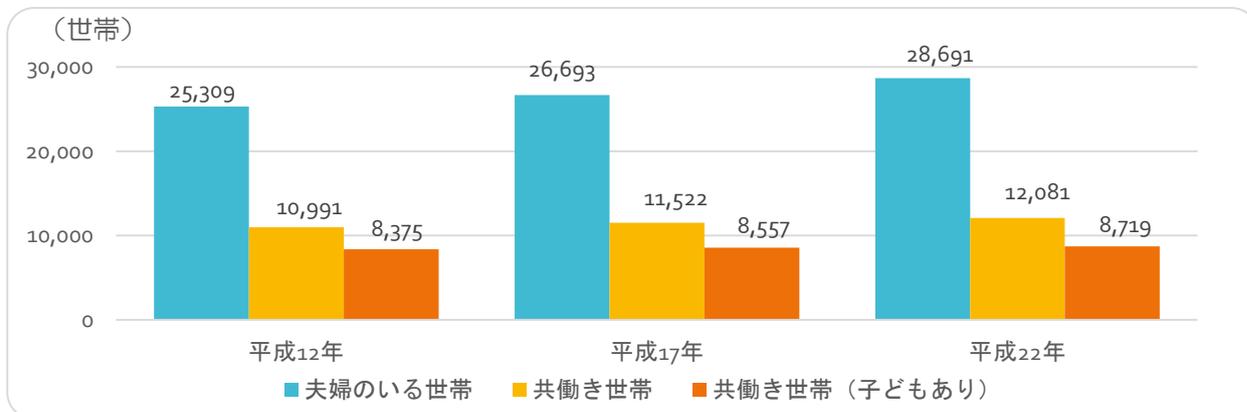


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、平成22年には28,691世帯となっています。そのうち、夫婦が共に就労している共働き世帯や、共働き世帯のうちの子どもありの世帯も増加し、平成22年にはそれぞれ12,081世帯、8,719世帯となっています。しかし、共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成12年の76.2%が、平成22年には72.2%と低下しています。

■共働き世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 保育所、幼稚園、学校の状況

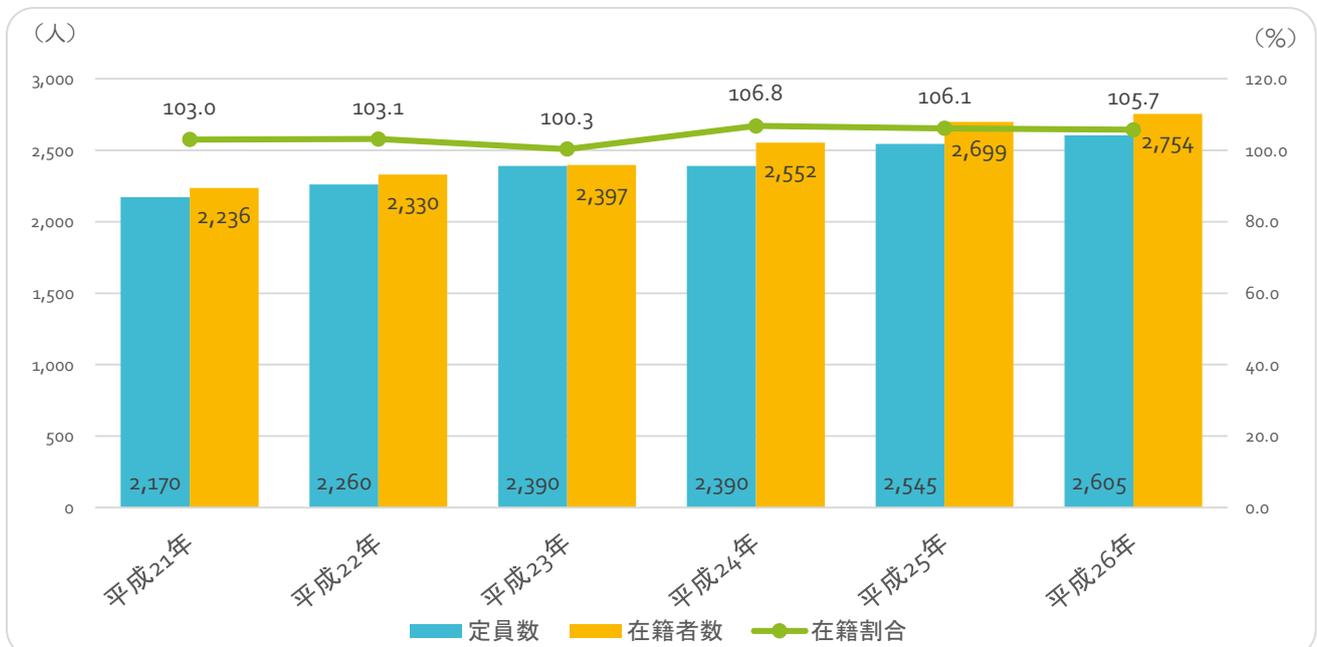
【ポイント】

- ◆認可保育所は定員超過の状態が続いており、就学前の子ども人口や共働き世帯が増加する中で、引き続き低年齢児を中心とした待機児童の解消と保育が必要な子どもの受け入れ体制の確保が必要です。
- ◆幼稚園に在籍する児童数が微減傾向の中で、公立・私立幼稚園ともに定員を下回る状況が続いており、地域的な在籍割合の較差も生じています。
- ◆子育て世代の共働き世帯数の増加や就労形態の多様化が進む中で、幼稚園において就労へ対応していくニーズが高まっています。
- ◆4歳児・5歳児の概ね100%が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍している一方で、3歳児の約4人に1人が未就園となっており、3歳児幼児教育の実施が求められています。そのため、どのように提供していくか、幼稚園・保育所相互のあり方を含め、検討する必要があります。

(1) 保育所の状況

認可保育所全体の在籍割合は100%を超えており、定員超過の状態が続いています。（職員配置や保育室面積の基準の範囲内で、定員の弾力運用（定員を超えた受け入れ）を行っています。）

■草津市における認可保育所の定員数と在籍者数

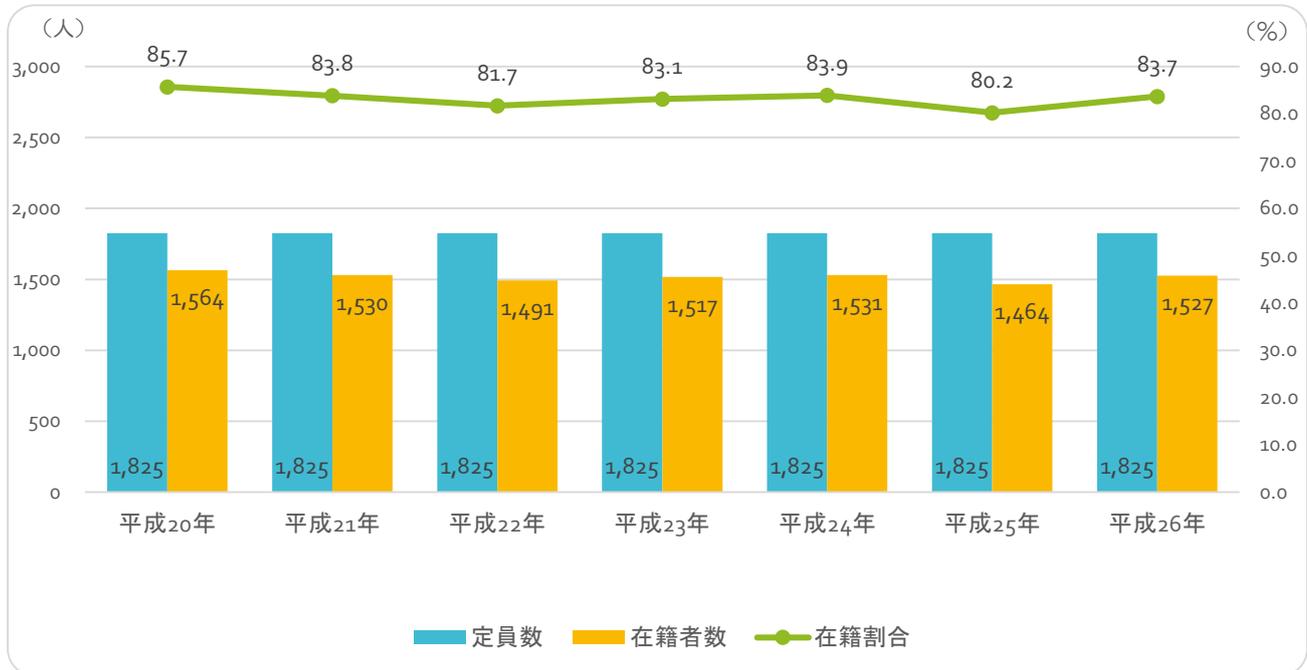


資料：幼児課（各年5月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の在籍割合は、平成16年以降80%台で推移しており、定員数を下回る状態が続いています。

■草津市における幼稚園の定員数と在籍者数

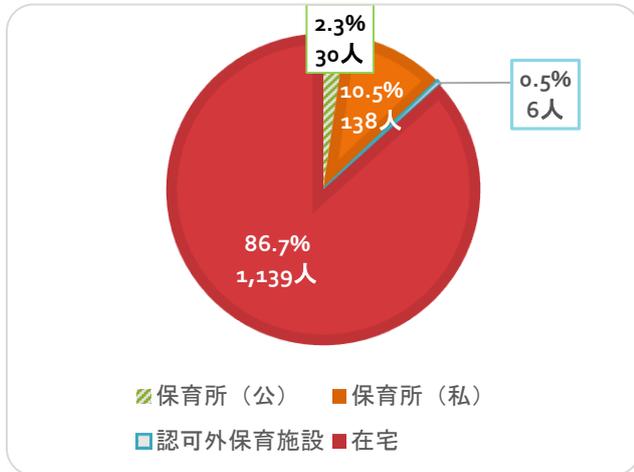


資料：幼児課（各年5月1日現在）

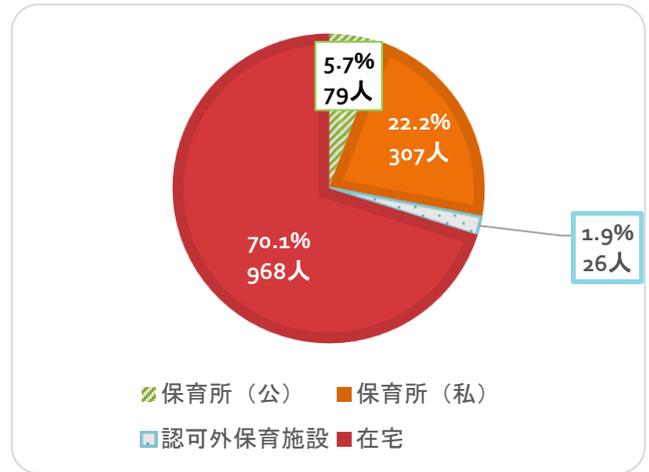
(3) 就学前児童の居場所

本市の就学前児童は、0歳児では約9割、1～2歳児では約7割が在宅で過ごしています。3歳児では在宅が約3割となり、4～5歳児ではほぼ全員が幼稚園や保育所に在籍しています。

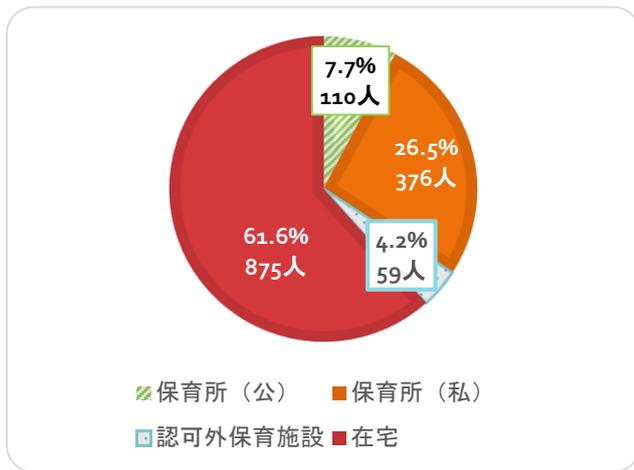
■ 0歳児の就学前施設在籍状況



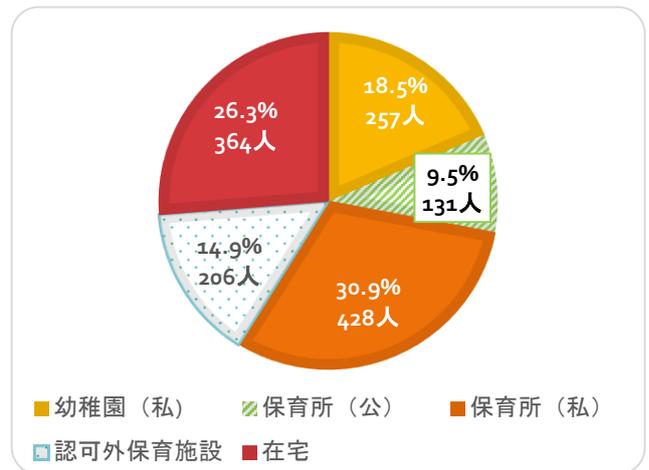
■ 1歳児の就学前施設在籍状況



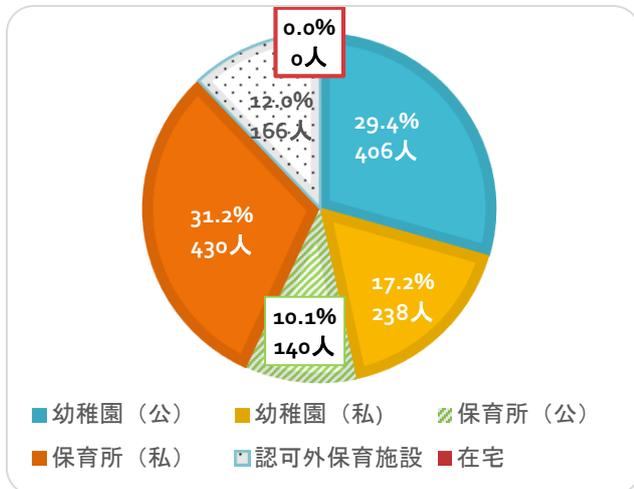
■ 2歳児の就学前施設在籍状況



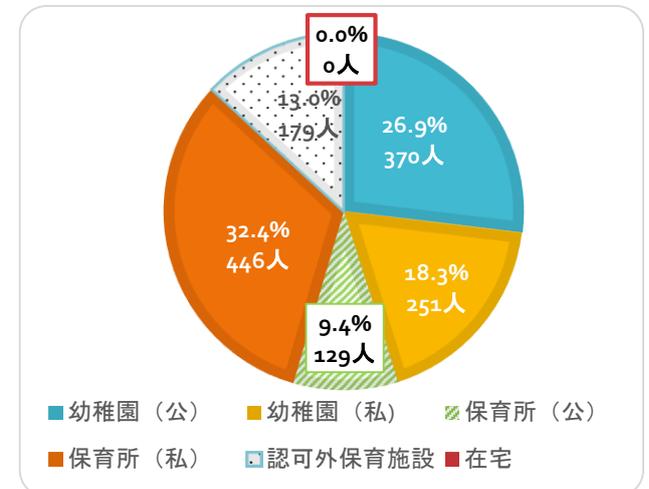
■ 3歳児の就学前施設在籍状況



■ 4歳児の就学前施設在籍状況



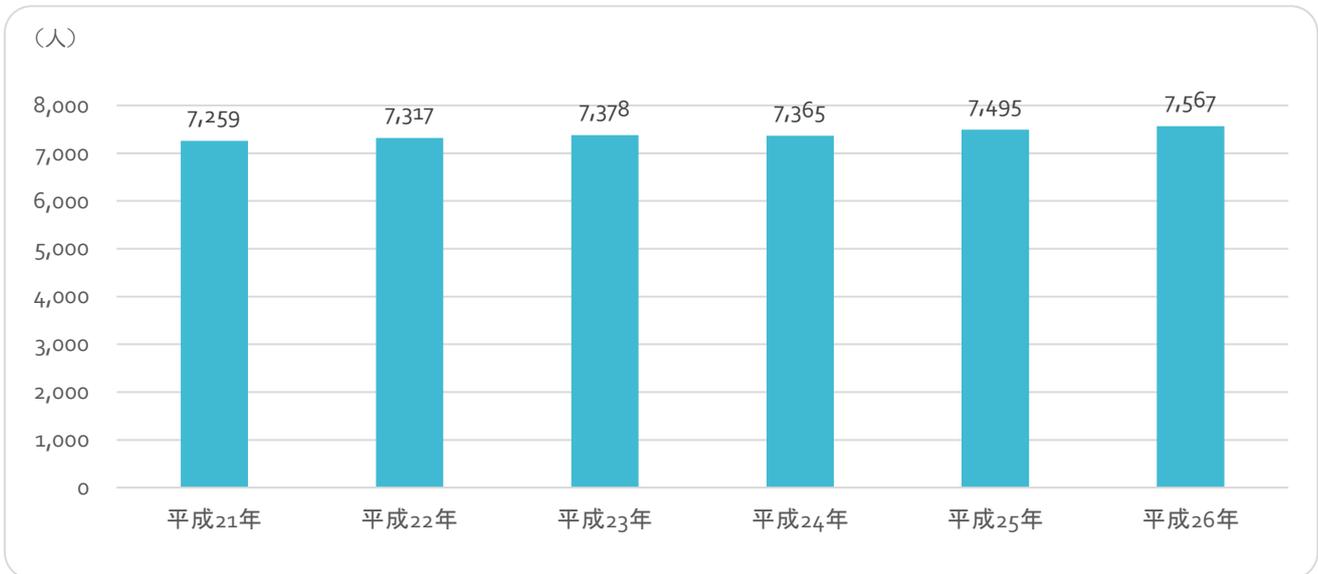
■ 5歳児の就学前施設在籍状況



(4) 小学校の状況

市内には、公立小学校が13校あり、児童数の推移をみると、平成21年に若干減少しましたが、その後は徐々に増加傾向にあり、平成26年には7,567人となっています。

■小学校児童数（公立）



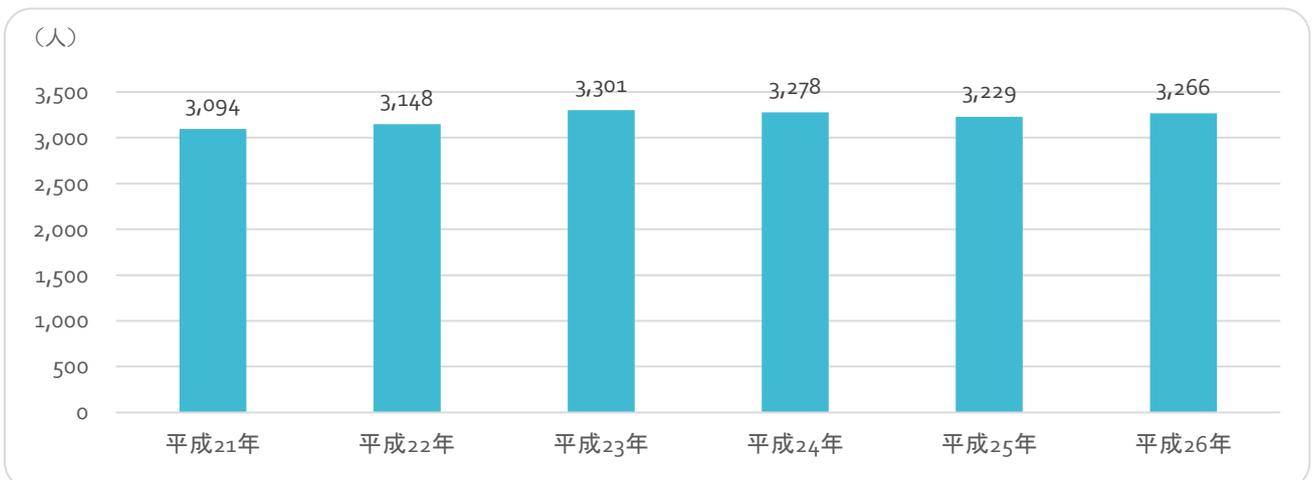
資料：草津市の教育（各年度5月1日）

(5) 中学校の状況

市内の中学校については、公立が6校、私立が1校あります。

公立中学校の生徒数は、徐々に増加傾向にあり、平成23年から概ね3,300人弱となっています。

■中学校生徒数（公立）



資料：草津市の教育（各年度5月1日）

4 子ども・子育て支援の状況

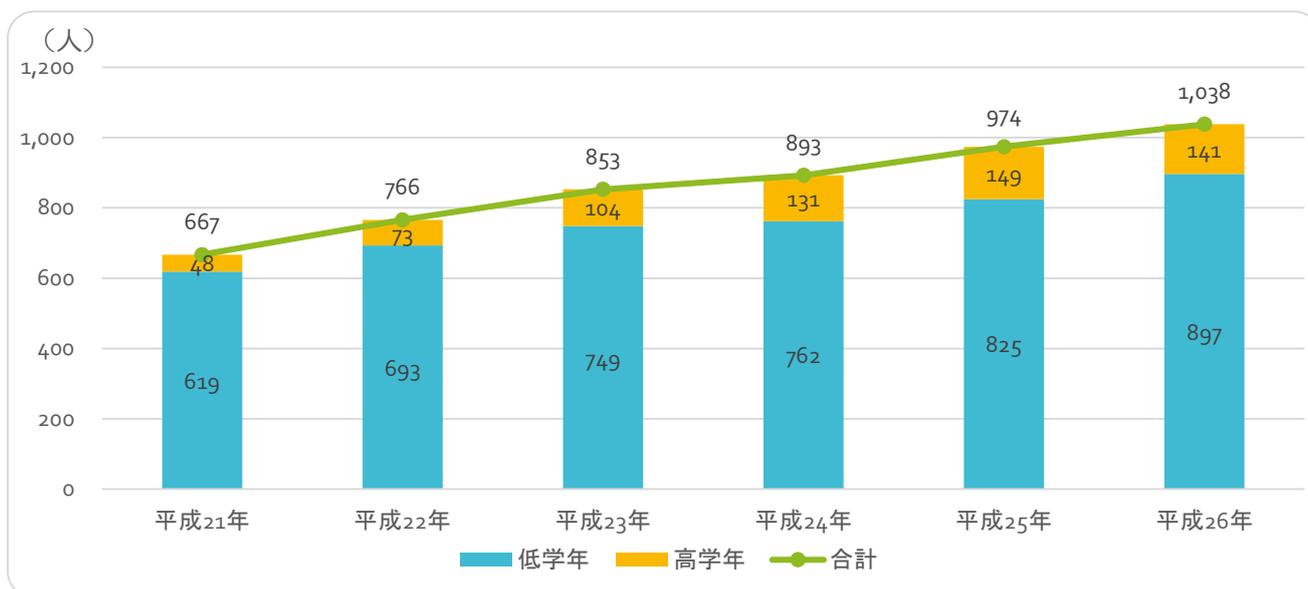
【ポイント】

- ◆共働き世帯の増加により、放課後や長期休暇中に保育を必要とする児童育成クラブへの入会児童数が増加しており、またニーズも多様化しています。
- ◆子育て支援センターや地域子育て支援センター、つどいの広場では家庭で過ごす0歳～3歳未満の親子が気軽に集まり交流、相談できる機会の提供に努めていますが、より身近な場所での実施と内容の充実が求められています。
- ◆児童虐待の相談件数は、年々増加しており、その種別はネグレクト（育児放棄）や心理的虐待が多くなっています。増加する相談等に対応する体制づくりが必要であると同時に、虐待を予防する取組みが必要です。
- ◆ひとり親世帯は、母子家庭を中心に増加が著しく、子育て負担の軽減を目的とした支援の充実が求められます。

(1) 児童育成クラブ（のびっ子）の在籍状況

各小学校区に1カ所の公設児童育成クラブ（のびっ子）があり、入会児童数は低学年、高学年ともに増加しています。特に高学年の入会希望数は7年間で20倍になっています。

■児童育成クラブ入会児童数



資料：子育て支援センター（各年度5月1日現在）

(2) 児童虐待相談の状況

急激な少子化、核家族化や地域のコミュニティの希薄化など社会環境が大きく変化する中で、家庭や地域での子育て機能が低下し、子育ての孤立化による不安や負担感を抱える保護者が増えるのに比例し、児童虐待の相談件数は年々増えています。

平成25年度は、平成21年度に比べて77人増加しています。虐待相談件数の8割が昨年度からの継続ケースとなっており、長期的に支援しなければならないケースが増え、今後も相談件数は増加するものと予想されます。

また、虐待種別を見てみると、ネグレクトが最も多く38%、次いで心理的虐待が36%と多くなっています。

■家庭児童相談室の児童虐待相談件数（件）

	相談件数	虐待種別			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
平成21年度	329	60	159	109	1
平成22年度	316	58	127	129	2
平成23年度	371	76	159	136	0
平成24年度	370	87	134	143	6
平成25年度	406	99	153	148	6

資料：子ども家庭課

(3) ひとり親世帯の状況

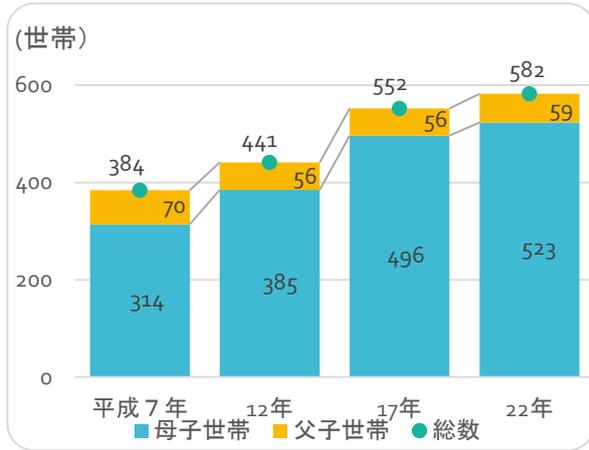
国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成7年では384世帯が、平成22年には582世帯と、およそ1.5倍に増加しています。

内訳をみると、平成22年では母子世帯が523世帯、父子世帯が59世帯で、父子世帯に比べて母子世帯の増加が著しくなっています。

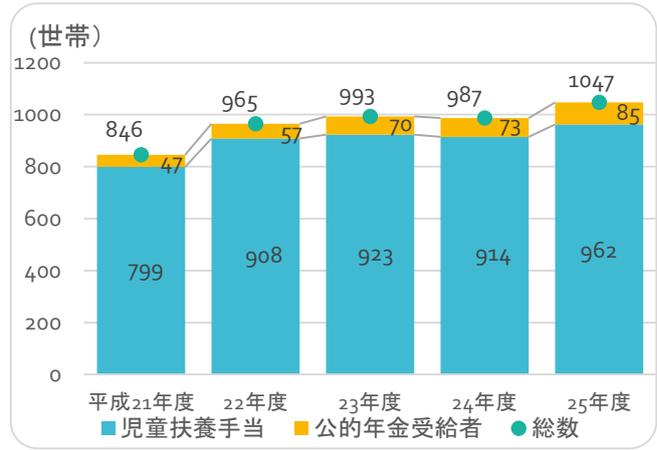
なお、平成22年は、祖父母など他の世帯員がいる場合も含めた数値を公表していますが、それによると、母子世帯は791世帯、父子世帯は157世帯で、ひとり親世帯全体では948世帯となっています。

また、滋賀県への報告基準である児童扶養手当申請者数及び公的年金（障害年金・遺族年金）受給者で申し出のあった方の合計値をひとり親としてみた場合、平成21年以降、概ね増加傾向にあり、平成25年度末時点で1,047世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移



資料：各年国勢調査



資料：市調べ（各年度末）注）高額所得などの理由により、児童扶養手未申請の人は含みません。

（４）障害児施策をめぐる状況

① 特別児童扶養手当受給者の状況

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、平成21年度以降増加しており、平成25年で223人となっています。

■特別児童扶養手当申請者数

(人)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
187	196	203	217	223

資料：子ども家庭課

② 児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のある子ども及びその疑いのある子どもに対する早期の適切な療育を実施することで、2次障害を予防し、発達を促すための支援及び保護者などの援助を行っています。利用状況は、年々在籍数が増加傾向にあり、平成22年度後期より定員数を40人から50人に拡大しています。

■児童発達支援事業（湖の子園）利用者の状況

(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数	40人	50人	50人	50人	50人
在籍数	前期30人 後期40人	前期30人 後期48人	前期40人 後期48人	前期38人 後期54人	前期43人 後期52人

資料：発達支援センター

「湖の子園」とは・・・

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設です。

③発達支援センターの相談等の状況

発達障害者支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難などの心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリングなどを実施しています。

社会的な認知度の上昇を背景に、相談件数は年々増加しており、特に、平成 24 年度以降は発達検査に関する件数が増加しております。

■発達支援センターの相談等件数

(新規以外、延べ件数)

	新規 相談	家族 相談	本人 面談	医療 相談	発達 検査	幼保 連携	学校 連携	医療 連携	関係 機関 他	相談等 総計
平成 22 年度	527	794	79	66	352	291	273	40	94	1,989
平成 23 年度	365	982	85	42	371	401	321	53	78	2,333
平成 24 年度	342	1,081	183	22	515	451	275	50	97	2,674
平成 25 年度	352	1,304	226	18	672	721	255	58	123	3,377

資料：発達支援センター

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 仕事と子育ての両立支援

【ポイント】

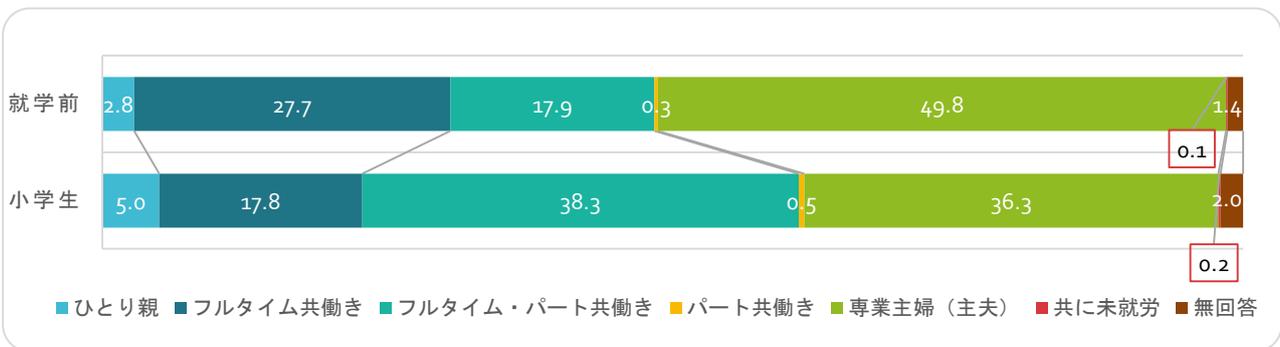
- ◆仕事と子育てを両立する上で、子どもや保護者自身の病気やケガの際の対応、急な残業時の対応などを大変と感じる人が多く、こうした時に面倒をみてくれる人や保育事業が求められています。
- ◆働く保護者、特に母親は子どもと接する時間が少ないと感じる人も多く、子育てや家事、地域生活などに参加でき、ゆとりある働き方ができる社会の実現が必要です。そのためには、企業等と一体となってワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

① 保護者の就労状況

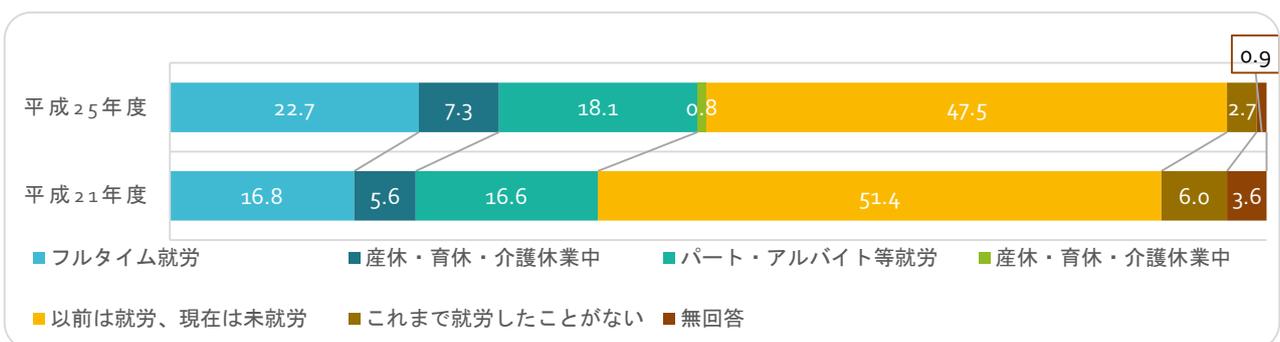
共働き世帯が小学生では半数を超えており、就学前でも45.9%が共働きです。母親の就労割合は、平成21年度の前回調査と比較すると就学前、小学生ともに上昇しており、就学前ではフルタイム、小学生ではパート・アルバイトの割合が伸びています。

しかし、父親の帰宅時間は就学前、小学生共に19時～21時台が多く、父親の家事・育児への関わりが難しい状況があることから、男女に関わらないワーク・ライフ・バランスの推進が必要だといえます。

■母親と父親の就労状況による家庭類型



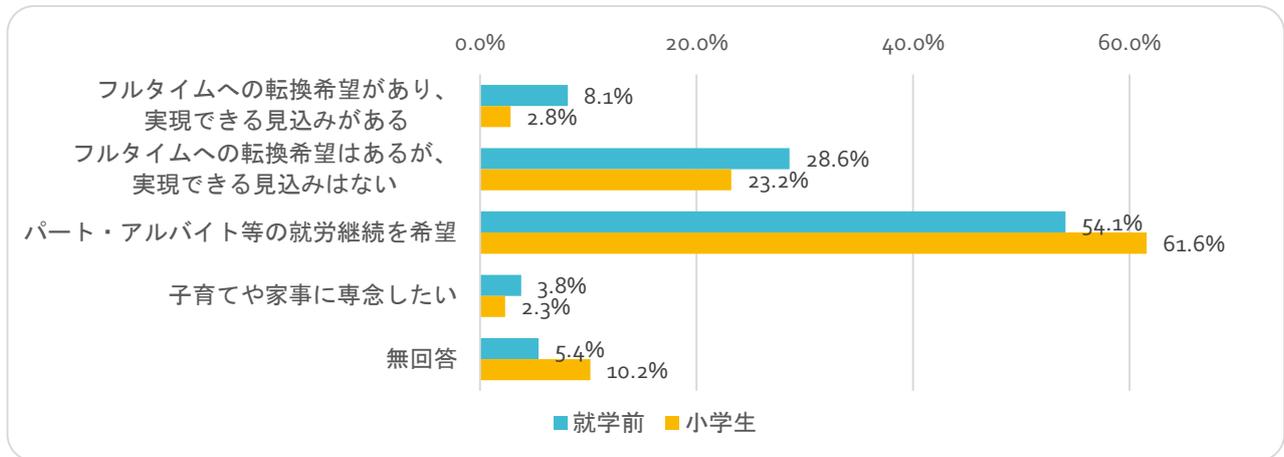
■就学前の母親の就労状況



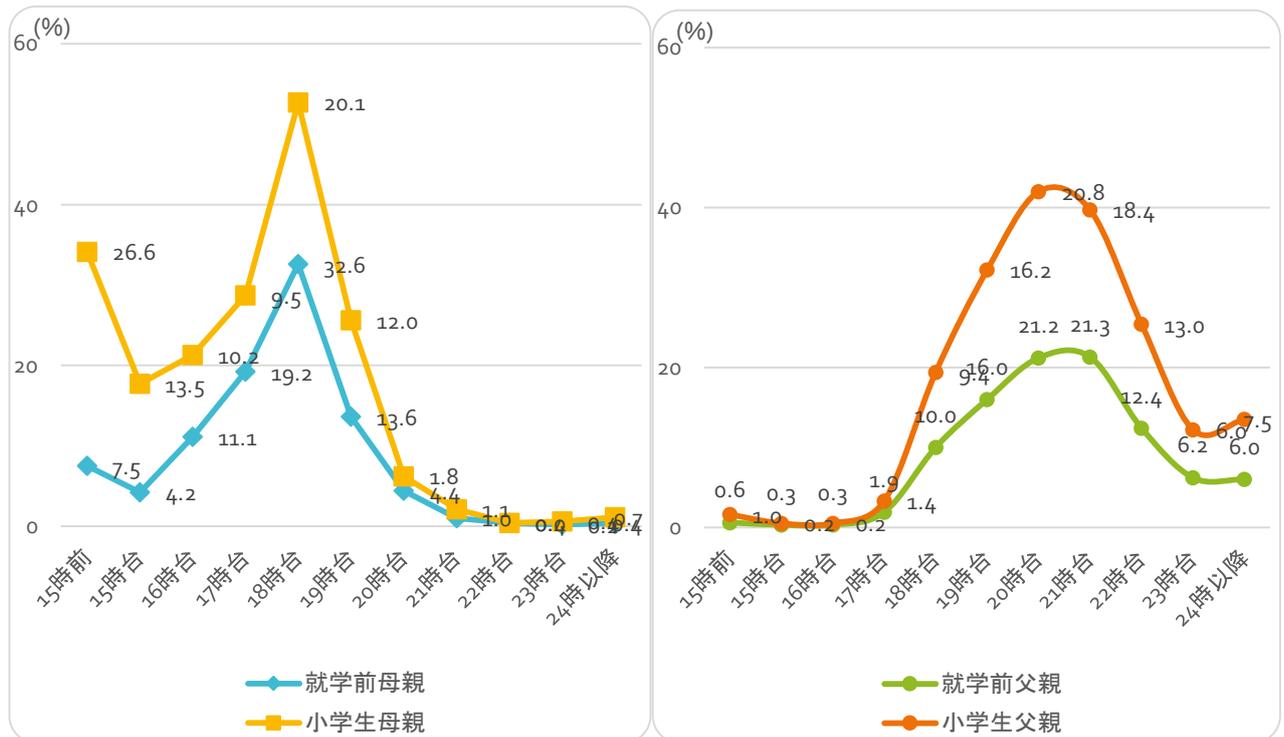
■小学生の母親の就労状況



■パート・アルバイト就労中の母親の今後の就労希望



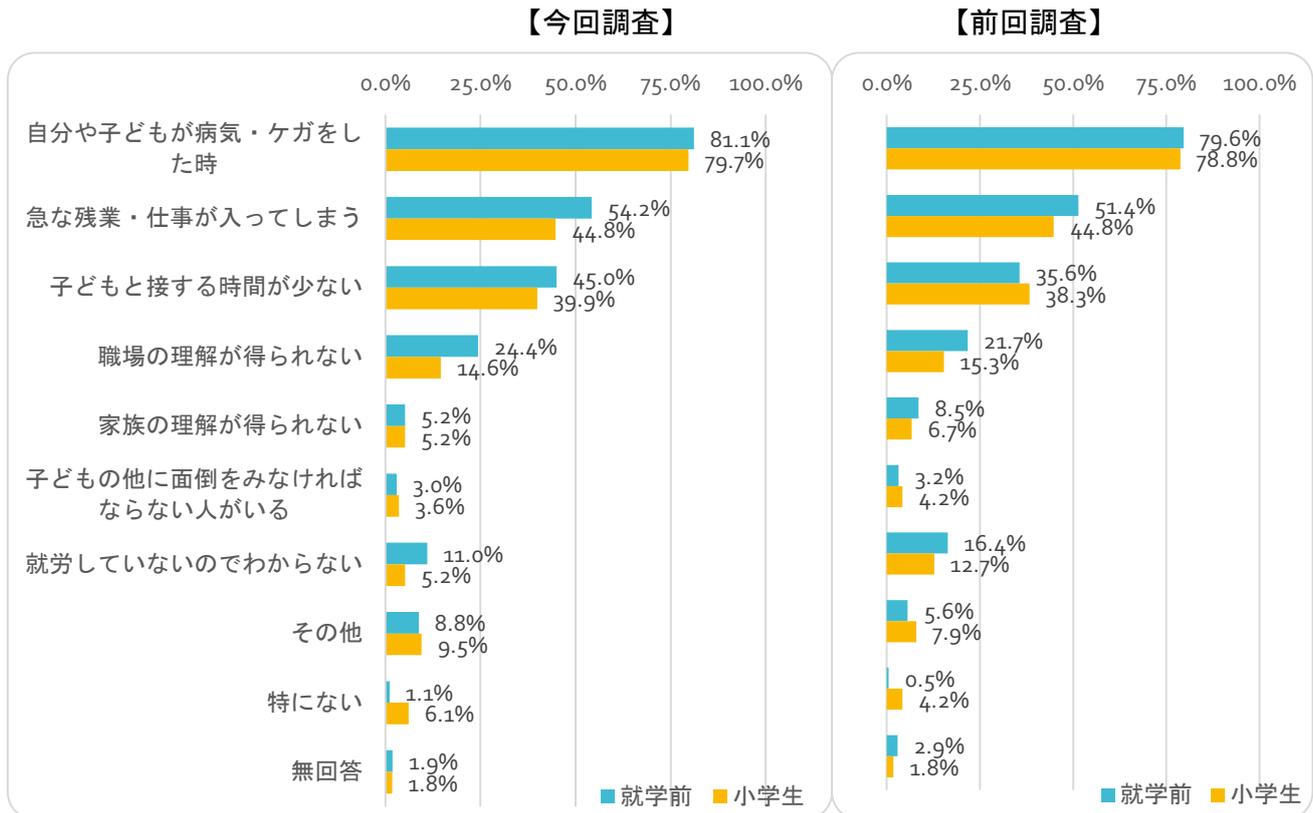
■就労者の帰宅時間



② 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、「自分や子どもが病気・ケガをした時」が就学前も小学生もトップとなっており、次いで「急な残業・仕事が入ってしまう」「子どもと接する時間が少ない」など、前回調査と同じ項目が上位にあげられています。就学前の「子どもと接する時間が少ない」が9.4ポイント上昇していますが、これは、フルタイムで働く割合が増えたことによるものだと考えられます。

■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること



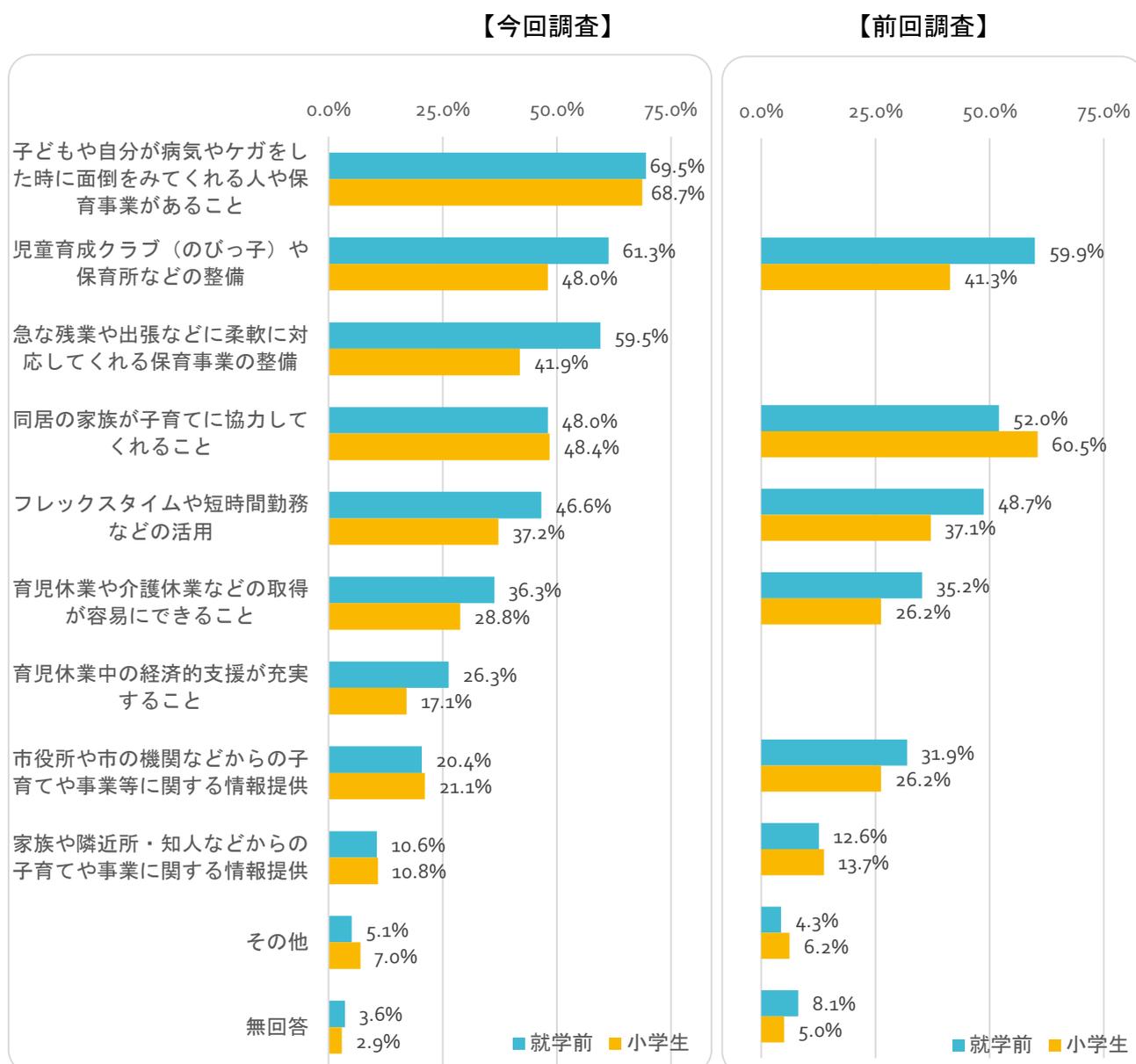
注) 前回調査では、「子どもの保育所などが見つからない」(就学前14.1%)がありました。

③ 仕事と子育てを両立する上で必要なこと

仕事と子育てを両立する上で必要なことは、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることと同様に、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が就学前も小学生もトップとなっており、「児童育成クラブのびっ子や保育所（園）などの整備」「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」などの値も高いことから、多様なニーズに柔軟に対応できる保育サービスの充実が必要だと分かります。

また、今回調査でも約半数の人が「同居の家族が子育てに協力してくれること」が必要だと答えており、調査の回答者の約8割が核家族であったことから、男女が共に子育てに関わる環境づくりの推進が継続して求められているといえます。

■仕事と子育てを両立する上で必要なこと



注) 前回調査では、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」や「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」「育児休業中の経済的支援が充実すること」がなく、「就労していないのでわからない」（就学前12.5%、小学生12.3%）がありました。

(2) 子育ての孤立化・不安の解消

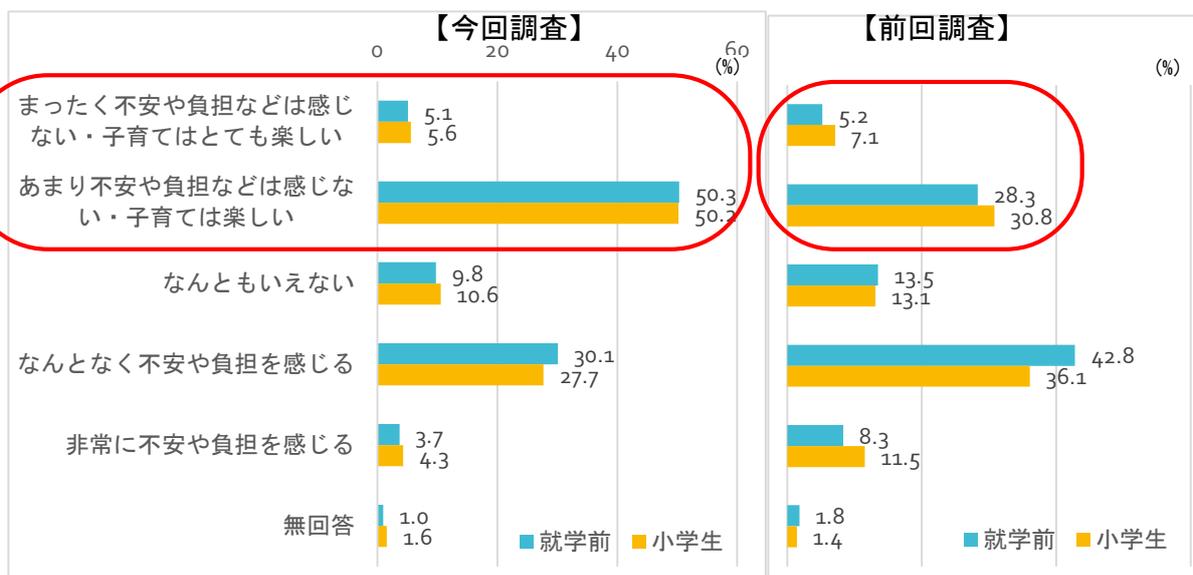
【ポイント】

- ◆子育てに不安や負担を感じる人の割合は、平成 21 年度の調査に比べて就学前および小学生共に大きく低下しています。しかし、およそ 1/3 の人は依然として不安や負担を感じています。就学前の場合、不安や負担を感じる人は同年齢の子どもの親とのつきあいがあまりない人に高い傾向があり、身近な地域での交流の機会や相談窓口の情報提供等、多方面からの支援が必要です。
- ◆子どものことで日頃悩んでいることでは、就学前の子どもでは食事や栄養、病気や発育・発達に関することが多く挙げられ、小学生では子どもの友だちつきあいに関することがトップとなっています。近年、発達障害への社会的認知が高まり、相談や支援へのニーズも高まっていることから、乳幼児健診などの機会を利用した相談の充実が必要です。また、多様な悩みや不安に関して、気軽に相談できる場や保護者同士が共有・共感できる場などの充実が必要です。
- ◆本市では、子育てサークルが多く、参加希望も就学前では半数を超えていることから、それぞれの活動が活発に、継続して行われるよう支援する必要があります。

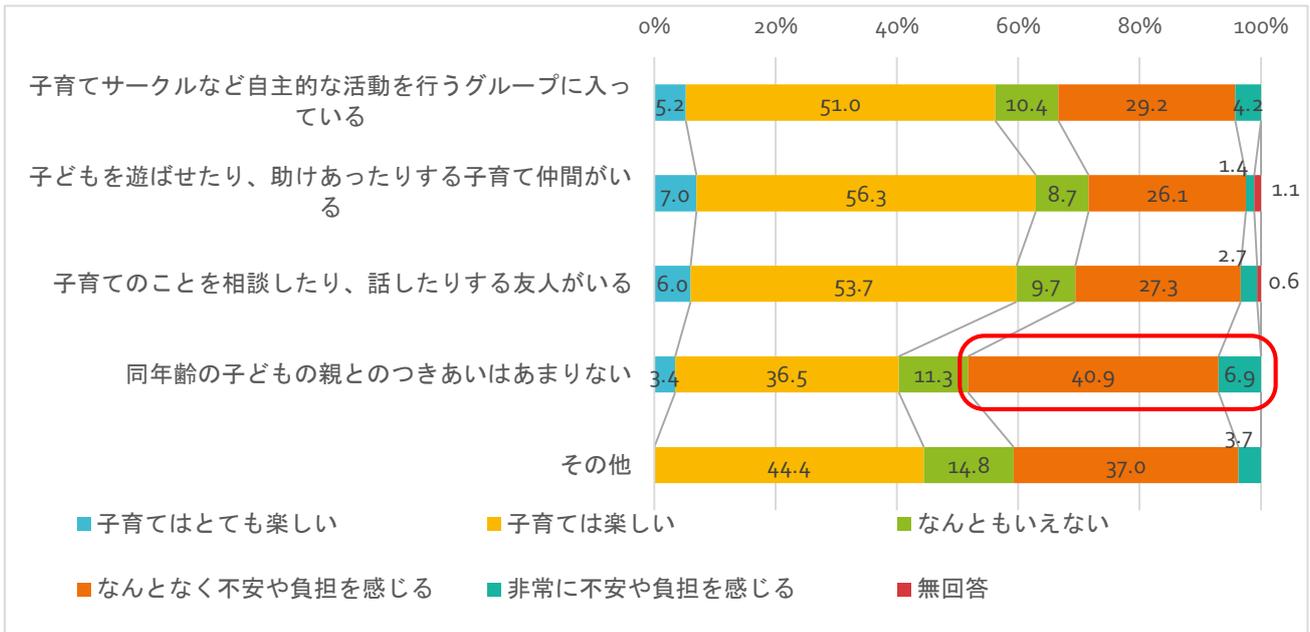
① 子育てに関する不安や負担

子育てに関して、不安や負担はなく、子育てを楽しんでいる割合が、就学前と小学生の両方で半数を超えており、前回調査を上回る結果となっています。しかし、約30%の人が不安や負担を感じると答えており、子育てサークルに入っている保護者や子育て仲間がいる保護者に比べ、同年齢の子どもの親との付き合いがあまりない人に不安や負担を感じる割合が高い傾向があるため、保護者同士の関わりがあまりない人へ向けた不安解消の支援強化が必要だといえます。

■子育てに関する不安や負担



■就学前の保護者同士のつきあいとの関係



② 子育てに関して、日頃悩んでいること

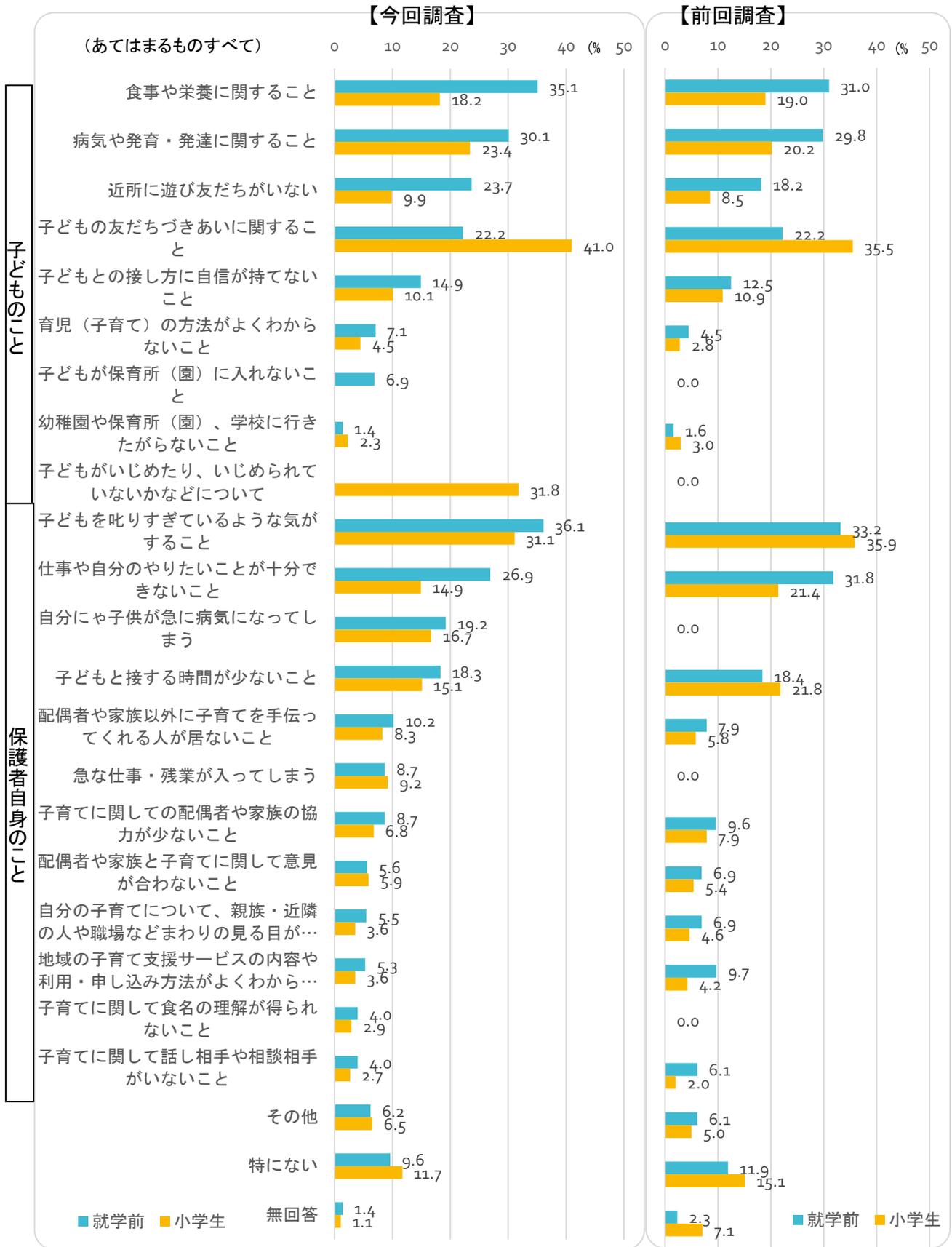
子どものことについて日頃悩んでいることでは、就学前の保護者では「食事や栄養に関すること」と「病気や発育・発達に関すること」が30%を超えており、発育・発達面の不安解消のための支援が求められていることが分かります。

また、「近所に子どもの遊び友だちがいない」が、前回調査より5.5ポイント高くなっていることから、親子で交流できる場の充実が必要だといえます。

小学生の保護者では、前回調査と同様に「子どもの友だちづきあいに関すること」がトップで41.0%となっており、前回調査に比べて5.5ポイント高くなっています。また、今回の調査で新しく設定した選択肢の「子どもがいじめたり、いじめられていないかなどについて」が31.8%で2番目にあげられ、子ども同士の関係に不安をもつ保護者が増えています。

保護者自身のことについては、前回調査でもトップとなっていた「子どもを叱りすぎているような気がする」が就学前、小学生共にトップで、就学前が36.1%、小学生が31.1%となっています。次いで「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「自分や子どもが急に病気になってしまう」「子どもと接する時間が少ないこと」などと続き、共働き世帯が増加した影響だと考えられます。このような多様な悩みや不安に関して、気軽に相談できる場や保護者同士で共有・共感できる場などの充実が必要です。

■子育てに関して、日頃悩んでいること

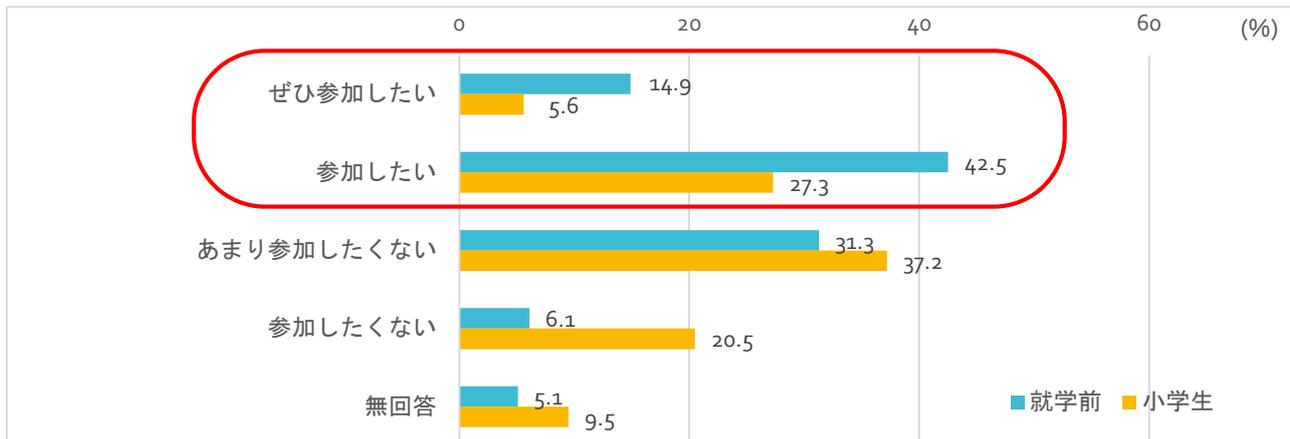


③ 子育ての仲間づくり

本市は子育てサークルが多く、さまざまな活動をしています。子育てサークルに「ぜひ参加したい」及び「参加したい」を合わせた【参加希望】は、就学前が57.4%、小学生が32.9%となっています。

それぞれの活動が活発に、継続して行われるよう支援する必要があります。

■子育て仲間づくりへの参加希望



(3) 地域での子育て支援

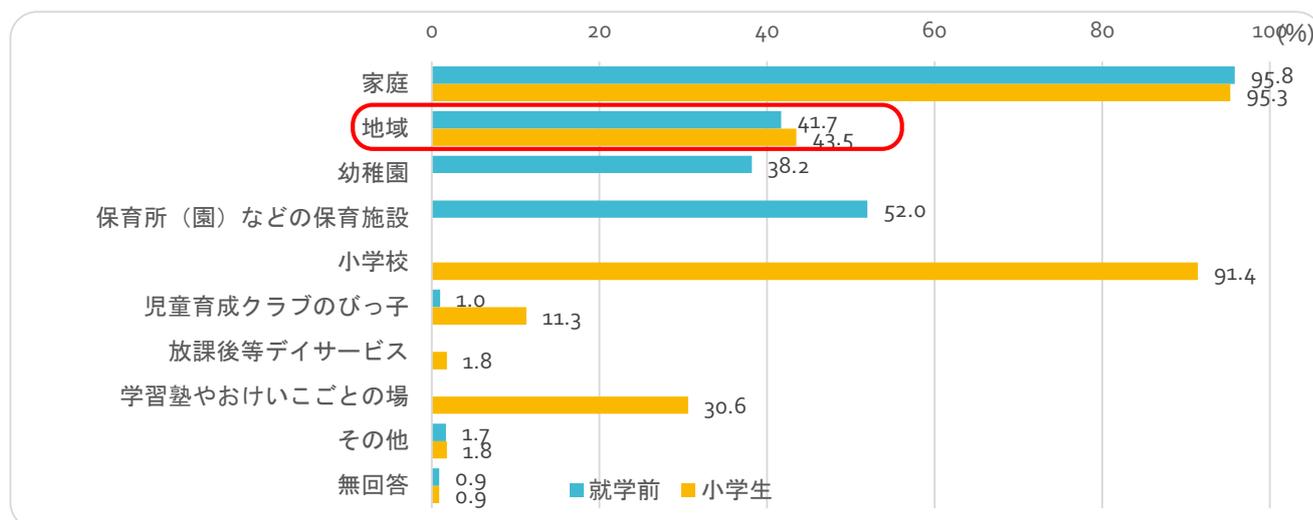
【ポイント】

- ◆子育てに大きく影響すると思われる環境の中で、「地域」を挙げる人は就学前も小学生もおよそ40%となっています。また、子どもの育成のために地域で必要とされる人については、子どもの安全確保に取り組める人、ほめたり叱ったりできる人、自然体験、社会体験機会などを提供できる人などが求められています。
- ◆子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加希望率は、就学前の子どもの保護者で40%を超え、小学生の保護者でもおよそ40%となっています。このような意欲を、身近な地域で生かせる場や機会の提供を地域と共に考え、進めていくことが必要です。
- ◆充実してほしい事業では、就学前も小学生も「子どもの遊び場」や「公園や歩道の整備」が高く、1・2位を占めます。安全でのびのびと遊べる空間、ボール遊びができる空間など、年齢に応じた多様な遊びの空間や交流の機会の提供が求められています。

① 子育てに大きく影響すると思われる環境

子育てに大きく影響すると思われる環境は、就学前も小学生も「家庭」がそれぞれ95.8%、95.3%と高く、次いで、就学前は「保育所（園）などの保育施設」が、小学生は「小学校」が2番目にあげられます。その他では、就学前も小学生も「地域」があげられ、就学前が41.7%、小学生が43.5%となっており、今後も、地域と一体となって子どもの育ちや子育て家庭を見守り、支援する取組を進めていく必要があります。

■子育てに大きく影響すると思われる環境

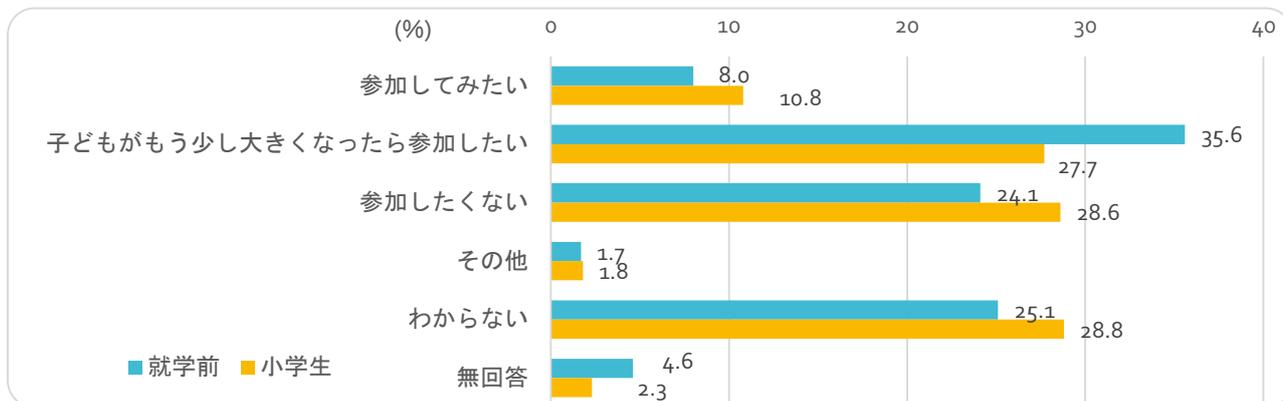


② 子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加希望

子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加について、「参加してみたい」及び「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」は、合わせて就学前が43.6%、小学生が38.5%となっています。

このような意欲を生かせる場や機会の提供を進めることが必要です。

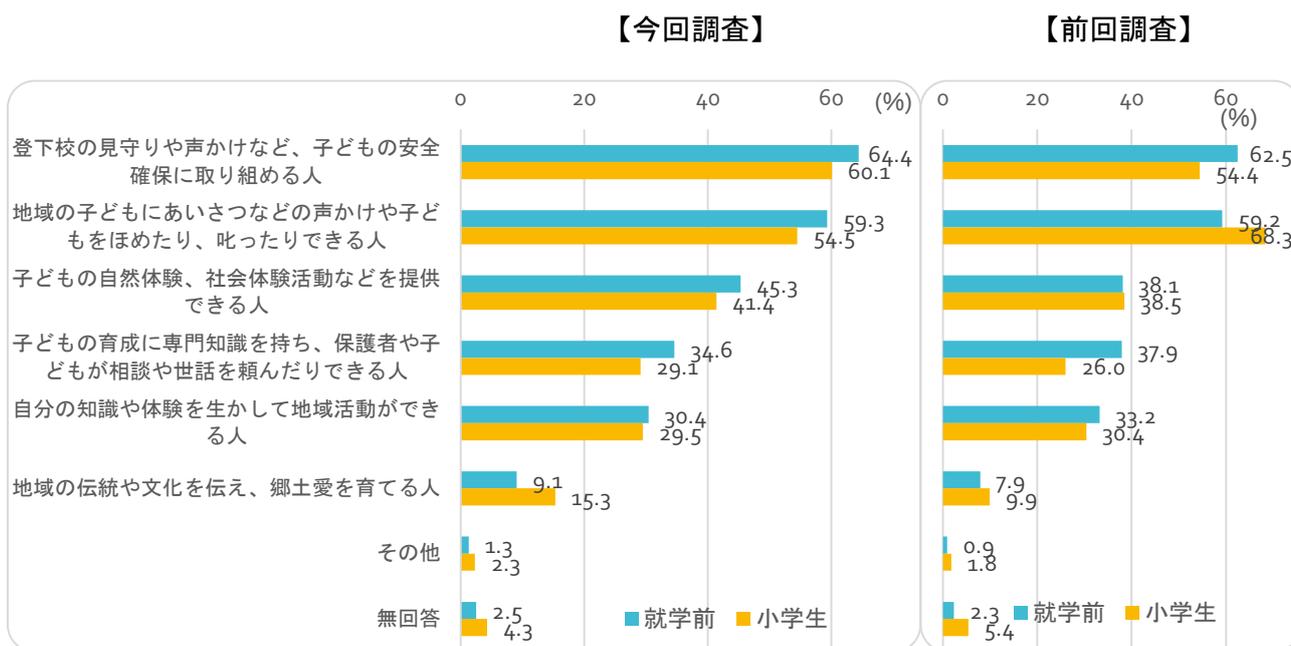
■子育ての経験を生かせる場や機会へのボランティアの参加希望



③ 子どもの育成のため、地域で必要な人

子どもの育成のため、地域で必要な人については、前回調査と同様に「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める人」がトップで、小学生では5.7ポイント高くなっています。また、就学前及び小学生ともに「子どもの自然体験、社会体験活動などを提供できる人」が高くなり、小学生では「地域の伝統や文化を伝え、郷土愛を育てる人」も高くなっています。

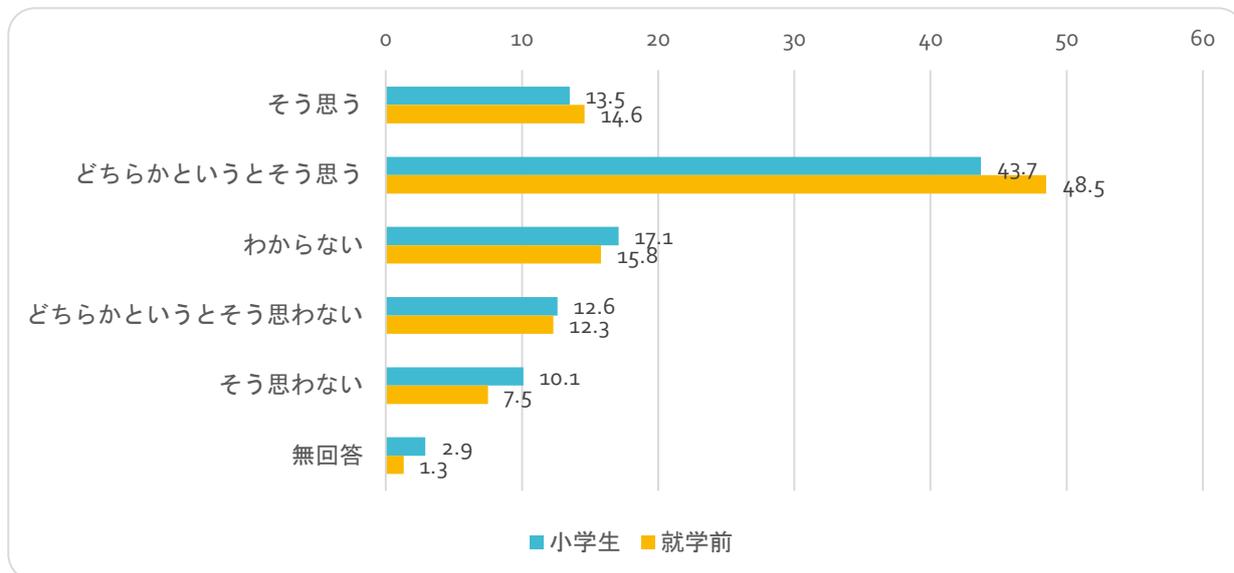
■子どもの育成のため、地域で必要な人



④ 草津市は子育てしやすい所か

草津市は子育てしやすい所かどうかについて、「そう思う」及び「どちらかというと思う」を合わせた【子育てしやすい】は、就学前が63.7%、小学生が57.2%となっています。

■草津市は子育てしやすい所か

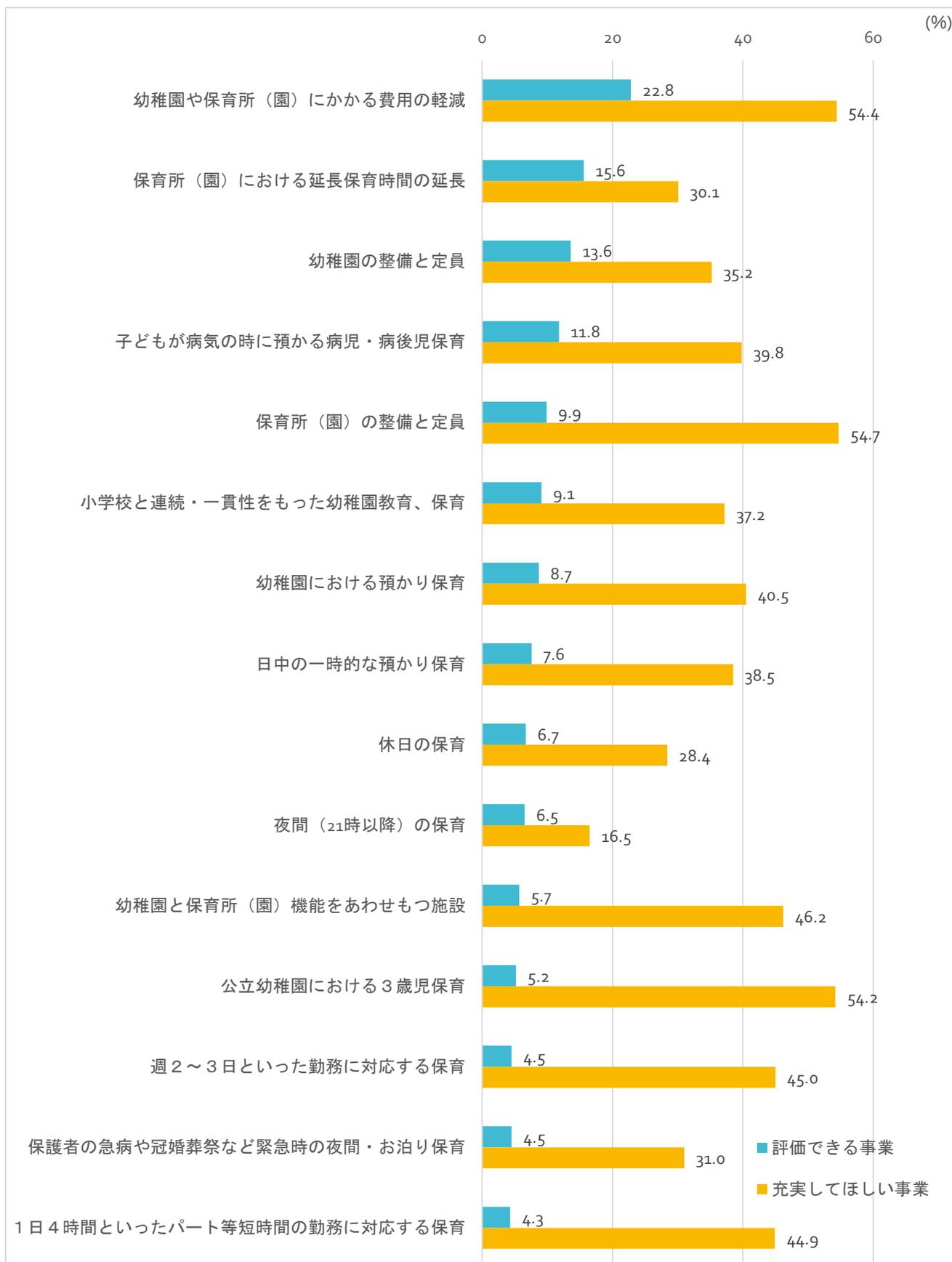


⑤ 草津市の子育てに関する取組で評価できる事業、充実してほしい事業

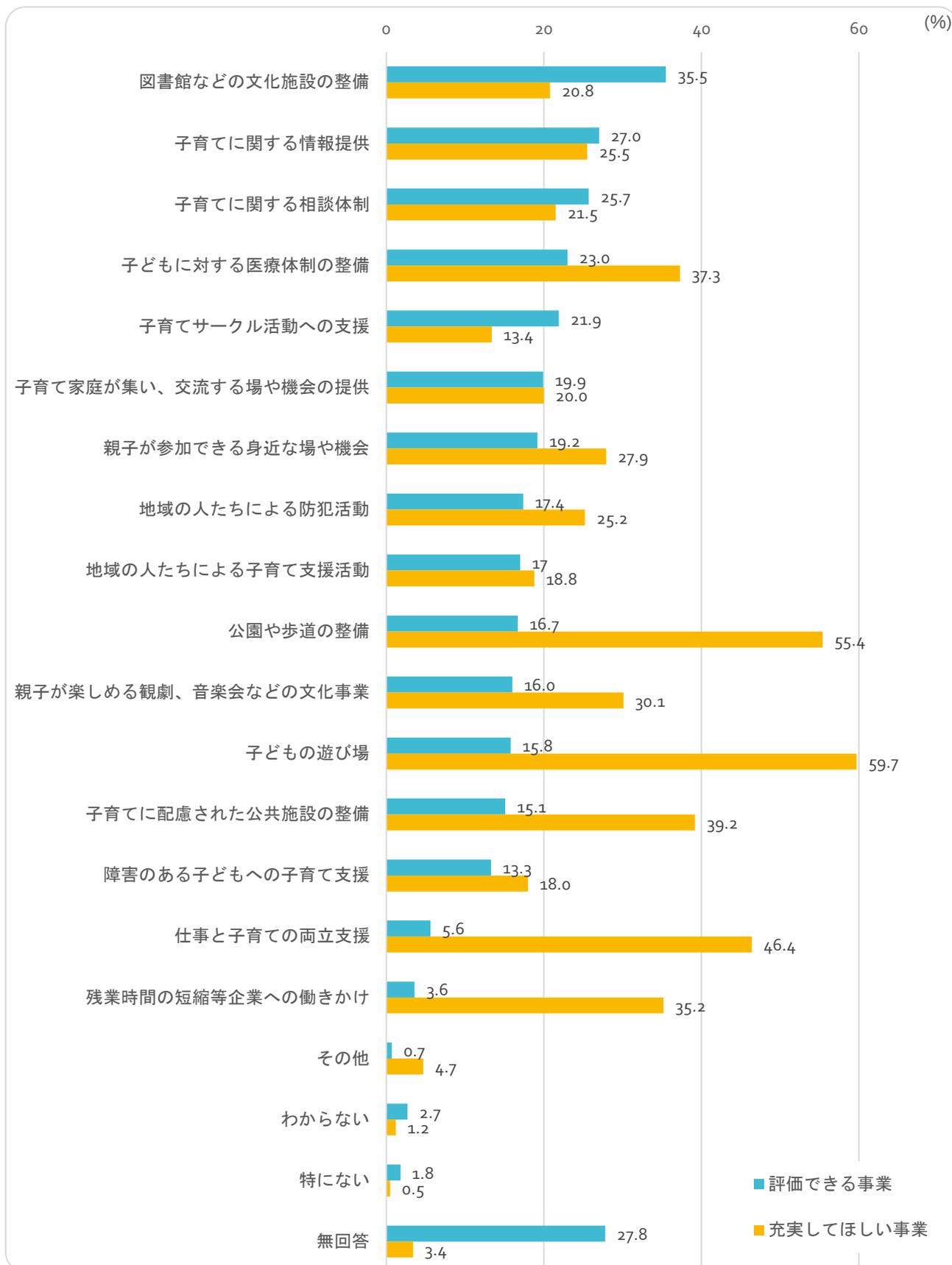
就学前児童保護者が評価できる事業としては、「幼稚園や保育所(園)にかかる費用の軽減」が22.8%でトップ、次いで「保育所(園)における延長保育時間の延長」「幼稚園の整備と定員」「子どもが病気の時に預かる病児・病後児保育」と続き、10%以上となっています。

一方、充実してほしい事業は、「保育所(園)の整備と定員」が54.7%でトップ、次いで「幼稚園や保育所(園)にかかる費用の軽減」「公立幼稚園における3歳児保育」がそれぞれ50%を超えています。また、「幼稚園と保育所(園)機能をあわせもつ施設」が46.2%、「週2~3日といった勤務に対応する保育」が45.0%、「幼稚園における預かり保育」が40.5%などとなっています。

■就学前児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（教育・保育関係）

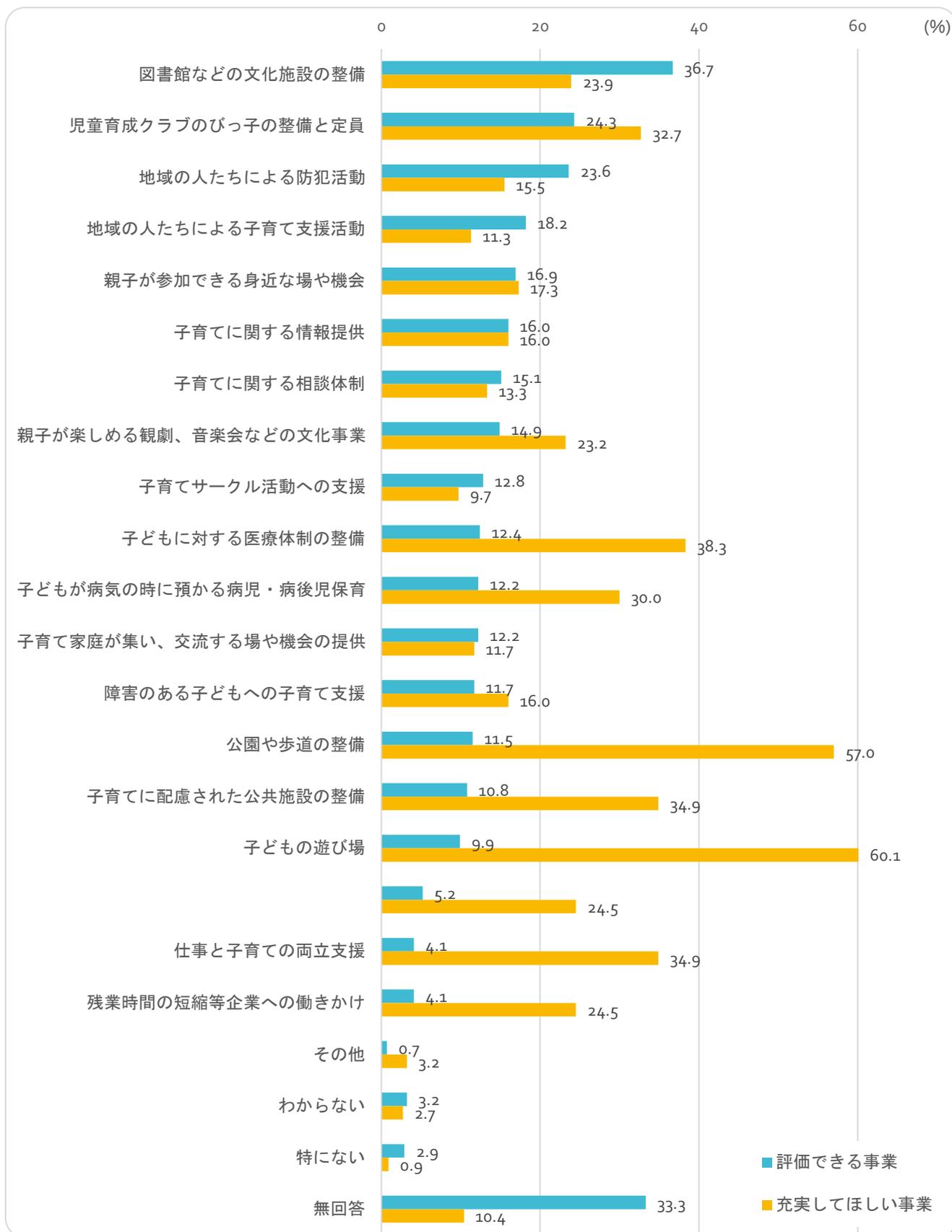


■就学前児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（子育て支援・その他関係）



※無回答：それぞれの問いについて、無回答の人の割合

■小学生児童保護者が評価できる事業、充実してほしい事業（子育て支援・その他関係）



※無回答：それぞれの問いについて、無回答の人の割合

6 次世代育成支援対策地域行動計画の評価と課題

(1) 評価方法

事業ごとに設定した平成26年度の目標値に対する平成25年度までの進捗率を基に、基本目標・特定事業・リーディングプロジェクトがどの程度達成できたか評価しました。進捗率が低いものは、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた課題項目として取り上げています。

平均進捗率	評価	
100%以上	達成できた	A
80%以上～100%未満	概ね（9割）達成できた	B
60%以上～80%未満	概ね（7割）達成できた	C
60%未満	達成できていない	D

(2) 基本目標に基づく取組と課題

基本目標1 はぐくみ 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 地域への愛着を育てる環境づくり	C	B(概ね(9割)達成できた)
2. 多様な体験機会の充実	B	
3. 就学前教育の充実	B	
4. 学校教育の充実	B	
5. 援助を要する子どもへの支援	B	
6. 児童虐待の防止	B	
7. 青少年健全育成	B	

【評価】

各施策において、概ね9割達成できていますが、『地域への愛着を育てる環境づくり』において「地域協働合校」と「学習ボランティア登録の推進」で達成率が低いため、C評価となっています。『地域への愛着を育てる環境づくり』は、草津市の特性を活かしながら、社会全体で子育てを支える視点から重要なものであり、まちづくり協議会などの団体と連携を図りながら、各地域の実情に合った事業展開を図る必要があります。また、『地域への愛着を育てる環境づくり』や『多様な体験機会の充実』で行っている体験、参加型の事業については、多くの市民、子どもが参加できるよう内容などの工夫が必要です。

そして、質の高い就学前教育や保育の実施に向けて、引き続き研修の充実や保・幼・小の連

携強化、教育・保育環境の充実に努める必要があります。

『援助を要する子どもへの支援』については、引き続き障害あるいは発達障害を抱える児童や保護者への支援や、各施設における受入れ拡充などを図るとともに、市民や保護者などの理解に向けた啓発が重要です。

また、『児童虐待の防止』に向けて、通報・相談体制の充実や関係機関によるネットワーク整備を図ると共に、虐待の予防、早期発見に向けた取組が引き続き求められます。

基本目標2 すこやか 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 妊娠・出産への支援	A	B(概ね(9割)達成できた)
2. 子どもと家族の健康な生活への支援	C	
3. 健康な心身を育てる食育の推進	A	
4. 小児医療の充実	—	

【評価】

『妊娠・出産への支援』と『健康な心身を育てる食育の推進』は100%の達成状況となっていますが、子どもの健やかな育ちを支援するため、更なる充実が求められています。

『子どもと家族の健康な生活への支援』は「予防接種の充実」や「思春期保健対策の充実」といった事業の達成率が低いことにより、約8割の達成状況となっています。

基本目標3 わかちあい 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実 ※全て特定13事業化リーディングプロジェクト	B	B(概ね(9割)達成できた)
2. 親育ちを支援するサービスの充実 ※特定13事業あるいはリーディングプロジェクトが多い	B	
3. 地域における子育て支援ネットワークづくり	C	
4. 子育てに関する情報提供の充実	B	
5. ひとり親家庭等への支援	B	
6. 子どもの人権を守る意識づくり	B	
7. 男女がともに担う子育ての推進	C	
8. 子育てをする人の職場環境の充実	B	
9. 子育ての経済的負担の軽減	B	

【評価】

『仕事や子育ての両立を支援するサービスの充実』は、通常保育や多様な保育サービスを中心として、施策全体でB評価となっており、概ね9割の達成率です。しかし、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、その必要性は益々高まっており、保育所や児童育成クラブでの待機児童を一刻も早く解消し、希望する多様な保育サービスが受けられる環境整備を図る必要があります。

子育て支援に関する、『親育ちを支援するサービスの充実』と『子育てに関する情報提供の充実』はB評価となっていますが、「子育てサークルバックアップ事業」の助成団体数が目標に達していないため、『地域における子育て支援ネットワークづくり』はC評価となっています。子育て支援については、親の子育て力をサポートし、社会全体で子ども・子育てを支える観点を踏まえ、求められる保護者ニーズをニーズ調査などにより踏まえた上で、必要な事業を展開していくことが求められます。

『ひとり親家庭等への支援』について、相談・給付事業のうち達成度の低い事業を中心に広報周知を行い、生活・経済的支援や自立支援の充実に引き続き取り組むことが必要です。

その他、概ねの施策はB評価となっていますが、『男女がともに担う子育ての推進』がC評価となっています。

市民向けの講座など達成率が低い事業については、市民ニーズと事業内容が一致するよう、内容などについて再検証をしていくことが必要です。

基本目標 4 あんぜん 安全で安心して子育てできるまちづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 子どもと家族が安心して外出できるまちづくり	B	B(概ね(9割)達成できた)
2. 良質な住環境づくり	B	
3. 子どもの安全確保	B	

【評価】

全ての施策について、B評価となっており、概ねの達成が図られています。しかし、子どもが遊べる公園の整備や通学路などの安全確保は、子どもが健やかに成長できる社会の実現に必要なものであり、今後も充実が必要です。

7 課題と方向性

「本市の現状」、「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果」および「草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画：平成 22 年度～26 年度）の評価から見た課題は次のとおりで、課題を大きく5つに分類し、計画の目標とします。

課題1》子どもたちを取り巻く環境面の課題

- ・核家族化や女性の社会進出、また就労形態の変化による保育ニーズの増加などに対応する施設定員の確保
- ・3歳未満就園児への幼児教育の提供
- ・保育所の待機児童、幼稚園の定員割れによる就学前施設の適正配置
- ・就学前の教育、保育の質の確保、充実
- ・保護者の就労に捉われない、就学前の教育と保育の提供
- ・保・幼・小の密接な連携体制の確保
- ・地域や学校における多様な体験機会への参加促進（まちづくり協議会などとの連携、参加者を増やす工夫）



子どもたちが、たくましく育つことのできる環境づくり

《課題2》子どもの権利と安全を守るための課題

- ・虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、育児相談件数などの増加
- ・障害のある子どもへの支援体制の確保
- ・支援が必要な子どもの早期発見・早期対応
- ・子育ての経済的負担の軽減



子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

《課題3》心身ともに健やかな育ちを支援するための課題

- 妊娠、出産、子育ての経済負担の対応
- 子育ての孤立化、子育て不安の解消
- 食育の推進（朝食欠食・偏食への対応、共食の推進など）
- 不登校・いじめ問題の複雑化



心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

《課題4》子育て支援に関する課題

- 親の子育て力へのサポート
- 子育ての孤立化解消と仲間づくりへの参加促進
- 地域とのつながりの希薄化（社会全体で子育てを支える視点）
- わかりやすい子育て情報の提供
- ひとり親家庭の増加に対する子育て支援、孤立化への対応
- 公園、子どもの遊び場、歩道の整備



子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

《課題5》子育てと仕事の両立などの課題

- ニーズに応じた多様な保育サービスの拡充（延長保育、一時預かり、放課後児童クラブ）
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 同居家族などの子育てへの協力
- 家庭での男性の育児参加



子育てと仕事が両立できる環境づくり

第4章 子ども・子育て支援事業計画がめざすもの

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りを持って、心豊かな人生を送ってほしい。そのために、一人ひとりの大切な命、子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中で、たくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わっていききたい。そして、どの子ども、どの子育て家庭も安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくっていききたいと考えます。

本市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畑、あおばななどの特色ある産物、事業所の集積、市民発意の活動など、多様な資源があります。また、京阪神の通勤圏内であることから、転入転出などの人口移動も多く、新たな市民も増え、人口の増加が続いていますが、今後、少子高齢化が進んでいくと考えています。

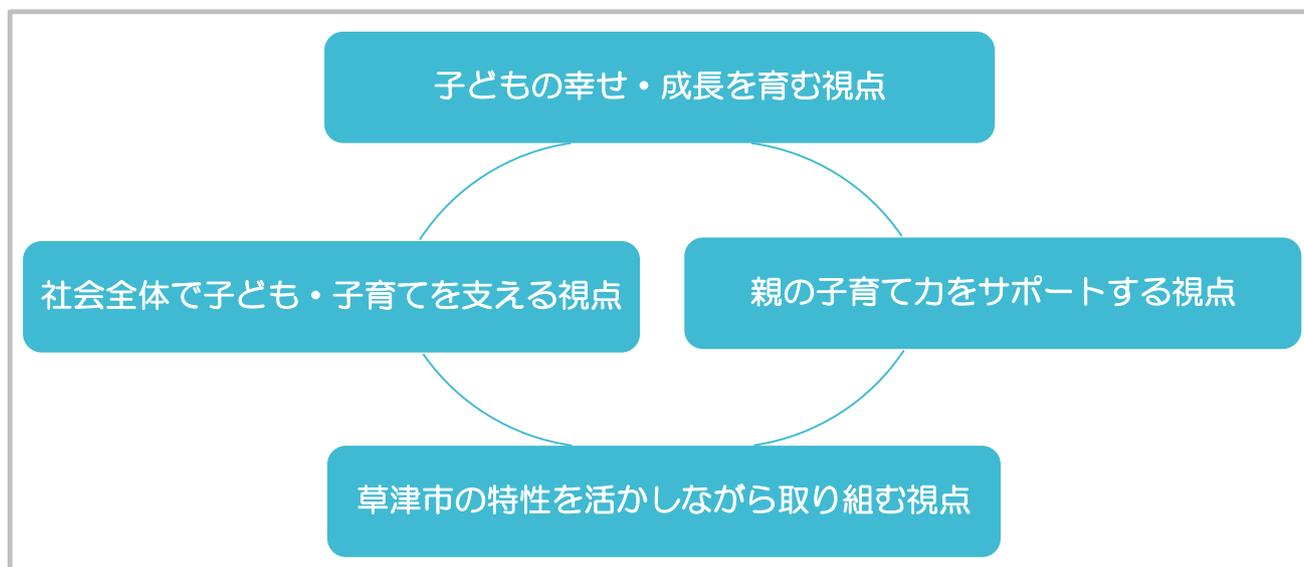
子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるものであり、そうした取り組みを通じ、子どもを産み育てるという人々の思いがかなえられるよう、子どもたちの思いに触れ、関わりあって、大人たちも、子どもたちの育ちとともに歩んでいきたい、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していききたいと考えています。

市民をはじめ家庭、地域、学校、企業、行政など多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津をめざして、取り組みを進めていきましょう。

**子どもの人権が尊重され、子どもと大人が
ともに育ちあい、笑顔輝くまち草津**

2 視点

本市では、前項に掲げる基本理念のもと、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組むこととします。



<p>子どもの幸せ・成長を育む視点</p>	<p>子どもの人権と個性を大切にし、一人ひとりの子どもの最善の利益が実現され、健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、子ども・子育て支援策を展開する必要があります。</p>
<p>親の子育て力をサポートする視点</p>	<p>子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識のもと、保護者が子どもときちんと向きあいながら、親子の信頼関係を形成し、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを見出すことができるよう、また、子ども自身は周りの人に愛されている、見守られているという気持ちを持つよう、家庭・保護者の子育て力を向上させることが求められます。</p>
<p>社会全体で子ども・子育てを支える視点</p>	<p>子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。そのため、市民や地域、企業、関係団体、市などの多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動など、子ども・子育て支援に取り組む必要があります。</p>
<p>草津市の特性を活かしながら取り組む視点</p>	<p>子育て支援策の展開にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境や人口の動向など地域の特徴を踏まえながら、関連する施策との連携を図り、子ども・子育て支援事業を進める必要があります。</p>

3 目標

目標 1

子どもたちがたくましく
育つことのできる環境づくり

- ・ 質の高い教育・保育の充実に向け、就学前の教育と保育の一体的な提供を進めます。
- ・ 地域と共に実施する「地域協働合校」など様々な体験機会を通して、歴史や文化、科学、環境について学ぶ環境をつくります。

目標 2

子どもの権利と安全を
守る仕組みづくり

- ・ 子どもの虐待を防止し、子どもの権利を守る取り組みを促進します。
- ・ 障害のある子どもや援助を要する子どもと家庭への支援を充実します。

目標 3

心身ともに健やかな育ちを
支援する仕組みづくり

- ・ 子育てする家族と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの精神的、経済的な支援を行います。
- ・ 子どもが心身とも健全に成長できるよう関係機関の連携と取組みを推進します。

目標 4

子育ての喜びや悩みを
分かち合える環境づくり

- ・ 不安を抱え孤立する子育てを防ぐため、親子が集い、地域で悩みを相談できる場所の充実を図ります。
- ・ 草津川跡地整備など草津市の自然や資源を活用した子育てしやすいまちづくりを進めます。

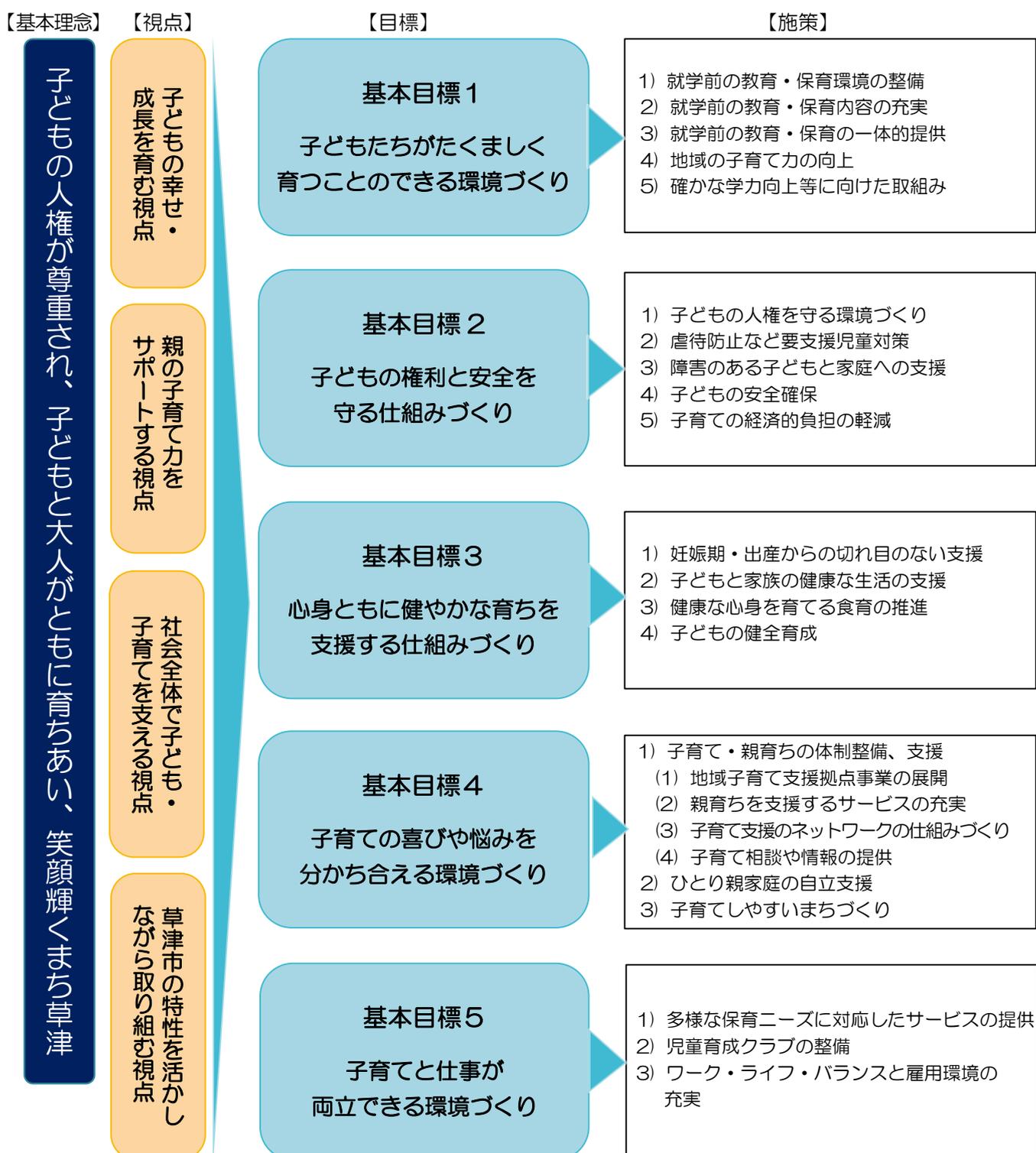
目標 5

子育てと仕事が
両立できる環境づくり

- ・ 仕事と子育ての両立をサポートするため、様々なニーズに合わせた保育サービスを充実させます。
- ・ 子育て家庭への職場の理解を深めるため、事業所への働きかけや情報提供を推進します。

4 子ども・子育て支援施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」の実現に向けて、子ども・子育て関連施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。



第5章 子ども・子育て支援施策の展開

第2章「草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題」をもとに、子ども・子育て支援事業計画で取り組む各施策の【現状・課題】および【施策の方向】を記載しております。なお、次世代育成支援対策地域行動計画に基づき実施している事業のうち、継続・拡大する事業を【主な事業】として挙げています。

目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

施策1 就学前の教育・保育環境の整備

【施策の方向】

就学前の子ども人口や教育・保育需要の推移、施設状況等を踏まえ、幼保一体化の取組みと並行し、幼稚園や保育所等における必要な施設整備を推進します。

また、認可保育所整備に加え、特に待機児童の多い低年齢児を対象とした小規模保育事業を推進するなど、多様な事業手法により、効果的かつ機動的な、待機児童解消に向けての取組みを行うと共に、保育需要推計に基づき、随時、見直しを行い、必要な対応を図ります。

【現状】

子育て世帯の転入などによる就学前の子ども人口の増加、共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、認可保育所全体の在籍割合は100%を超えており、待機児童が発生している状況です。この待機児童のうち、特に0歳～2歳の低年齢児が大半を占めており、潜在的なニーズを含めると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれています。

公立幼稚園は全園において耐震基準を満たしているものの、大規模な修繕・更新を必要とする建築後30年を越えるものが半数を占めていることから、具体的な長寿命化の方策や建物更新について検討が必要です。また、幼稚園全体の在籍状況では、公立私立の多くの園で定員を下回る状況が続いており、各園の地域的な状況による在籍割合の格差が生じています。

また、3歳児の4人に1人が未就園であり、3歳児への幼児教育体制の確保が課題となっています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保育所の整備	待機児童解消のため、認可保育所や小規模保育施設など必要な施設の整備を進めます。	幼児課
幼稚園の整備	老朽化の進む公立幼稚園について、必要に応じて順次改修を行います。	幼児課

施策2 就学前の教育・保育内容の充実

【施策の方向】

子どもの豊かな育ちと学びを保障するために、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる子どもの育成に向けて、職員研修の実施など、幼稚園・保育所における就学前の教育・保育内容のさらなる充実を図ります。

また、地域での子どもの交流活動や教職員の合同研修など、今後、中学校区での連携事業を核として、保幼小での緊密なつながりを構築し、それぞれの教育内容の

【現状】

就学前教育と小学校教育との確かな連携を図るため、小学校や幼稚園、保育所の子どもたちとの交流活動や、教職員の合同研修を実施し、お互いの教育内容や育てたい力など相互理解を深めています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保育所・幼稚園を対象とした研修	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課
学校や保育所・幼稚園との連携の推進	小学校・幼稚園・保育所が公開保育や公開授業、連絡会や研修会などを通して交流し合い、お互いの保育・教育内容を理解することにより、保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続を推進します。	幼児課
幼稚園ステップアップ推進事業	教師の指導力向上のため園内研究会を開催するとともに、質の高い学びが得られる体験活動の充実、地域の特色を生かした園経営の創意工夫など、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現に向けて取組みます。	幼児課
保育体験・異年齢交流の推進	幼稚園・保育所において、学区の中学校や小学校からの保育体験や職場体験の受入、5年生と5歳児の「5・5交流」といった事業を実施することで、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課

施策3 就学前の教育・保育の一体的提供

【施策の方向】

幼稚園の定員割れ・保育所の待機児童発生など、在籍状況のアンバランスや3歳児未就園層への幼児教育の提供など、本市の抱える課題を解決し、質の高い就学前の教育と保育を一体的に提供することを目的に、幼保一体化を推進します。

幼保一体化の実施に際しては、「草津市幼保一体化推進計画」（別途策定）に基づき、手法や時期、各施設の現状や地域性、施設の配置状況等を踏まえながら、幼保一体化のリーディングとして、公立においてモデル園を選定し、市民や保護者への広報周知を行い、幼稚園・保育所から、認定こども園への移行を推進します。

また、培われてきた就学前の教育と保育の成果を相互に活かす取組みとして、公立幼稚園、保育所において、実践交流研修や人事交流の実施と併せ、「草津市乳幼児教育・保育指針に基づく就学前教育・保育」に関する共通カリキュラムを作成し、幼稚園・保育所での教育・保育内容の共通化を推進します。

【現状】

本市の就学前施設においては、幼稚園・保育所間での在籍状況のアンバランスや3歳児未就園層への幼児教育の提供、就労の有無に関わらない受入れの確保などの課題があり、保護者の選択肢の拡大の面からも、幼保一体化施設の必要性が高まっており、子ども・子育て支援新制度においても、推進方策の一つとして位置付けられています。

本市においては、草津市幼保一体化検討委員会により、幼保一体化について検討を行ってきており、その提言内容を踏まえ、本市の現状と課題を解決する形で、幼保一体化の推進方策について、検討を進めてきています。

現在、公立幼稚園・保育所において実践交流研修や職員の人事交流を行っており、平成25年度に乳幼児教育・保育指針を策定し、培われてきた就学前の教育と保育の成果を相互に活かす取組みを進めています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保育実践交流研修の実施	幼稚園・保育所での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一体化に向けての課題や方策について考える場とし、互いの良さを活かした保育・教育内容の充実を図ります。	幼児課
乳幼児教育・保育カリキュラムの推進（共通カリキュラム）	就学前におけるすべての子どもの豊かな育ちを保障し、質の高い保育・教育を確立するため、幼稚園、保育所における共通のカリキュラムを作成し、就学前教育・保育を進めます。	幼児課
幼保一体化モデル園の推進	認定こども園のモデル園を公立幼稚園・保育所で実施します。	幼児課

※幼保一体化の具体的な推進方策については、「草津市幼保一体化推進計画」にて定めています。

施策4 地域の子育て力の向上

【施策の方向】

家庭・地域・学校などの協働により、地域や社会全体で子育てを支える観点から、「地域協働合校」を中心にまちづくり協議会などの団体と連携を図りながら、地域の歴史、自然、行事や人のつながりなど、子ども達の住む地域の特性を活かし、地域での体験機会や子育て支援、地域で子どもたちが安全・安心して過ごせる場などの充実に努め、地域での子どもの育ちを推進します。

事業の実施に際しては、子どもや子育て世帯、地域住民の参加促進に向け、積極的な啓発活動や事業の充実に努めると共に、参加しやすいテーマの検討や親子で参加できる事業の展開を検討し、子どもたちがさまざまなことに自ら興味を持って学ぶきっかけづくりを推進します。

また、読書を通じて親子の絆を深めたり、読書に親しむ生活習慣を形成するため、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味関心を高めるきっかけづくりに取り組んでいきます。

【現状】

地域の歴史、環境、スポーツなど、さまざまな体験から子どもたちが学べるよう、事業展開を図っています。

特に「地域協働合校」は、まちづくり協議会を中心とした地域と、学校、家庭が目標や課題を共有しながら、子どもと大人の協働や、地域コミュニティの育成などを目指して、体験授業、各種イベントなどを実施する事業であり、地域とのつながりをつくり、地域で子どもを育てる大きな柱となっています。

また、子どもたちの学ぶ意欲を高める場である図書館は市内に2施設、保育所などを巡回する移動図書館車が1台あります。図書館では未就学児や小学生を対象とした絵本・紙芝居の読み聞かせ、人形劇、講演会などのイベント開催に力を入れ、子育て世帯から好評を得ています。

しかし、事業によっては内容の固定化や子どもの参加者が少ないといった課題があり、より多くの市民、子どもが参加できるよう、内容の工夫など検討が必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
地域協働合校の推進	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベントなどを実施します。	生涯学習課

学習ボランティア登録の推進	各種学習活動などにより得られた知識や経験を活かしたいという学習ボランティア(個人および団体)を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
親子遺跡発掘体験	遺跡発掘調査や出土品整理作業を体験し、地域の歴史への理解を深める機会づくりを図ります。	文化財保護課
歴史資産を活かした体験機会の充実	草津の歴史を紹介するテーマ展などにあわせた体験イベント(むかし たいけん)や、史跡草津宿本陣でのクイズラリー、夏休みの自由研究の相談(夏休みふるさと学習相談会)などを実施し、草津の歴史や文化に触れる機会を積極的に設けていきます。	草津宿街道交流館
こどもエコクラブの充実	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進していきます。	環境課
各種スポーツ教室やイベントの開催	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催などスポーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ保健課
総合型地域スポーツクラブへの支援	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベントなどの開催に対して支援します。	スポーツ保健課
わんぱくプラザの推進	各学区で子どもと大人が協働し、自然体験や地域ボランティア活動などを行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間の交流、相互理解を推進します。	まちづくり協働課
図書館における子どもの読書活動の推進	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるよう、「おはなしのじかん」や「おはなしかい」などの行事や、小学校への巡回図書事業「ブックん」など子どもと本をつなぐ事業に取り組んでいきます。	図書館

施策5 確かな学力向上等に向けた取組み

【施策の方向】

学校における幅広い学びの充実を通して、すべての児童生徒が主体的に生き、確かな学力を身につけられるよう、「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」を推進します。

公立小学校では、子どもの思考・判断・表現する力の向上を図ります。また各学校が独自に教育目標を掲げ、特別支援教育、小中連携、ICT（情報通信技術）機器の活用など、学校教育の質の向上に向けた取組みを行うと共に、施設・設備の充実や多様な体験機会の提供などを図ります。

【現状】

確かな学力の向上に向けて、体験的な学習や英語教育、タブレット端末などを活用するICT（情報通信技術）教育など学校教育に求められるものは日々複雑化しており、教職員の資質の向上と指導体制の充実が求められています。基礎学力と、様々なことに興味関心をもち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容および施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供を図っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
国・算（数）・英を中心とした基礎学力向上事業	「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」の具体的取組の一つとして、児童が基礎基本の確かな学力を身につけられるよう小学校4年～中学校3年まで漢字検定や文章検定、中学校1年～3年まで英語検定を実施します。	学校教育課
学校すこやかサポート支援員配置事業	各小中学校に学校すこやかサポート支援員を配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。	学校教育課
タブレット活用推進リーダー研修会での情報交換	「タブレット活用推進リーダー研修会」を開催し、市内全小学校と市立小中学校特別支援学級に導入されたタブレットPCを活用して、学習意欲の向上、思考力・コミュニケーション力の育成を図るための研修や情報交換を行います。	学校教育課
「情報活用能力」育成のための教育推進	市内全小中学校において、電子黒板ならびにタブレットPC等の授業における有効な活用方法等について、校内研修会を実施します。	学校教育課

理科教育推進事業の充実	理科学習にかかる学習環境の充実・授業の質や指導力の向上など、各小中学校における理科教育の充実を図ります。	学校教育課
“子どもの思考力育成事業（レッツ エンジョイ シンキング）	市内小学校 5 年生を対象に学校での学習と連携した家庭学習用プリントを作成し、年間 15 回実施。提出されたプリントは教員OB等が添削指導を行い、解答に必要な考え方の道筋等を丁寧に指導することで、取り組み意欲の喚起および思考力の向上を図ります。	学校教育課
「スペシャル授業in草津」の推進	各小中学校において、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招聘して特別授業を行い、児童生徒の夢や希望をはぐくみ、学習意欲の向上や進路選択にかかわる能力の育成を図ります。	学校教育課
スクールISOクサツ事業の推進	学校の実態に即しつつ、児童・生徒の自主性を生かした取り組みを通して、環境保全に関する意識の向上と、学校ぐるみ地域ぐるみの環境教育・環境学習の展開を図ります。	学校教育課
子ども読書活動推進計画	子どもたちが読書に興味と関心を持ち、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成をめざすため、家庭、地域、学校、図書館等において、子どもたちの読書活動を総合的に推進するため、計画を策定し推進します。	生涯学習課
学校施設・設備の充実（小中学校）	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新・増築等を進めます。	教育総務課

目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

施策1 子どもの人権を守る環境づくり

【施策の方向】

次代を担う子どもの健やかな成長を確保していくために、「草津市人権擁護に関する基本方針」に基づき、家庭、地域社会、行政、学校などが社会全体として力を合わせ、いじめや児童虐待などへの対応を含め、全ての子どもの人権を守る取組みを進めます。

また、人権に関する研修会やフォーラム、各種媒体を通じた啓発などの取組みや学校などにおける人権教育を推進すると共に、子どもの人権110番などの広報周知による相談しやすい体制の整備と関係機関の連携強化による被害を受けた子どもの救済に向けた取組みを進めていきます。

【現状】

いじめや虐待、体罰などの子どもが被害者となる事件は毎年増加しており、人権侵害の予防と救済のための取り組みの強化が課題となっています。

本市では、広く市民に考えてもらうため、啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、さまざまな機会を通して啓発活動を行っています。また人権教育の啓発、推進に向け、市職員や学校教職員を対象とした研修等の実施によりリーダーの育成を図り、子どもを含むあらゆる人権問題に取り組んでいます。

平成25年度に本市で実施した市民意識調査では、43.7%の方が「子どもに関する人権の問題」に関心を持っており、約73%の方が「精神的苦痛や育児放棄などの虐待に関して人権尊重の観点から見て問題があると思う」との内容となっており、児童の人権を守る意識の向上について一定の成果が得られたと考えられますが、引き続き、取り組みが必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
人権教育や道徳教育の推進	草津市人権学習実践資料「確かな学びを～部落問題学習草津市モデルプラン～」の一部改訂版及び草津市人権学習実践資料「豊かな学びを」、同「あたたかな学びを」を発行し、市内全教職員が部落問題学習についての理解を深め、実践を積み上げていきます。	学校教育課
人権・同和保育の推進	各幼稚園・保育所においては、人権教育（保育）計画に基づき、一人ひとりが尊重されるよう教育・保育を推進しています。また、保護者への研修会を開催し、啓発に努めると共に、職員研修を実施しスキルアップを目指します。	幼児課

男女共同参画意識の浸透	市内の小中学校19校において「男女共同参画副読本」を活用した授業を実施します。	企画調整課
なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	産業労政課
子どもの人権110番・子どもの人権SOSミニレターの周知	学校でのいじめや児童虐待など、子どもの人権問題を専門に扱い、子どもからのSOSや地域からの情報をいち早くキャッチし、解決に導く専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課

施策2 虐待防止など要支援児童対策

【施策の方向】

児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図り、地域、各関係機関と連携することで、虐待の早期発見、迅速な対応ができるよう各種支援事業を実施します。また、複雑化、多様化するケースに適切かつ迅速に対応するため、家庭児童相談室の職員の専門性の向上を図ります。

児童虐待は、様々な要因が絡みあっていることが多く、単独機関だけで対応できるものではないことから、各関係機関が危機意識を持って情報を共有し、各機関が果たす役割を認識し、早期に適切な支援を行うために、調整機関である家庭児童相談室の充実と、「草津市要保護児童対策地域協議会」の体制強化を図っていきま

【現状】

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

本市では、「すこやか訪問」など、家庭訪問事業や母子保健事業などにおいて、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、子どもと接点を持つことができる幼稚園、保育所、学校などが把握した気になるケースについて、関係機関と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の予防、早期発見に努め、子どもの健全な養育のできる家庭を目指し対応しています。

しかしながら、虐待等の相談件数は毎年増加しており、また複数の問題を抱え複雑化、長期化するケースが増えてきていることから、家庭児童相談室の相談体制をさらに強化し、関係機関との連携を密に行い、地域社会全体で虐待の防止に向けた取り組み、支援体制の強化を図る必要があります。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置運営します。	子ども家庭課
児童虐待防止に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口の存在を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施します。	子ども家庭課
養育支援ヘルパー派遣事業	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパー派遣を実施します。	子ども家庭課

家庭児童相談室の充実	家庭児童に関する相談業務および指導業務を強化することにより、家庭における適正な児童養育を推進し、児童福祉の向上を図ります。	子ども家庭課
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等支援を行います。	健康増進課

施策3 障害のある子どもと家庭への支援

【施策の方向】

発達障害についての認識・理解を促すとともに、発達支援センターでは、障害のある子どもの通所支援および相談支援・地域支援を一体的に行う施設として、関係機関との連携を一層推進しながら、乳幼児期から学齢期、青年・成人期まで各ライフステージに応じた幅広いニーズへの対応を図っていきます。

放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業等の実施により、障害のある子どもに対する活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。さらに、保育所や幼稚園、児童育成クラブ等での障害児に対する保育、教育等の充実を目指します。また、早期療育を目指した児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を推進します。

【現状】

障害のある子どもについては、認識と理解の広がりや乳幼児健診の充実など早期発見機会の増加とともに、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

さらに草津市立発達支援センターは、平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターとして、障害のある子どもへの支援体制を充実・強化し、「湖の子園」療育事業や保育所・幼稚園への巡回相談、新たに5歳児相談を実施する等、相談・支援事業の拡充を図るとともに、各関係機関との連携も取りながら、早期発見・早期支援に取り組んでいます。

また、日中一時支援事業や新たに放課後等デイサービス事業を実施し、学校などの活動に加えて、地域に療育活動の場を確保していますが、十分対応できていない状況です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
相談・支援事業	発達相談、巡回相談、保育所等訪問支援、5歳相談などの事業を行っています。	発達支援センター
	各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	関係各課
湖の子園の充実	発達支援が必要な乳幼児とその保護者に対して、早期から専門的な療育を行います。	発達支援センター
放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児に対し、放課後などにおいて、生活能力向上のための訓練などを提供することにより、学校教育とあいまって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供します。	発達支援センター
日中一時支援事業	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、当該障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。	障害福祉課

ホームヘルプなど日常生活への支援	障害児に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を行うとともに、家族などの介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課
障害児福祉手当	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする者に対して、手当を支給します。	障害福祉課
保育所、幼稚園などでの障害児保育（特別支援教育）	保育所、幼稚園などにおいて、障害児保育（特別支援教育）の実施を行います。	幼児課
保育士、幼稚園教諭に対する障害児保育（特別支援教育）研修	保育士、幼稚園教諭に対する障害児保育（特別支援教育）研修を実施します。	幼児課
児童育成クラブでの障害児利用	児童育成クラブでの障害児対応を行います。	子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター利用助成	障害児が利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。	子育て支援センター
特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に中程度以上の障害を有する児童について、家庭で監護、養育している父母などに特別児童扶養手当を支給するための事務を行います。	子ども家庭課
心身障害児の医療費助成	心身障害児の医療費の全部または一部を助成します。	保険年金課

施策4 子どもの安全確保

【施策の方向】

子どもを事故や犯罪から守るため、安全で安心なまちづくりを進め、交通安全・防犯対策に努めます。

子どもの安全確保に向けて、ボランティアなどの地域の協力を得ながら、学校、事業所、地域、保護者などの連携による児童の見守り体制を充実します。

また、子どもたち自身が安全への意識を持てる交通安全教育の推進や、幼稚園・保育所・学校における訓練、危機管理体制の一層の充実を図っていきます。

【現状】

全国各地で子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶ちません。子どもたちの安全を守るためには、市・保護者・地域住民の協働による多方面からの見守りが欠かせません。

本市では、ホームページ・防犯情報メールで注意を呼びかけることに加え、登下校（園）および在校中・保育時間中の安全確保のため、保護者や地域ボランティア（スクールガードなど）によるパトロールや「子ども110番の家」の設置を行い、不審者に対するセキュリティを強化しています。しかし、パトロールを行うスクールガードなどは、登録者が伸び悩んでいる現状もあります。

また、各幼稚園・保育所・小学校では災害の発生に対し、対応マニュアルの作成や避難訓練の実施により万一の事態に備えています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
保護者や地域との連携による児童の見守り体制の充実	各小学校にスクールガードとして登録した地域住民が、子どもたちの登下校時刻に合わせて、通学路などの巡回パトロールや見守りなどを行う学校安全ボランティアを支援します。	スポーツ保健課
通学路点検の充実	警察やおうみ通学路交通アドバイザーなどの関係機関とともに、通学路合同点検を実施し、子どもたちの安全対策に取り組みます。	スポーツ保健課
交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自らが交通ルールを理解し、実践出来るように交通安全教室を開催します。	交通政策課
防犯灯の整備など犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めていきます。	危機管理課
学校、幼稚園、保育所における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教委の指導を得つつ、また、関係消防署の協力もいただきながら、火災・地震・災害などの防災、不審者対応、救命救急などの各種マニュアルの策定と日頃からの訓練を実施します。	スポーツ保健課 学校教育課 幼児課

施策5 子育ての経済的負担の軽減

【施策の方向】

子育て家庭について、精神的・身体的な負担に加え、子育てに係る費用の負担が大きいことから、子どもを産み、育てやすい社会の実現に向けて、「児童手当」の支給とあわせて、「乳幼児医療費」、「小中学生入院医療費」などの各種給付・助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。

【現状】

平成24年度から開始した「児童手当」により経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園就園児童の保護者に対し、「保育料補助金事業」を実施し、補助金を交付しています。また、「就学援助費給付事業」では、市立小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して就学援助費を支給しています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童がいる家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭課
幼稚園、保育所の保育料軽減	保護者の負担する保育料については、家計に与える影響を考慮し、所得に応じ国基準より軽減します。	幼児課
乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
小中学生入院医療費	小中学生の入院に係る医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。	幼児課
就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの就学に要する費用の援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を進める。	学校教育課

目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

施策1 妊娠期・出産からの切れ目のない支援

【施策の方向】

妊婦だけでなく配偶者やその家族が妊娠期から出産までの間、妊婦の健康管理に気遣うことができるよう、情報提供および啓発などを積極的に行います。

また、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援として気軽に地域での交流機会が育めるよう、子育て支援センターなどを活用したイベントの開催について創意工夫を行うとともに、母子（親子）健康手帳交付時やすこやか訪問時などには家庭の状況把握など、個別相談や支援の充実を図ります。また、ホームページをはじめ、相談や訪問時などに子育て支援に関する情報提供に努めます。

【現状】

妊娠・出産期の支援として、母子（親子）健康手帳交付時や家庭訪問などにより、妊娠時における母子の健康の保持増進や、妊娠・出産・育児に関する情報伝達、不安の解消を図っています。また、受動喫煙の影響について妊婦はもとより、配偶者や家族に対しても、妊娠期から出産における正確な情報提供と啓発を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
妊婦健診費の助成	妊婦健診を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	健康増進課
すこやか訪問の推進	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師か保健師が訪問し、育児への助言などを行います。	健康増進課
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給します。	保険年金課

施策2 子どもと家族の健康な生活の支援

【施策の方向】

妊娠前、妊娠中からの心身の健康づくりや子どものすこやかな発育とよりよい生活習慣の形成などへの取り組みにより、健やかな生活習慣を幼児期から身につけ、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。

また市内の小児科などとの連携を図り、かかりつけ医、小児救急、休日急病などによる24時間切れ目のない小児医療体制の構築に取り組むとともに、医療機関情報や子どもの急病への応急措置などの情報提供の充実を図ります。

さらに、健康に関する情報提供と気軽に相談できるような体制の充実を進め、子どもを中心とした取組を通して、保護者など周りの大人への健康意識の高揚と健康づくりを図ります。

【現状】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、安定的な小児救急医療体制の運営を図るため、休日夜間における小児救急電話相談（#8000）や草津・栗東・守山・野洲の4市で運営する休日の急病に対応する休日急病診療所、小児救急診療の輪番制による診療を行っています。そして、幼少期からかかりつけ医を持つなど健康管理体制の強化を促進しています。

また、家族全体の健康的な生活の支援のため、健診や各種予防接種の実施、2回の「すこやか訪問」による発育状況の確認、育児相談、子育てに関する情報提供を実施しています。妊婦や子どもへの飲酒・喫煙の影響や歯の健康の大切さについて、母子（親子）手帳交付時や乳幼児健診時にパンフレットなどを配布するほか、乳幼児健診の待ち時間に閲覧できるよう、パネル展示するなど、情報提供のあり方について工夫を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
乳幼児健診の実施	子どもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月健診を実施します。	健康増進課
離乳食レストランの充実	4～10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流を持ち、育児不安を解消することを目的に実施します。	健康増進課
家庭訪問などにおける相談の実施	乳幼児などがいる家庭を訪問し、養育などの指導・助言を行います。	健康増進課
市内小児科医療の情報提供	インターネットサイト「救急医療ネットしが」内で診療が受けられる医療機関を24時間お知らせします。	健康増進課

予防接種の充実	各種感染性疾病の感染予防、発症予防、重症化予防、まん延予防するため、定期接種ワクチンの実施および接種勧奨を行います。	健康増進課
子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	子どもの事故防止のため、保健センター内の掲示やチラシなどの配布による情報提供を行います。	健康増進課
たばこ対策事業	母子手帳交付時からすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者などに対し、チラシやDVDを活用し禁煙啓発を実施します。	健康増進課
保育所、幼稚園、学校での健診の充実	保育所、幼稚園、学校に在籍する幼児・児童・生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	スポーツ保健課 幼児課
就学時健康診断の実施	次年度に入学される新1年生を対象に、心身の状態を把握するとともに、健康について保護者や本人の認識と関心を高めるため、健康診断を実施します。	スポーツ保健課

施策3 健康な心身を育てる食育の推進

【施策の方向】

食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を進めるため、乳幼児の保護者に栄養相談や教室を実施すると共に、幼稚園・保育所や学校等において、発育・発達段階に応じた、食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しさを身に着けられるよう取り組みます。

また、地域での健康づくり活動を推進する健康推進員と連携を図り離乳食教室などの食育への取り組みを進めます。

【現状】

食育については、乳幼児健診などで啓発を行い、心身の成長における食の大切さを学ぶ機会を創出しています。さらに、栄養士による栄養相談、健康推進員による離乳食教室、幼稚園・保育所での食育など食育推進活動を行っています。しかし、朝食の欠食や孤食、野菜摂取量の不足などの食生活の乱れがあり、どのような場面でも食育に対して、高い意識を持つことができる仕組みづくりが重要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
食育推進計画の推進	市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とした第2次草津市食育推進計画を推進します。	健康増進課
栄養相談の実施	市民を対象に、栄養や食生活に関する相談を実施します。	健康増進課
幼稚園・保育所での食育の推進	子どもの健康を支える「食」は重要であり、人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、子どもたちの食への関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等を実施して、教職員のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課

施策4 子どもの健全育成

【施策の方向】

子どもの健全育成に向けて、いじめや不登校、引きこもりや非行等に対応するために、やまびこ教育相談室や適応指導教室、少年センター、学校等、関係機関が連携を図りながら、個別支援や相談等の取組みを通して、困難を有する子どもやその家族を支援すると共に、それぞれの取組みの活用拡大に向けて、広報周知を推進します。

また、子どもが地域社会の中で、自立し、健やかに成長できるように、学校や地域、関係団体などの取組みを推進すると共に、子どもを取り巻く有害な情報・環境への対策を図ります。

【現状】

小学生の子どもを持つ保護者の約32%が、いじめに関する不安を抱いているというニーズ調査結果からも分かるように、いじめの問題は子育てに関する大きな課題であり、本市でも保護者からの来室や電話相談が増えています。

また、友人関係での躓きや学習の遅れから不登校に陥る傾向が年々高まっていることに合わせて、子どもを学校へ送りだす家庭の力が弱くなっているなど、復帰までに時間がかかるケースも増えており、早い段階からの対応が重要です。

さらに、子どもの健全育成に関しては、青少年問題協議会において施策の実施に必要な重要事項の審議とともに、関係機関との連携を図り推進しています。

また、地域活動団体としては、青少年育成市民会議が組織され、地域活動に携わる各種団体が参画し、学区民会議活動や健全な環境づくりなどの活動が積極的に推進されています。青少年の非行は全国的な傾向と同様に、本市でも低年齢化しており、万引きや自転車の窃盗などのいわゆる初発型非行が全体の6割から7割を占めています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
適応指導教室の充実	一日の生活リズムを整えたり、小集団での活動体験を通して協調性や集団の中で過ごせる力をつけたりし、学校復帰につなげるための支援を行います。	学校教育課
やまびこ教育相談室の充実	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や適応指導を行います。また、教職員に対し、子どもや保護者対応の仕方について支援します。	学校教育課
不登校児童生徒支援の推進	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター	学校教育課

	ーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。	
スクールカウンセラー相談事業の充実	いじめをはじめとする様々な問題行動や不登校児童生徒への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決を図ります。	学校教育課
非行少年等立ち直り支援事業少年センター「あすくる草津」の充実	非行などの問題、さまざまな悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	生涯学習課
出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性の啓発	出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	生涯学習課
喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	生涯学習課

目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

施策1 子育て・親育ちの体制整備、支援

(1) 地域子育て支援拠点事業の展開

【施策の方向】

子育てに関する相談や情報収集の拠点施設である子育て支援センター機能の充実を図ると共に、気軽に親子が集え、子育ての不安を解消するための相談等の場として、「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」を展開し、孤立化の解消と親子の交流の促進を図ります。

また、市民センターを活用し、市内で活動する子育てサークルなど市民活動団体への支援として、活動場所の調整やリーダー育成研修などを実施していきます。

【現状】

市外からの転入や、共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関して周りに気軽に相談できる人が居らず、不安を抱え込み孤立していく問題が発生しています。子育ての孤立化を防ぎ、気軽に親子が集える場として、本市では現在、さわやか保健センターでの子育て支援センターとあわせ、2か所の地域子育て支援センターと4か所のつどいの広場を展開し、親同士の交流や相談機会の提供に努めています。

しかし、ニーズ調査では子育てについて不安を感じ、周りに相談できる人が居ないと答える人が全体の約30%、利用していないと答えた人が全体の83%に上ることから、より身近な場所での実施と内容の充実が必要です。また、特に幼稚園や保育所に通わない家庭の相談場所、日中の居場所の確保が求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て支援センター機能の充実	子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、相談・支援に関する幅広い情報の一元化と提供、支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成、地域における子育ての促進などを実施します。	子育て支援センター
地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用します。保育園の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。	子育て支援センター
つどいの広場事業の充実	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場を提供します。	子育て支援センター

<p>児童館運営事業</p>	<p>民間児童館の創意工夫・柔軟な運営などの特色を生かし、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操の豊かな児童健全育成と地域の子育て支援を推進します。</p>	<p>子育て支援センター ー</p>
----------------	---	------------------------

(2) 親育ちを支援するサービスの充実

【施策の方向】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭において、子どもの育ちをしっかりと支えていけるよう、親育ち、親子の「共育ち」の支援を行います。

保護者のニーズを把握し、参加しやすい学習機会の工夫を図りながら、今後もさまざまな学習機会と情報提供に努めていきます。特に父親の子育てへの関わりは、子どもに喜びを与えるだけでなく、母親の心身の負担や不安を軽減し、さらには地域の子育て力を高めるため、男性を対象とした取組みを推進します。

【現状】

核家族化が進み、親戚や地域の子どもを抱く機会があまりないため、自分の子どもができて初めて赤ちゃんを抱いたという人が近年増えています。子育てに大きく影響する家庭環境は非常に重要であり、家庭の教育力向上や不安解消のためにも、保護者が共に学び育てる環境の整備が求められています。

本市においては、子育ての心構えや手法などについて「妊婦・父親講座」を開催するとともに、「ブックスタート事業」や「子どもが輝くブックトーク・コンサート」など本を通してコミュニケーションを図るきっかけづくりを支援するとともに、幼稚園・保育所、小学校で保護者向けの研修会を開催しています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
ツインズ・フレンズの充実	ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供します。	健康増進課 子育て支援センター
子どもが輝くブックトーク・コンサートの開催	子どもたちの読書への関心や読書を通じた親子のコミュニケーションを図るきっかけとし、子どもの読書活動の推進および家庭教育の向上を図る。	生涯学習課
家庭教育サポート事業の推進	家庭で子どもたちが基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を身に付けることができるよう、参観日やPTA研究会などに保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図る。	生涯学習課
家庭教育に関する学習機会の提供	各幼稚園・保育所で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、幼稚園や保育所と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課

(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり

【施策の方向】

地域における子育て支援や子育て情報等の共有に向けて、市内の子育てサークルやサロンなど市民の自主的な活動の支援とネットワークづくりを促進するため、地域子育て支援センターでの活動支援に努めます。また、サークル活動への補助金の交付や、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」でのサークルの紹介やイベント情報などの情報提供に努めます。

【現状】

子育てサロンや子育てサークルなどにより、親子の交流やふれあいを中心とした地域での市民の自主的な活動が展開されていますが、活動内容の固定化や、運営にかかわる人材の育成、確保などが困難な状況にあり、これらの問題を解決するための支援が求められています。

地域子育て支援センターでは、子育てサークルやサロンの活動を支援するため、出前講座やサークルリーダー研修会の開催を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育てサークル活動支援事業	地域ぐるみで子育てを支援する環境とネットワークづくりを促進するため、地域における子育て支援団体の育成と活動を支援します。	子育て支援センター

(4) 子育て相談や情報の提供

【施策の方向】

地域子育て支援センターにおける各種教室を積極的に開催し、子育てに関する学習機会の充実に努めます。また、ニーズ調査からは子育てに関して不安を感じる人には相談できる仲間や友人がいる割合が少なく、ひとりで子育てをしながら子どもとの接し方について悩んでいる傾向がみられることから、子育て支援センターや家庭児童相談室など相談窓口の周知啓発に努め、利用しやすい相談体制を構築します。

さらに子育て応援サイトである「ぽかぽかタウン」の更なる活用を通し、総合的な情報提供を推進します。

【現状】

子育てに関する相談や学習機会の提供については、地域子育て支援センターやつどいの広場、すこやか訪問で実施していますが、就学前と小学生の保護者の両方で約3割の人が不安を感じると答えていることから、0歳から小学生までを対象に支援体制をさらに充実させる必要があります。子育て情報については、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」やホームページ、広報、パンフレットなどにより情報提供に努めています。

しかしながら、転入者が多い本市においては、転入後に子育て支援についての市の施策や地域での活動の情報が得にくいという声もあり、情報の一元化など、わかりやすい情報提供が望まれています。また、子育てサークルへの相談も増えており、サークル運営者側への支援も必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ぽかぽかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識など様々な子育て情報を提供します。	子育て支援センター
学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実	幼稚園・保育所において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、職員と保護者が共に学ぶ機会を持つことで、子育て支援情報の提供の充実に努めます。	幼児課
すこやか訪問とブックスタート事業	生後6か月前後の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行うとともに、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て支援センター
利用者支援事業（保育コンシェルジュ）	子どもおよびその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供および必要に応じた相談・	幼児課 子育て支援センター

	助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。	
--	---------------------------------------	--

施策2 ひとり親家庭の自立支援

【施策の方向】

ひとり親家庭の相談件数の増加に伴う相談体制の充実を図るとともに、市だけでなく県の関係機関の協力も得ながら、自立支援に向けた就業を中心とする相談業務を推進します。

各種助成制度については、今後も引き続き実施していくとともに、制度の内容などについて周知を図ります。

【現状】

ひとり親家庭については、児童扶養手当を支給するとともに、医療費の自己負担額助成や放課後児童育成クラブの保育料の減免など各種助成事業を実施していますが、国が発表したひとり親家庭の貧困率は50%を超えており、今後さらなる支援が必要です。

様々な問題を抱えるひとり親家庭の相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいます。特に就業相談については、自立を促す上でも重要であることから、資格取得に向けての給付制度の活用や公共職業安定所などと連携を図りながら相談業務を行っています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父（母）が重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母（父）、または父母に代わり児童を養育している養育者について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
ひとり親家庭相談業務の充実	ひとり親家庭の相談・支援の他、離婚前からの相談などに対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。	子ども家庭課
日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要なおと家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭課
ホームフレンド事業	ひとり親家庭の児童が気軽に相談できる大学生などを派遣し、学習指導などを行うことで、児童の自立心を養い、ひとり親家庭の福祉の増進と児童の健全な育成を図ります。	子ども家庭課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	労働経験のない人や雇用保険加入期間が1年未満の人が、就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。	子ども家庭課
母子家庭等高等技能訓練促進費	資格取得を目的とし、養成機関で2年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、修業期間のうち2年を限度として生活資金を援助します。	子ども家庭課

ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	保険年金課
児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て支援センター

施策3 子育てしやすいまちづくり

【施策の方向】

誰もが地域で安心して生活できるよう、子育て世帯、障害のある子どもなどに配慮した良質な公営住宅の整備、供給を進めるとともに、良好な都市環境の確保と調和のとれた土地利用を促し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

子育て世帯が多く利用する市内の施設に「赤ちゃんの駅」の設置を働きかけるとともに、子育て世帯等へのバリアフリーの視点に基づき、施設や公園、道路等の整備に努めると共に、公園や道路等の良好な維持管理を行います。

また、草津川跡地整備などの取り組みを通して、子どもと安心して遊び、自然と触れ合いながら、人とのつながりを築くことができる環境づくりを推進します。

【現状】

京阪神のベッドタウンとして近年子育て世帯を中心に転入者が増加しており、マンション・戸建て住宅などの宅地開発が進められています。公営住宅では、老朽化した団地の建て替え工事により、バリアフリー化を進めるなど多様なニーズに対応した住宅の整備を行っています。

歩道や公園を毎年度計画的に整備し、歩道を含めた道路の安全管理については、継続的に道路パトロールを実施しており、公園では遊具などの点検も定期的に行っています。また、子育て中の家族が外出時に利用できる、授乳スペースやおむつ替えベッドを備えた施設を「赤ちゃんの駅」として設置し、子育てガイドブックで紹介しています。

しかし、ニーズ調査では「子どもの遊び場や公園・歩道、子育てに配慮された公共施設の整備」を求める意見が就学前、小学生の保護者ともに高く、より一層の事業推進が必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
赤ちゃんの駅	外出時に身近におむつ交換や授乳できる場所のある施設などを赤ちゃんの駅として登録いただき、育児栄養相談会などの開催支援として、市に登録のある保育士・栄養士を派遣します。	子育て支援センター
通行者の安全確保のための歩道整備	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道の整備に努めます。	道路課
公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検などの維持管理を行います。	公園緑地課
子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場などの整備	草津川跡地整備や（仮称）野村スポーツゾーンの整備などを通じて、子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場などの整備を行います。	草津川跡地整備課 公園緑地課
良好な環境の確保と調和のとれた宅地開発の誘導	都市計画法に基づく開発許可、建築許可および特定開発行為における審査の実施により良好な都市環境の確保と調和の取れた秩序ある街の形成に寄与	開発調整課

	していきます。	
ライフスタイルに適した良 好な住宅の供給	親子ファミリー、ひとり親家庭など、子どものいる 世帯に適した間取りのある公営住宅を供給するこ とにより、子育てがしやすい環境を推進します。	住宅課
住宅困窮者対策事業の充実	公営住宅を供給することにより、所得の少ない子育 て家庭への住宅の支援を行い、子育てがしやすい環 境を推進します。	住宅課

目標5 子育てと仕事が両立できる環境づくり

施策1 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

【施策の方向】

仕事と子育ての両立をサポートしていくため、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを展開します。特に長時間にわたり就労している保護者の保育ニーズに対応するため、延長保育の充実や、保育ニーズの多様化に対応し、病児・病後児保育、一時預かり、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）など、多様な保育サービスの供給体制の充実を図ります。

また、子育て世帯を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について、まちづくり協議会や町内会、各種団体へ広報周知を図り、利用者間のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

【現状】

仕事と子育てを両立するにあたって、就労時に子どもを安心して預けられることは最も重要な条件であり、その受け皿となる保育サービスは必要不可欠なものです。

これまで、延長保育の充実を図るほか、病児・病後児保育、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど、各種サービスを展開してきましたが、年々利用者は増加傾向にあり、ニーズ調査でも多くの充実を求める声があることから、さらなるサービスの拡充が必要となっています。

ファミリー・サポート・センター事業では、サービスを提供する会員の確保に向けた効果的な周知方法の確立が求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が、会員組織を構成し、援助活動を展開します。	子育て支援センター
保育所で実施する特別保育事業の充実	保育所において、延長保育・障害児保育・一時預かり保育・休日保育・特定保育などの特別保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。	幼児課
就労支援型預かり保育事業の実施	公立幼稚園で教育時間終了後や長期休暇中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。	幼児課
病児・病後児保育事業の充実	病気および病気回復期で、保護者の就労などにより家庭での保育が困難な場合、病児保育室で保育を行います。	子育て支援センター

<p>子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実</p>	<p>短期入所生活援助（ショートステイ）保護者の病気などの理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設などで7日の範囲内で子どもを預かり養育します。 夜間擁護（トワイライトステイ）保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めるとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。</p>	<p>子ども家庭課</p>
--	--	---------------

施策2 児童育成クラブの整備

【施策の方向】

今後、高学年を中心とするニーズの増加が予想されることから、児童育成クラブの定員増に向け、各地域のニーズを把握しながら、施設整備を推進します。

また、民設児童育成クラブの普及により、放課後の多様な過ごし方のニーズに対応する特色ある取り組みや隣接する小学校間での利用を図ります。

【現状】

就学児童を持つ家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、児童育成クラブの充実を図っています。これまで新たな専用施設の整備などを進めてきましたが、子育て世帯の転入と共働き世帯の増加により、地域によっては高学年を中心に定員数を超えるニーズが発生しており、施設の整備が緊急で求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
児童育成クラブの充実	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援センター

施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

【施策の方向】

「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などの周知・徹底はもちろん、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取り組みの趣旨について、市民が理解を深められるよう、啓発を進めます。

さらに、育児休業や子の看護休暇制度の導入と、利用しやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所などに啓発します。また、多様な労働条件の整備や、子ども・子育てに関する地域貢献活動、仕事と家庭の両立支援の取り組み事例などを企業に対して紹介します。

男女がともに子育てに参加できる環境づくりを推進するため、男性を対象とした子育て講座の開催や、事業所などとの連携、さらに次世代の親となる子どもたちへの学習機会の提供に取り組みます。そして、関係課および関係機関との連携を強化し、仕事と子育ての両立支援に係る諸制度に関する情報提供を行います。

【現状】

仕事と家庭生活、地域生活などのバランスのとれた生活は、男女ともに望む生き方を実現するうえで不可欠です。

しかし、ニーズ調査の父親の1週間あたりの就労時間をみると、就学前の子どもを持つ父親のうち31.4%、小学生の子どもを持つ父親のうち26.6%が週60時間以上の労働をしており、父親の帰宅時間は、就学前・小学生ともに、およそ半数近くが9時以降となっています。

一方、事業所などでは、所定外労働の削減のための措置や年次有給休暇の取得促進のための措置の実施、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備などを進めていますが、中小企業や小規模事業者などまでなかなか浸透していない実態があります。

働く保護者が、子どもとともに過ごす時間を十分にとれるよう、また、地域活動にも参加し、保護者も子もいきいきとした日常生活が送れるよう、仕事と家庭・地域生活の調和のとれた働き方ができる社会の実現をめざし、国や県、事業所などと一体となって取り組んでいくことが必要です。

【主な事業】

事業名	事業内容（概要）	担当課
子育て世代を対象にした男女共同参画啓発講座の開催	子育て世代を対象にした男女共同参画啓発講座を開催します。	企画調整課
男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	企画調整課

育児休業や子どもの看護休暇など各種制度の導入推進啓発	産業労政課の窓口チラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	産業労政課
----------------------------	----------------------------------	-------

第6章 重点的な取組みについて（法定必須記載事項）

子ども・子育て支援事業計画の実施にあたり、次世代育成支援対策地域行動計画のリーディングプロジェクトの方向性を引き継ぎながら、子ども・子育て支援法に定める「就学前の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）」について、重点的取組み事項と位置づけ、今後5年間の具体的な推進方策を定め事業推進します。

1 基本事項

（1）需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）」は、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」「確保方策」を定め、不足数を計画期間内に確保します。（保育については平成29年度末まで）



（2）提供区域

本市においては、市域そのものがコンパクトであり、幼稚園・保育所においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「市域」を「就学前の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。

なお、確保方策の実施においては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めます。

（3）支給認定

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

年齢	満3歳以上		0～2歳
認定	1号認定 教育標準時間認定	2号認定 保育認定	3号認定 保育認定
対象者	幼稚園などでの教育を希望される場合	就労など保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	就労など保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合
利用できる施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園、 (一部、幼稚園を利用できる場合もあります)	保育所、認定こども園、地域型保育

2 就学前の教育・保育と幼保一体化

(1) 就学前の教育・保育（保育認定）

担当：幼児課

児童福祉法に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育、保育を実施します。

（対象年齢：就学前児童）

【現状】 <平成26年4月1日時点>

施設数：公立保育所6箇所（定員600人）、私立認可保育所15箇所（定員2,005人）

家庭的保育施設 6箇所（定員18人）

今後の具体的な取組み

●小規模保育施設開設や認可保育所の新設、その他必要な施設整備等

早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業開設や認可保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。（平成26年度に緊急対策事業実施）

●施設定員増

緊急対策実施後、需要量の推移を見極めながら、幼保一体化（認定こども園）と併せた定員増、小規模保育所整備、認可外保育施設認可化移行、幼稚園預かり保育など、必要な整備を行います。

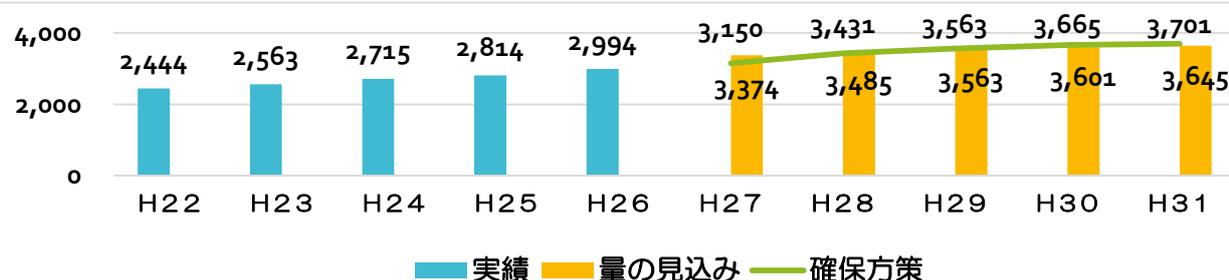
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：希望者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 （見込）
	申込数		2,444	2,563	2,715	2,814

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	3号保育認定 （0-2歳）	1,341	1,409	1,470	1,523	1,578
	2号保育認定 （3-5歳）	2,033	2,076	2,093	2,078	2,067
	申込数計	3,374	3,485	3,563	3,601	3,645

確保方策	3号保育認定 （0-2歳）	1,283	1,402	1,470	1,542	1,607
	2号保育認定 （3-5歳）	1,867	2,029	2,093	2,123	2,094
	確保数計（定員）	3,150	3,431	3,563	3,665	3,701



(2) 就学前の教育・保育（教育標準時間認定）

担当：幼児課

学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。（対象年齢：就学前児童）

【現状】＜平成26年4月1日時点＞

施設数：公立幼稚園 10箇所（定員1,040人）、私立幼稚園 4箇所（定員785人）

入園者数：1,522人

今後の具体的な取組み

●3歳児への幼児教育の拡充

幼稚園における需要の推移を見極めながら、幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3歳児への幼児教育の拡充を図ります。

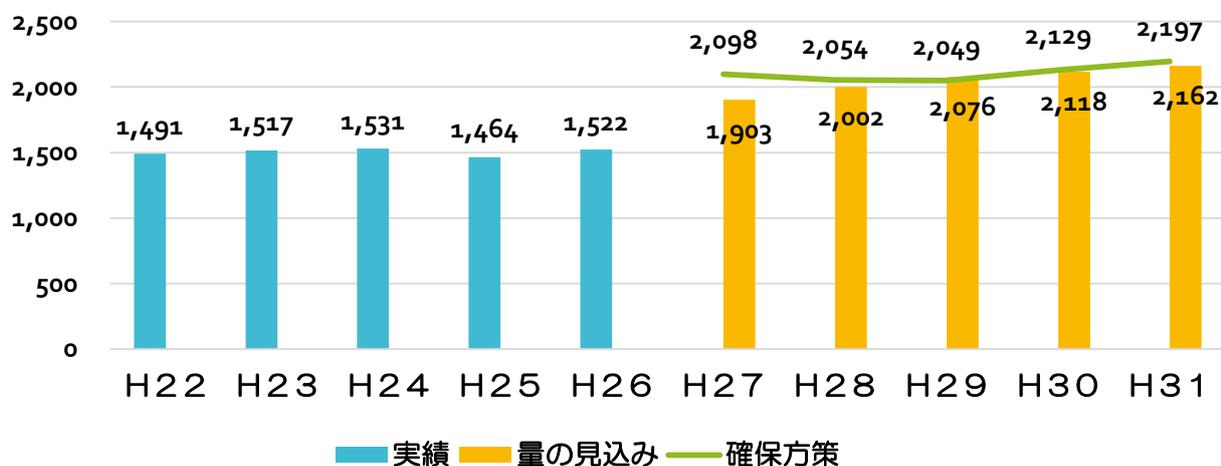
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：希望者数(人)】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	申込数		1,491	1,517	1,531	1,464

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	1号教育認定 (3歳)	387	445	501	562	617
	1号教育認定 (4,5歳)	1,275	1,303	1,311	1,286	1,269
	2号保育認定 (3歳)	59	68	76	86	94
	2号保育認定 (4,5歳)	182	186	188	184	182
	申込数計	1,903	2,002	2,076	2,118	2,162

確保方策	年度	H27	H28	H29	H30	H31
確保数(定員)		2,098	2,054	2,049	2,129	2,197



(3) 就学前の教育と保育の一体的提供（幼保一体化）の推進

◎施策の目的

- ①草津の子どもたちに、質の高い就学前の教育・保育を提供します。
- ②待機児童や就学前施設（幼稚園・保育所）の在籍状況のアンバランスを解消します。
- ③3歳児への幼児教育の実施を推進します。
- ④地域の子育て支援を充実します。

◎取組み内容

①子どもを中心とした質の高い就学前の教育・保育の提供

- 草津市乳幼児教育・保育指針に基づく共通カリキュラムの策定、運用・実施
- 保育士・幼稚園教諭の連携と資質向上、研修体制の充実、保育実践交流 など

②待機児童の解消と幼稚園・保育所の在籍状況のアンバランスの解消

- 需要量に対応した施設の再編
- 小規模保育・家庭的保育との連携 など

③3歳以上の未就園児に対する幼児教育の提供

- 3歳児幼児教育の施行、推進
- 必要な幼保一体化施設の整備、改修 など

④就労率の向上と多様な就労形態に対応した就学前施設の充実

- 幼稚園での預かり保育の実施
- 認定こども園化の推進 など

⑤特別支援教育の充実

- 職員の資質向上のための研修充実
- 必要な職員の適正配置 など

⑥子育て支援や家庭支援機能の充実

- 各種相談機能の充実
- 未就園児活動や園庭解放などの充実 など

⑦幼保小の連携・交流

- 幼保小連絡会の実施（小学校教員、幼保職員による相互参観、交流など）
- 小学校児童と幼保園児との交流 など

⑧ 幼保一体化ニーズと保護者の選択

- 認定こども園化の推進
- 公立幼稚園のあり方検討 など

⑨ 幼保一体化に伴う課題整理や広報周知

- モデル園での実施検証
- 地域や保護者への説明会の開催 など

⑩ 公私立の役割と民間の力の活用

- 公私立の連携強化
- 民間の積極的な活用 など

※幼保一体化取組みイメージ



【目標値（ベンチマーク）】

(1) 保育実践交流研修の実施

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
受講者数	129	60	60	→ 継続実施			

(2) 乳幼児教育・保育カリキュラムの推進（共通カリキュラム）

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
推進 計画	乳幼児教 育保育指 針の策定	カリキュ ラム検討	試行検討	モデル園 で実施	→ モデル園以外での実施検討		

(3) 幼保一体化モデル園（認定こども園）の実施

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
認定こど も園	0箇所	0箇所	0箇所	2箇所 開園	1箇所 開園	1箇所 開園	

3 地域子ども・子育て支援事業

法定事業名	本市の事業名
1. 子育て支援の総合的サポート	
①地域子育て支援拠点事業	つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター
②利用者支援事業	利用者支援事業
2. 子どもの居場所づくり	
③放課後児童健全育成事業	児童育成クラブ
④時間外保育事業	延長保育事業
⑤一時預かり事業	
⑥病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑦子育て短期支援事業	ショートステイ・トワイライトステイ
3. 地域における支援	
⑧子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業
4. 支援を要する子どもと家庭への支援	
⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に関する事業	養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会
5. 妊婦・乳児家庭支援	
⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健診事業
⑪乳児家庭全戸訪問事業	すこやか訪問事業、養育支援訪問事業
6. その他の支援	
⑫多様な主体の参入促進事業	
⑬実費徴収に係る補足給付事業	

①地域子育て支援拠点事業（つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター）

担当：子育て支援センター

- ◇つどいの広場 【現状】市内 3箇所
子育て親子が気軽に集い、子どもの成長や健康などの育児について語り合い、相談や交流するための場を提供します。（対象年齢：3歳未満）
- ◇地域子育て支援センター 【現状】市内 2箇所
子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。（対象年齢：就学前）
- ◇子育て支援センター【現状】市内 1箇所
子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を実施します。（対象年齢：就学前）

今後の具体的な取組み

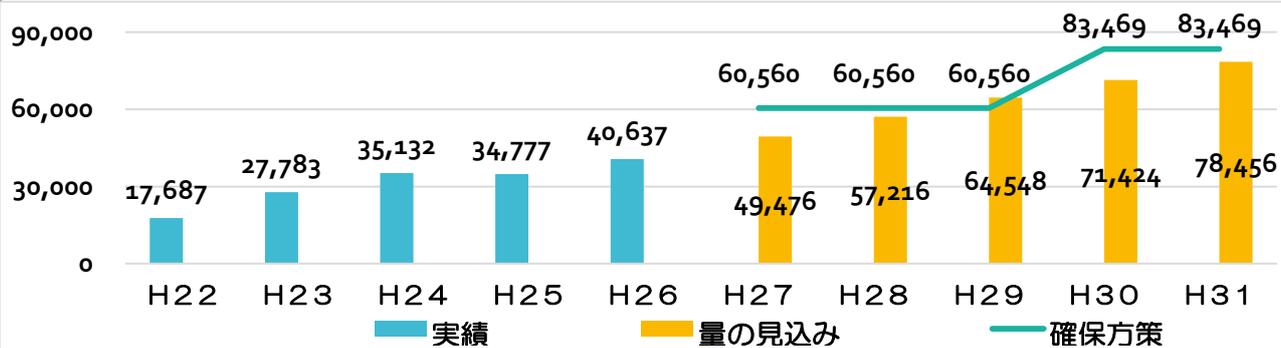
- 既存施設の活用と新たな子育て支援施設の整備
平成27年1月開設予定の草津クリアホールにつどいの広場を設置し、平成30年度開設予定の（仮称）市民総合交流センターに新たな子育て支援施設の整備を検討します。

数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用者数(人/年)】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	つどいの広場	17,105	13,720	17,761	13,359	16,495
	地域子育て支援センター	582	538	2,368	2,368	2,669
	子育て支援センター		13,525	15,003	19,050	21,473
	合計	17,687	27,783	35,132	34,777	40,637

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数	49,476	57,216	64,548	71,424	78,456
確保方策	延べ利用者数	60,560	60,560	60,560	83,469	83,469



②利用者支援事業（利用者支援事業）

担当：幼児課／子育て支援センター

子どもおよびその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

【現状】

利用者支援員を1名配置しています。

今後の具体的な取組み

●利用者支援員の配置

幼稚園や保育所等の担当窓口（幼児課）と子育て支援事業、児童育成クラブ等の担当窓口（子育て支援センター）に情報提供、相談、助言を行う利用者支援員を配置します。

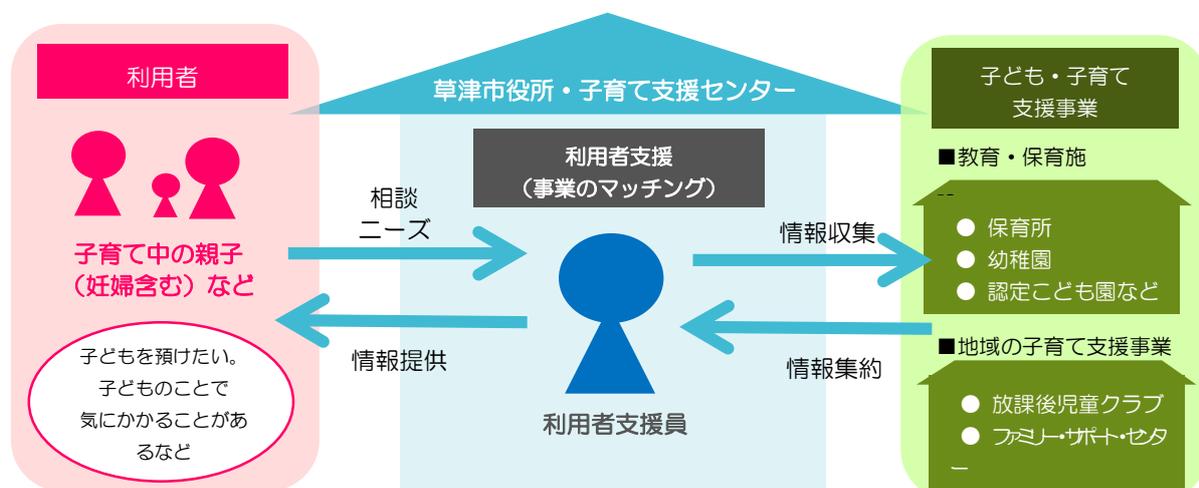
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：箇所数】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	人員配置数					
箇所数						1

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	人員配置数		2	2	2	2
箇所数		1	1	1	1	1

確保方策	人員配置数	2	2	2	2	2
	箇所数	1	1	1	1	1



③放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

担当：子育て支援センター

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため児童育成クラブ「のびっ子」を開設します。（対象年齢：小学生）

【現状】

各小学校区に1箇所ずつ（計13箇所、定員1,040人）設置しています。
（社会福祉法人等に運営委託）

今後の具体的な取組み

●民設児童育成クラブの開設

各小学校区に1か所公設児童育成クラブを設置するとともに、多様なニーズや待機児童対策として、必要に応じて児童数の増加が著しい地域に広域での通所を対象とした民設児童育成クラブを設置します。

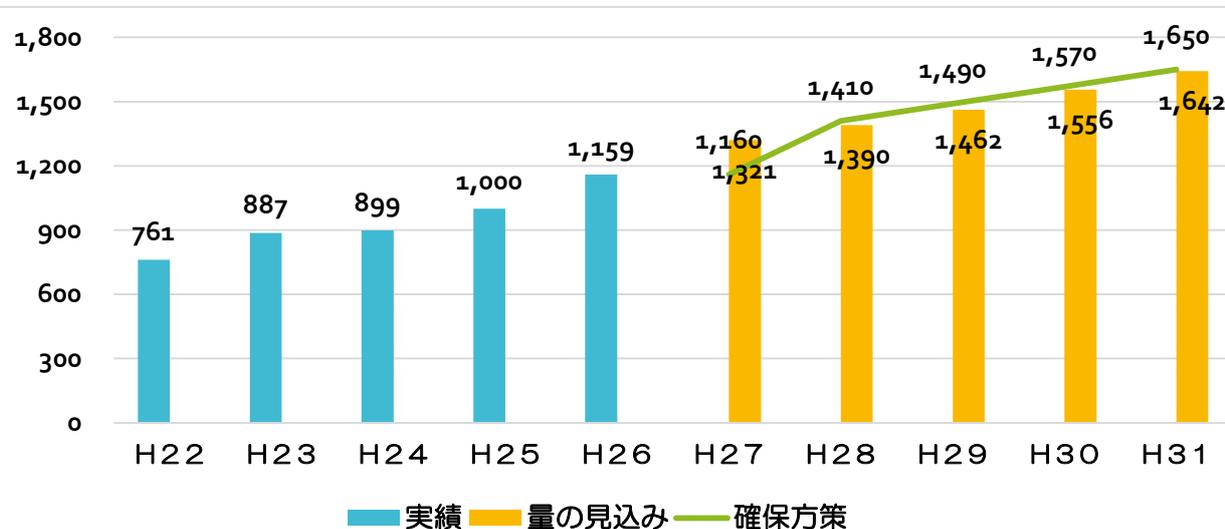
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：入会希望者数(人)】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	入会希望者数	761	887	899	1,000	1,159

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	入会希望者数	1,321	1,390	1,462	1,556	1,642

確保方策	確保数（定員）	H27	H28	H29	H30	H31
		1,160	1,410	1,490	1,570	1,650



④時間外保育事業（延長保育事業）

担当：幼児課

勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、認可保育所の開所時間（11時間）を越えて保育を行います。（対象年齢：0歳児～5歳児）

【現状】

全認可保育所にて実施しています。（公立 6保育所、私立認可 13保育園）

今後の具体的な取組み

●実施率100%の継続

全ての認可保育所において実施しており、今後新設の施設についても延長保育に対応し、実施率100%の継続を目指します。

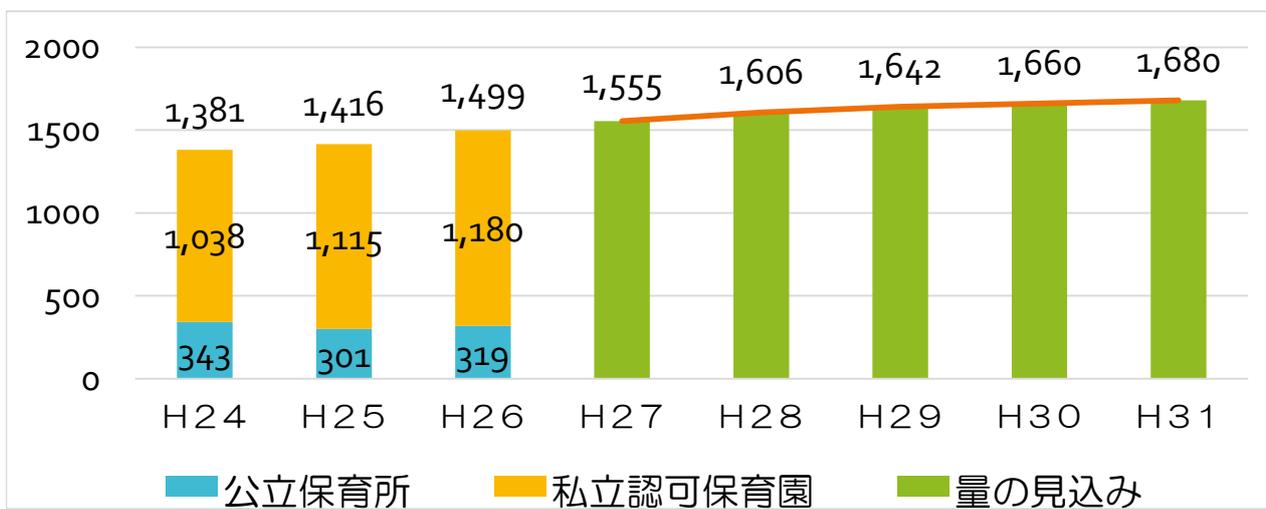
※参考 全国実施率：約73%（厚生労働省資料より）

数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：利用者数(人)】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	公立保育所	-	-	343	301	319
私立認可保育園	-	-	1,038	1,115	1,180	
計	-	-	1,381	1,416	1,499	

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延長保育利用者数	1,555	1,606	1,642	1,660	1,680
確保方策	延長保育利用者数	1,555	1,606	1,642	1,660	1,680



⑤一時預かり事業

担当：幼児課

保護者の急な用事や短期のパートタイムなど、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、幼稚園や保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行います。(対象年齢：0歳～5歳児)

【現状】

公立幼稚園（3箇所）、私立幼稚園（4箇所）、私立認可保育所（6箇所）の他、認可外保育施設においても実施しています。

今後の具体的な取組み

●一時預かり事業の拡充

今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、今後の新制度による制度設計内容や既存・新施設設や幼保一体化等の状況を踏まえ、必要な量の確保に取り組みます。

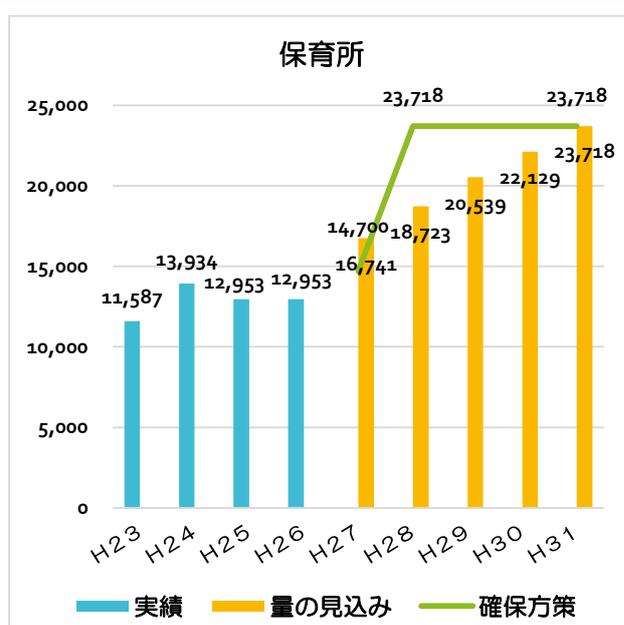
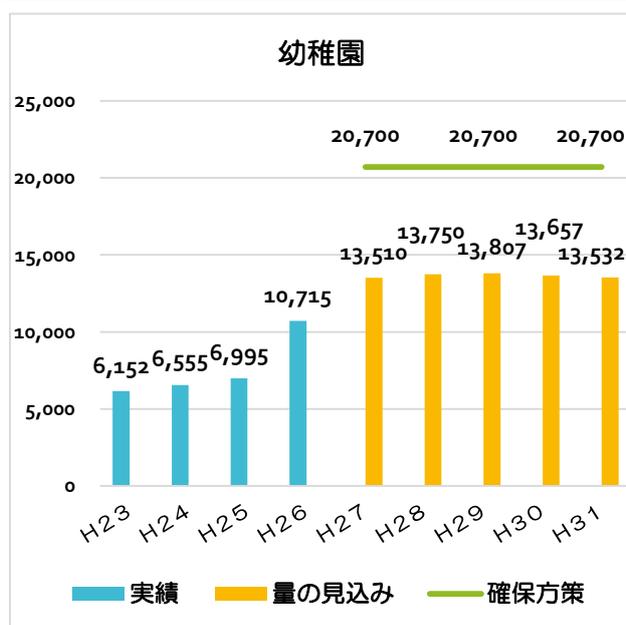
数値目標(量の見込みと確保量)

【単位：延べ利用者数(人)】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	幼稚園			6,152	6,555	6,995
保育所等			11,587	13,934	12,953	12,953

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	幼稚園		13,510	13,750	13,807	13,657
保育所等		16,741	18,723	20,539	22,129	23,718

確保方策	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	幼稚園		20,700	20,700	20,700	20,700
保育所等		14,700	23,718	23,718	23,718	23,718



⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）

担当：子育て支援センター

急な病気で集団保育が難しく保護者の方が仕事で忙しいときなどに、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行います。（対象年齢：6か月～小学3年生）

【現状】

病児保育室オルミスを平成21年8月より開設しています。（定員4名）

開室時間：月～金 午前8時～午後5時（最長午後7時）

受託事業者：コス小児科

今後の具体的な取組み

●施設の増設

利用ニーズの動向を見極めながら、必要な整備について検討します。

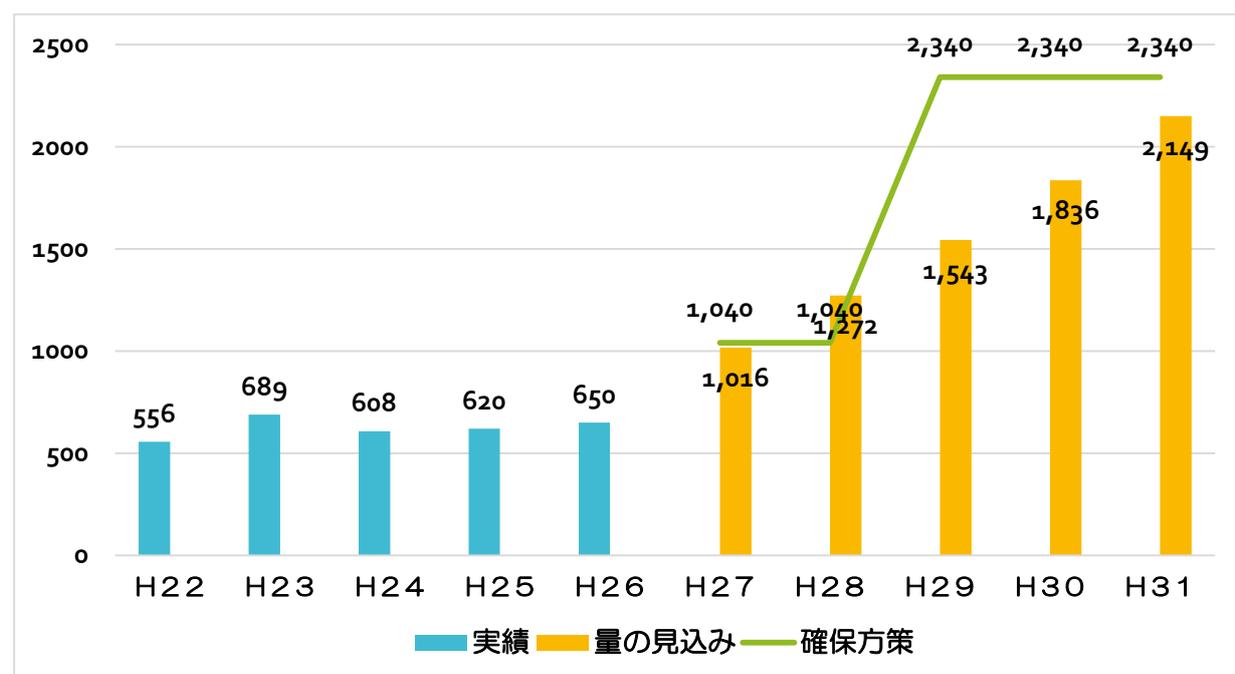
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用者数（人／年）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26（見込）
	延べ利用者数	556	689	608	620	650

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数	1,016	1,272	1,543	1,836	2,149

確保方策	延べ利用者数	1,040	1,040	2,340	2,340	2,340
------	--------	-------	-------	-------	-------	-------



⑦子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

担当：子ども家庭課

◇短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。（対象年齢：0歳～18歳未満）

【現状】

市内：24時間対応認可外保育施設 2箇所、市外：児童養護施設 1箇所

◇夜間養護（トワイライトステイ）事業

保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。

【現状】

市内：24時間対応認可外保育施設 2箇所

今後の具体的な取組み

●施設の運営維持

現行の指定施設で受け入れ可能な人数であり、3施設を維持し、広報周知に努めながら、必要な児童の受け入れを図ります。

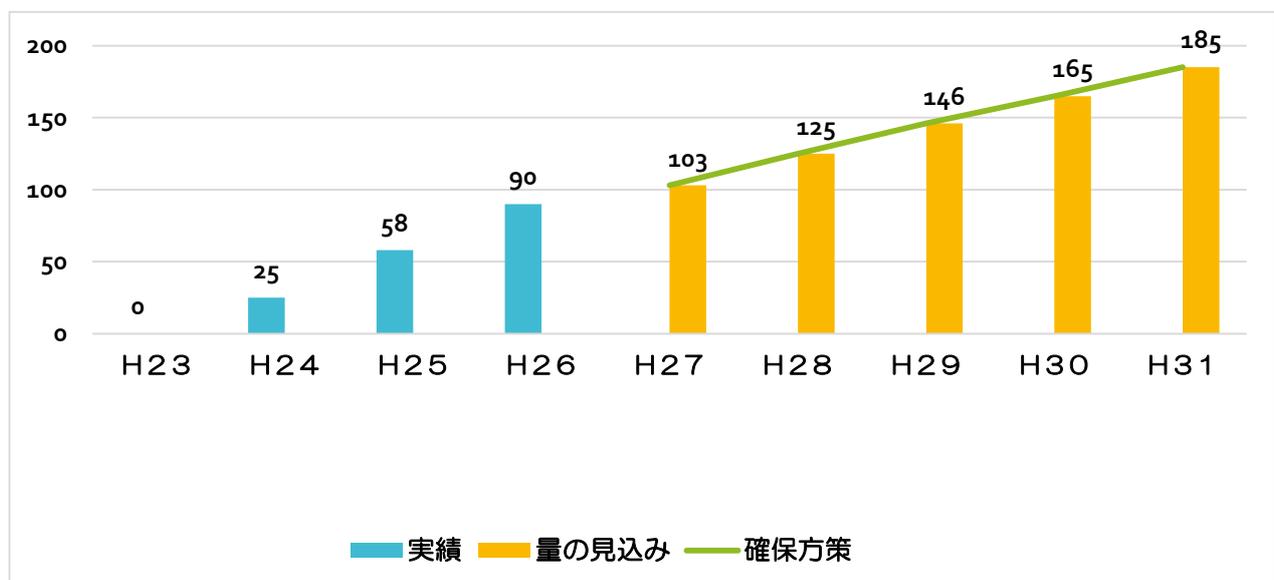
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用日数】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	延べ利用日数	-	0	25	58	90

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用日数	103	125	146	165	185

確保方策	延べ利用日数	103	125	146	165	185
------	--------	-----	-----	-----	-----	-----



⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

担当：子育て支援センター

保育所、幼稚園、放課後児童育成クラブ等への送迎サービスを中心とした子育て援助を行う提供会員とそのサービスを受ける利用会員のコーディネートを行います。（対象年齢：3カ月～小学6年生）

【現状】＜平成25年度末時点＞

登録者数…利用会員：1,020名、提供会員：176名

活動者数…利用会員：146名、提供会員：48名

今後の具体的な取組み

●広報周知による提供会員の確保

当事業は、利用会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知などにより40名程度の提供会員の増員を図ります。

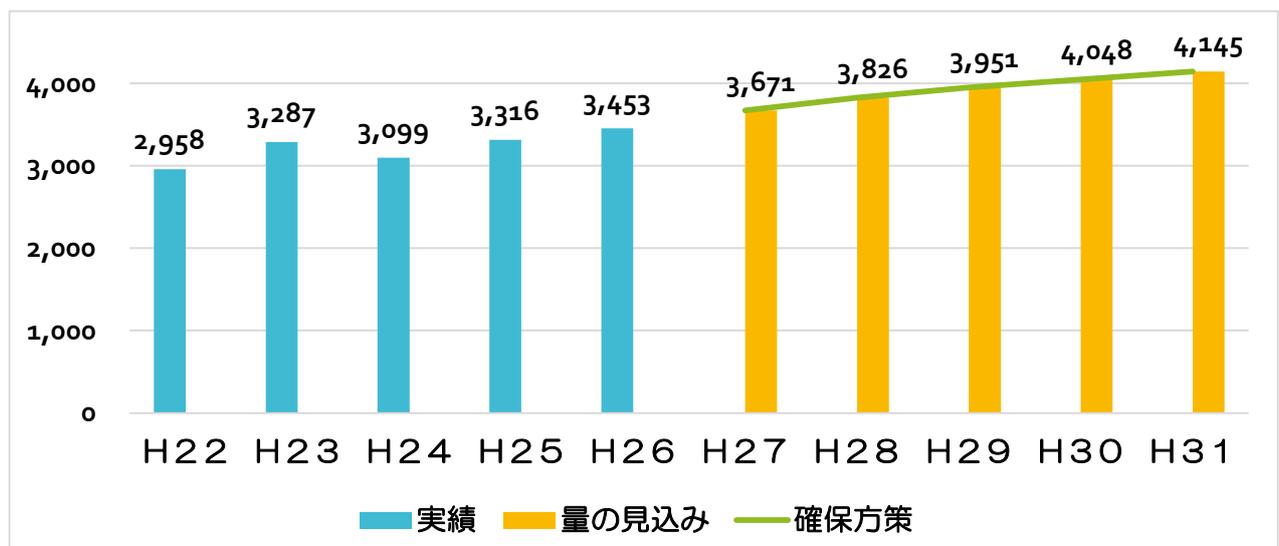
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：延べ利用者数（人／年）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 （見込）
	延べ利用者数		2,958	3,287	3,099	3,316

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	延べ利用者数		3,671	3,826	3,951	4,048

確保方策	延べ利用数	3,671	3,826	3,951	4,048	4,145
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

(養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会)

担当：子ども家庭課

◇養育支援ヘルパー派遣事業

保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣します。(対象年齢：0歳～5歳児)

【現状】民間ヘルパー事業所4箇所にて委託しています。

◇要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置運営します。(対象年齢：0歳～18歳未満)

【現状】<平成25年度> 虐待相談対応 406件

今後の具体的な取組み

●施設の運営維持

現行事業所で受け入れ可能な量であり、引き続き委託4事業所での実施を継続します。

●相談体制の強化

相談員の資質向上を図るとともに、相談体制の強化を行います。

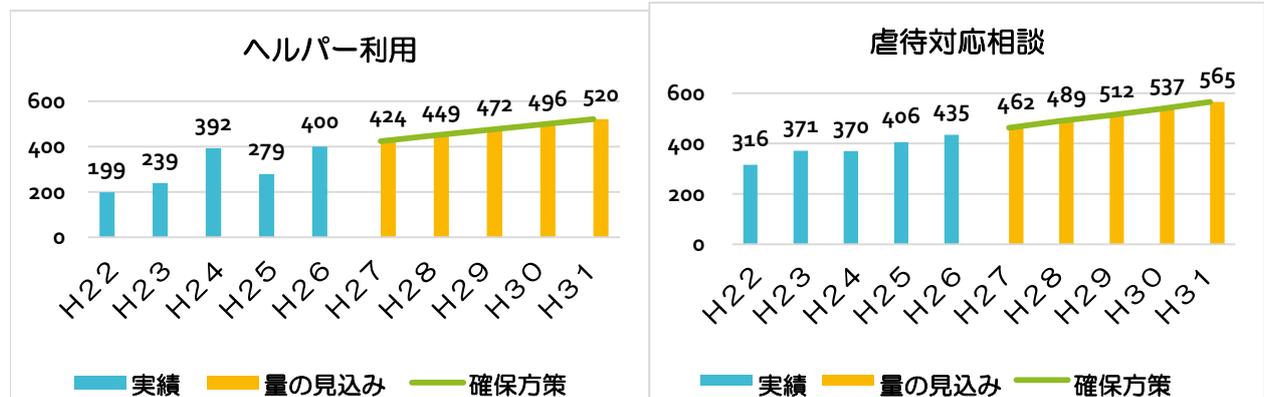
数値目標 (量の見込みと確保量)

ヘルパー利用時間【単位：利用延時間】
児童虐待相談対応件数【単位：件】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	ヘルパー延べ利用時間		199	239	392	279
児童虐待相談対応件数		316	371	370	406	435

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	ヘルパー延べ利用時間		424	449	472	496
児童虐待相談対応件数		462	489	512	537	565

確保方策	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	ヘルパー延べ利用時間		424	449	472	496
児童虐待相談対応件数		462	489	512	537	565



⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診事業）

担当：健康増進課

安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。（対象年齢：全ての妊婦）
 ※一人当たりの助成上限額…94,560円（平成25年度～）

今後の具体的な取組み

●妊婦健診にかかる公費負担の実施（現在14回）

妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

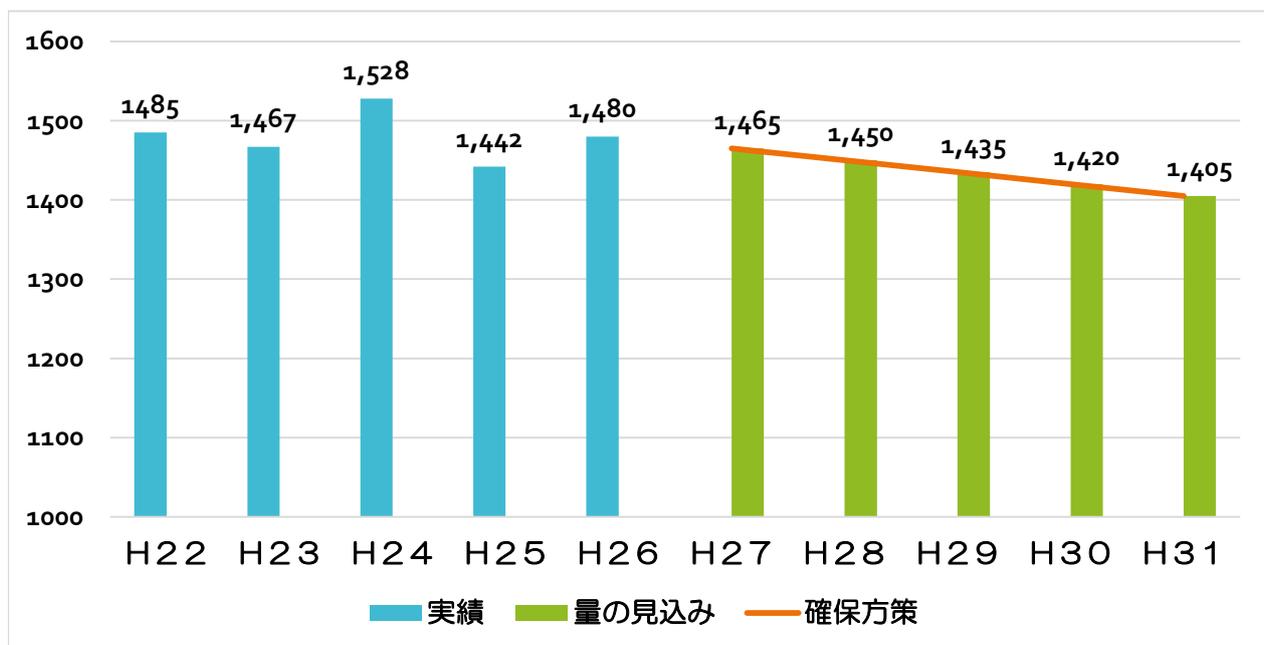
数値目標（量の見込みと確保量）

【単位：妊婦健診受診券発行者数（人）】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 （見込）
	妊婦健診受診券 発行者数		1,485	1,467	1,528	1,442

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	妊婦健診受診券 発行者数		1,465	1,450	1,435	1,420

確保方策	妊婦健診受診券 発行者数	1,465	1,450	1,435	1,420	1,405
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------



⑪乳児家庭全戸訪問事業（すこやか訪問事業、養育支援訪問事業）

担当：健康増進課／子育て支援センター

◇すこやか訪問事業

法定事業として生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、市独自事業として生後6カ月頃に保育士が訪問し、児の発育・発達状況の確認と育児相談を行い、子育て支援に関する情報提供を行います。また、全数訪問することで育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。（対象年齢：出生～生後6カ月）

◇養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。

今後の具体的な取組み

●保健師と助産師による全数訪問

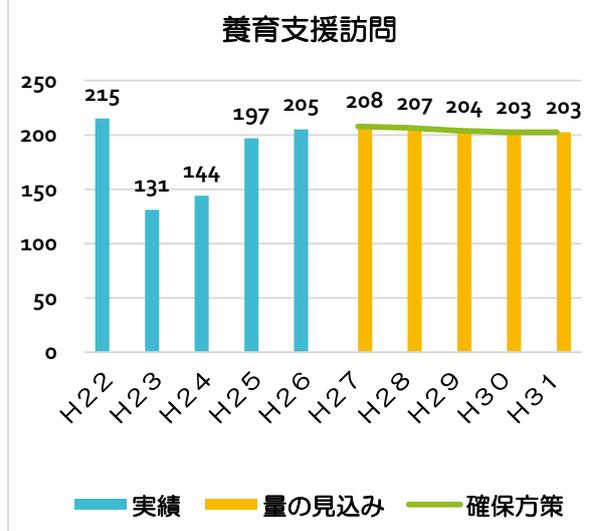
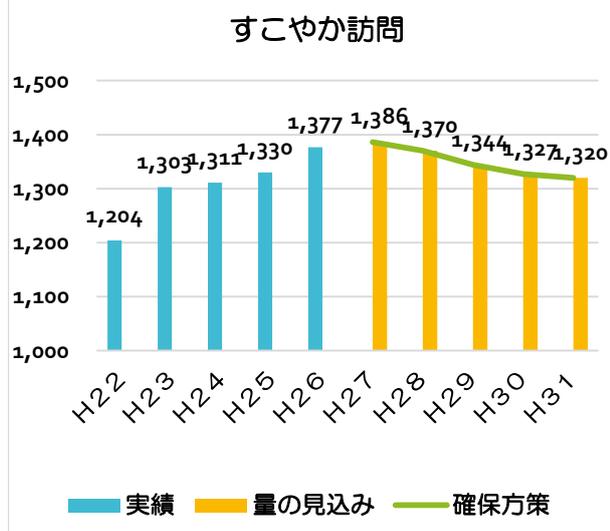
対象者への周知を行うとともに、すこやか訪問の市独自事業を継続し、保健師と助産師による全数訪問を実施します。

数値目標（量の見込みと確保量）

すこやか訪問【単位：訪問者数(人)】／養育支援訪問【単位：延べ訪問者数(人)】

実績値	年度	H22	H23	H24	H25	H26 (見込)
	すこやか訪問	1,204	1,303	1,311	1,330	1,377
	養育支援訪問事業	215	131	144	197	205

量の見込み	年度	H27	H28	H29	H30	H31
	すこやか訪問	1,386	1,370	1,344	1,327	1,320
確保方策	すこやか訪問	1,386	1,370	1,344	1,327	1,320
	養育支援訪問事業	208	207	204	203	203



⑫多様な主体の参入促進事業

担当：幼児課

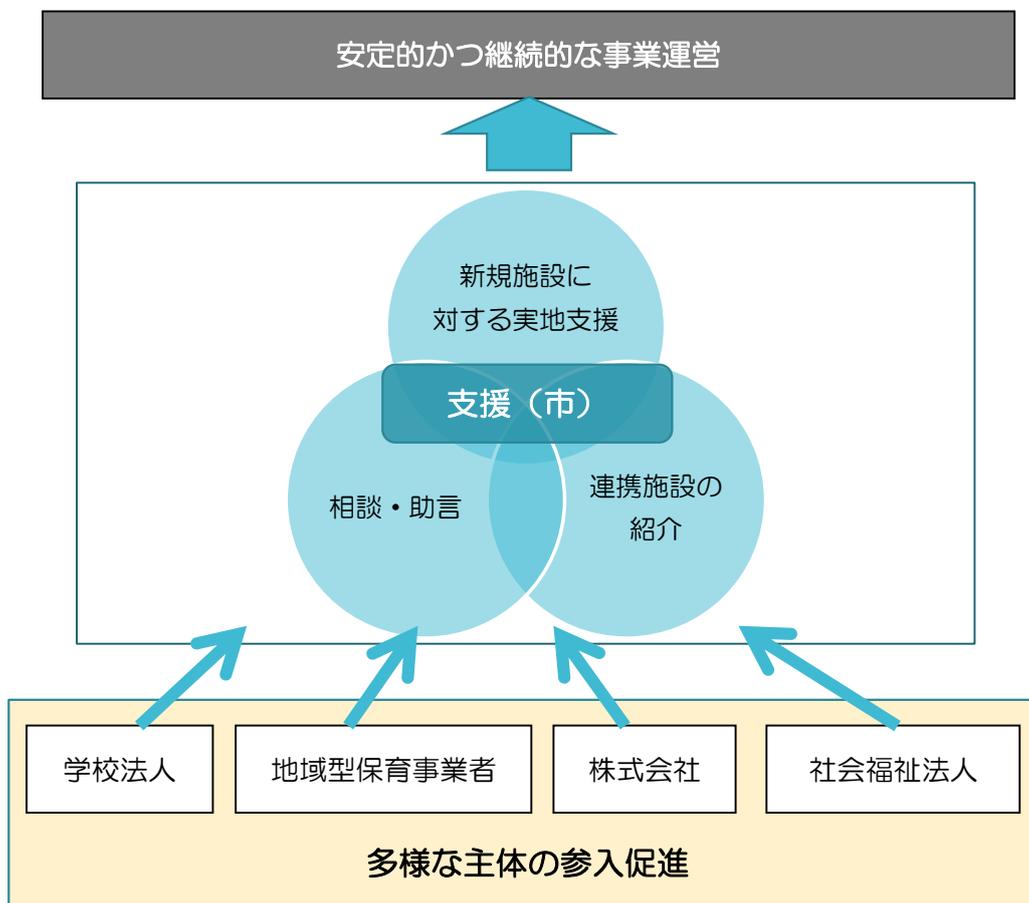
小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進します。

今後の具体的な取組み

●巡回指導員の配置

小規模保育事業等の新規参入施設においても、保育の質の確保できるよう巡回指導員を配置します。

数値目標（量の見込みと確保量）



⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

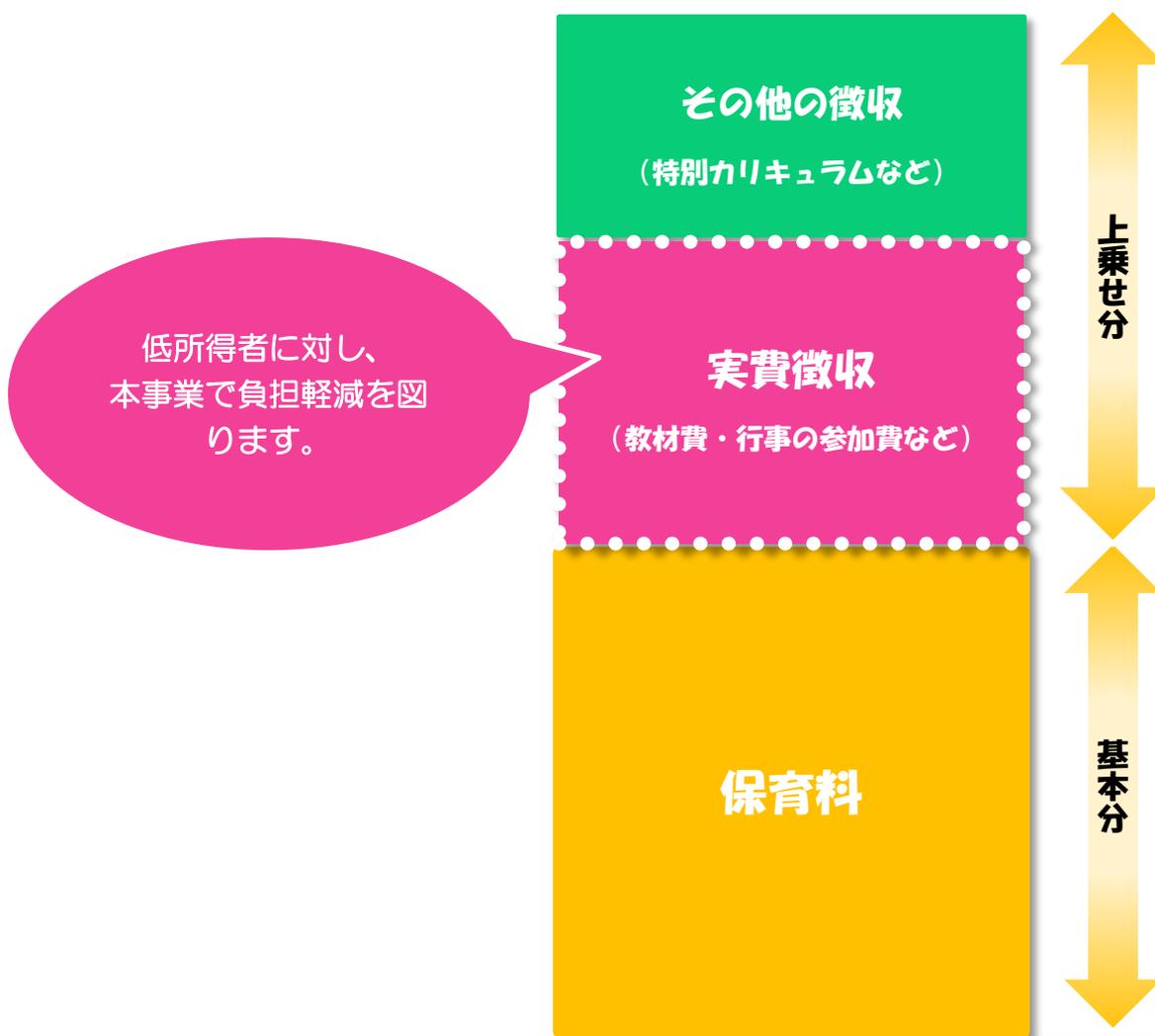
担当：幼児課

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や運防具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成します。

今後の具体的な取組み

国制度の動向等を見極めながら、今後、取組み方策を検討します。

取組み方策イメージ図



第7章 重点的な取組みについて（法定必須記載事項以外の取組み）

国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める「児童虐待防止対策の推進」、「ひとり親家庭の自立支援推進」、「障害児施策の推進」および本市の目指す「草津っ子」の成長を応援するための事業について、重点的な取組み事項と位置づけ、今後5年間の具体的な推進方策を定め事業を推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

◎施策の目的

- ①児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。
- ②育児不安の緩和や育児負担の軽減に対応した子育て支援を推進し、虐待の発生予防を図ります。
- ③虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。
- ④子どもの安全を守るための適切な保護と支援ならびに保護者への支援を図ります。

◎取組み内容

①児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。

児童虐待と思ったらすぐ通報・相談することや児童虐待が子どもに及ぼす影響などについて、児童虐待防止推進月間（11月）等に各種広報を活用し、母親だけでなく父親を含めたすべての人への啓発を図ります。また、子どもの権利や子どもとのコミュニケーションのとり方などの子育て講座・研修を開催します。

- 11月の児童虐待防止推進月間等による広報・啓発活動、オレンジリボンキャンペーン
- 児童虐待ホットラインの周知や児童虐待防止の市民向けパンフレットの配布
- 家庭や地域および幼稚園、保育所（園）、学校における児童虐待防止のための研修などの実施
- 相談しやすい体制の整備

②育児不安の緩和や育児負担の軽減に対応した子育て支援を推進します。

育児の孤立化が進み、育児の不安感や負担感が大きくなる中、子育ての不安等を緩和し、安心して子育てができる環境を整備し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て支援施策を推進します。

- 育児啓発資料の配布（母子（親子）健康手帳交付時、すこやか訪問時ほか）
- 子育て支援センター、地域子育て支援センターやつどいの広場での育児相談、支援など
- 子育て専用ホームページ「ほかほかタウン」の運営
- 保育所、児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター事業の運営
- 保育所入所時の福祉に配慮した優先入所の推進
- 子育て支援ヘルパー派遣事業の実施
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施
- 助産施設、母子生活支援施設への入所措置

③定期健診・訪問等を活用した児童虐待の早期発見と早期支援を行います。

虐待が表面上に現れず潜在化しやすいことから、乳幼児健診やすこやか訪問事業を活用し、子どもの発達、発育にとどまらず、親子関係の確認や養育に関する相談を実施し、育児支援および児童虐待の早期発見、未然防止につないでいきます。また、養育支援訪問や子育て支援ヘルパーの派遣、家庭相談員へのつながりをスムーズに切れ目なくすることで早期支援を行います。

- すこやか訪問調整会議・乳幼児リスクアセスメント会議の実施
- 養育支援訪問・養育支援ヘルパーの派遣等各種施策との連携

④学校等での相談活動の充実と連携を図ります。

虐待やいじめ等に苦しむ子どもの相談に応じるため、学校等での相談体制や不登校児童の支援体制の充実を図ります。また、特別な支援を要する児童がその年齢および能力に応じた十分な教育が受けられるよう教育の内容および方法において必要な配慮を行います。

- やまびこ教育相談室・適応指導教室の充実、不登校児童生徒支援の推進、スクールカウンセラー相談事業の充実
- 学校、幼稚園および保育所から市への定期的な情報提供の実施
- いじめ防止基本方針に基づく施策の推進

⑤その他関係機関の各種施策を活用し、児童虐待の予防を推進します。

障害児施策の充実やひとり親家庭の自立支援を推進することにより、子どもの健やかな成長・発達を促進し、また保護者に対する支援体制の充実を図り、活用することで児童虐待の予防を推進します。

- 発達支援センター事業（発達相談、巡回相談等）の活用
- 通級指導教室・ことばの教室の活用
- 日中一時支援事業や放課後デイサービス事業などの活用
- ひとり親家庭への自立支援施策（就労相談、生活相談、日常生活支援事業等）の活用

⑥要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携を強化します。

児童虐待は、一つの機関だけで対応することは非常に困難であることから、要保護児童対策地域協議会において、滋賀県中央子ども家庭相談センターや市の関係課、保育所、幼稚園、学校、児童育成クラブおよび民生委員児童委員等と連携を図り、個別ケース検討会議等で情報共有並びに役割分担し、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を行います。また、関係機関などを対象としたやノウハウの共有により専門性の強化に努めます。

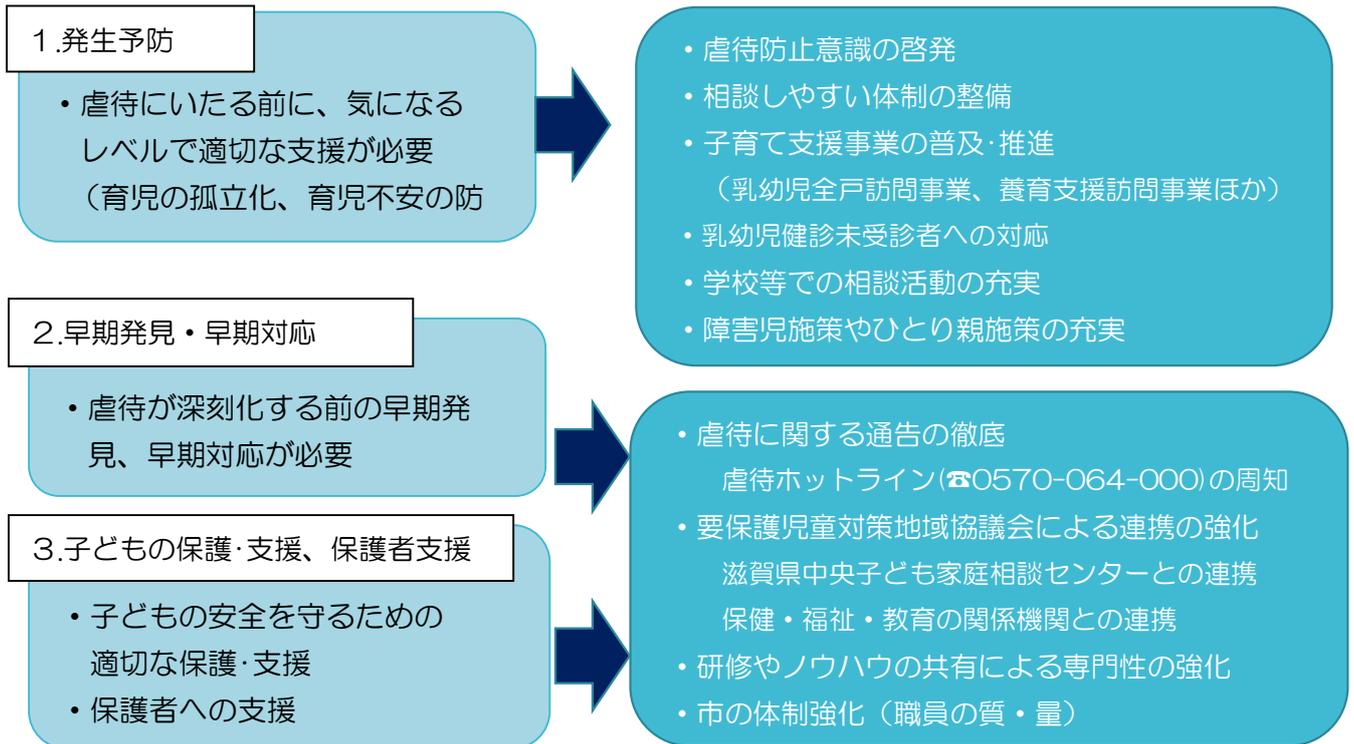
- 関係機関向け児童虐待防止マニュアルの配布
- 代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議の開催
- 関係機関、学校関係者向けの児童虐待防止啓発研修の実施
- DV 関係機関との連携と支援の充実

⑦家庭児童相談体制の充実を図ります。

家庭児童相談とりわけ児童虐待相談は、その家庭が抱える様々な問題が複雑に絡み合って発生する 경우가多く、多面的アプローチが必要であることから高度な専門性が求められます。

家庭相談員は各種研修に積極的に参加し、ケースマネジメント能力等資質の向上に努めます。また、年々増加する相談件数に対応できる適切な人員の確保に努めます。

児童虐待防止施策全体イメージ



【目標値（ベンチマーク）】

（１） 児童虐待防止に関する啓発の推進

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
事業数	12	12	13	13	13	14	14

（２） 養育支援ヘルパー延べ利用時間（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
利用時間	279	400	424	449	472	496	520

（３） 子育て短期支援事業延べ利用日数（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
利用日数(年間)	58	90	103	125	146	165	185

（４） 児童虐待相談対応件数と人員配置（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）

継続	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
対応件数（件）	406	435	462	489	512	537	565

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

◎施策の目的

- ①相談体制の強化など子育てや生活面での支援の充実を目指します。
- ②自立した生活を営むことができるよう就業支援を進めます。
- ③経済的支援施策など各種制度の周知を図ります。

◎取組み内容

①相談体制の強化など子育てや生活面での支援の充実を目指します。

離婚前相談体制の強化など、ひとり親家庭等の親・子どもが抱える様々な悩みに対応し、相談者の心に寄り添った相談体制をつくり、ニーズに応じた制度の利用へと結びつくよう支援の充実を目指します。

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 保育所の優先入所
- 日常生活支援事業、子育てヘルパー派遣事業、病児・病後児保育
- ホームフレンド事業

②自立した生活を営むことができるよう就業支援を進めます。

平成26年8月に「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」が設置されたことを受け、県の関係機関とさらなる連携を深め、個々の状況に応じたきめ細やかな相談に応じ、効果的な就業支援に努めます。

- 母子家庭等就業・自立支援センターでのプログラム策定事業との連携
- マザーズジョブステーションでの就業支援との連携
- 高等職業訓練促進費支給事業
- 自立支援教育訓練給付事業

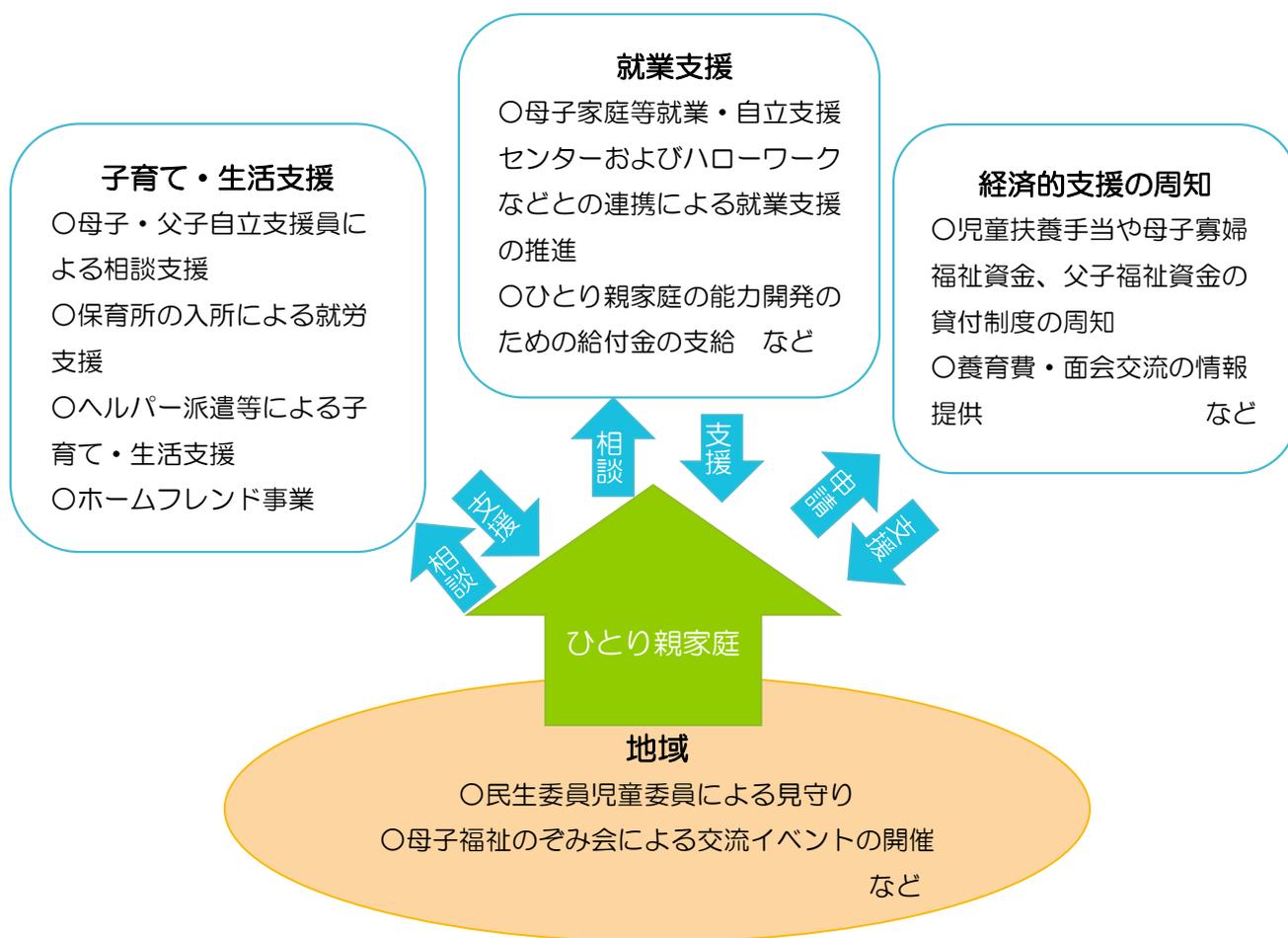
③経済的支援施策など各種制度の周知を図ります。

各種助成・給付金制度について、関係各課と連携し周知を図ります。

また、養育費の負担は子どもの親として当然の義務であるとの社会的認識が深まるよう、養育費に関するパンフレットを配布し、相談窓口を案内するなど情報提供に取り組みます。

- 児童扶養手当制度の周知
- ひとり親家庭の医療費助成、児童育成クラブ保護者負担金の減免等各種助成制度の周知
- 母子寡婦福祉資金、父子福祉資金の貸付制度の周知
- 養育費や面会交流の情報提供

※ひとり親施策全体イメージ



【目標値（ベンチマーク）】

(1) 母子・父子自立支援員相談事業

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
相談件数	2,241	2,270	2,300	2,330	2,360	2,390	2,420

(2) 高等技能訓練促進費給付事業

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
実人数	9	6	6	6	6	6	6

(3) 母子寡婦福祉資金および父子福祉資金貸付事業

	H25 実績	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
貸付件数	131	133	135	137	139	141	143

3 障害のある子どもへの支援の充実

◎施策の目的

- ①早期発見と早期支援に努め、乳幼児期からライフステージに応じた支援を進めます。
- ②障害のある子どもの地域での活動の場の確保と充実を目指します。
- ③家族の不安解消と介護負担の軽減、就労支援を図ります。

◎取組み内容

①発達支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築します。

訪問事業や乳幼児健診の機会を通して、発達の状況や日頃の様子などを確認し、支援が必要な子どもの早期発見と早期支援を推進するとともに、子どもの成長に伴う家庭での様子や相談・支援内容などがわかるよう、保護者による相談支援ファイルの活用を進めます。また、発達支援センターを中心とした支援体制を整備し、障害福祉課や幼稚園・保育所、学校、県、および各関係機関との連携を強化します。そして、発達支援に関する市民意識と理解向上を促しながら、地域生活を支援します。

- すこやか訪問実施率の向上
- 乳幼児健診受診率の向上と未受診者への対応
- 相談支援ファイルの活用の推進
- 湖の子園での発達支援事業の拡充

②相談支援体制の充実を図ります。

言葉や社会性の発達、学習上の困難など子どもの発達に不安を感じている保護者への専門の相談員などによる相談や、本人および家族の継続的なカウンセリングなど、相談・支援を行います。また、各保育所などに在籍する子どもへの巡回による発達相談や、職員の相談を行います。

- 相談支援体制の推進
- 幼稚園、保育所への巡回相談、訪問支援などの実施
- 5歳相談の実施
- 相談窓口の広報啓発

③在宅支援機能の強化を推進します。

障害のある子どもの自立と家族の介護負担の軽減、就労支援を目的に、在宅での日常生活への支援と子どもの療育の場として放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業、障害児保育などの事業を推進します。

- 放課後等デイサービス事業の充実
- 日中一時支援事業の実施
- ホームヘルプ等日常生活への支援の実施
- 保育所・幼稚園での障害児保育
- 児童育成クラブでの障害児利用環境の整備
- ファミリー・サポート・センターの利用促進

④幼稚園、保育所における支援充実のため職員の能力向上を図ります。

保育所、幼稚園などにおいて子どもの状態に応じた支援を推進するため各種研修会や、幼児課と発達支援センターの連携による障害児保育検討会議を開催し、職員の能力向上を図るとともに、取り組み事例を通じた検討会などを行います。

- 発達研修・障害児保育実技研修の実施
- 障害児保育検討会議の充実
- 特別支援コーディネーターの研修充実

※障害のある子どもの施策全体イメージ



【目標値（ベンチマーク）】・・・目標、取組内容に対応すること

(1) 児童発達支援

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
日数/月	439	539	642	642	642
実人数	54	58	66	66	66

(2) 医療型児童発達支援

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
日数/月	29	25	34	34	34
利用者数	5	4	5	5	5

(3) 放課後等デイサービス

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
日数/月	513	883	1,083	1,233	1,350
利用者数	93	130	156	171	188

(4) 保育所等訪問支援

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
日数/月	52	60	60	60	60
利用者数	9	10	10	10	10

(5) 障害児相談支援

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
利用者数	30	65	237	252	269

4 「草津っ子」育み事業

◎施策の目的

目指す子どもの姿「心豊かでたくましく生き、草津の未来をつくる子ども」

草津市の子どもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、職場、市など社会全体で、子どもたちの育ちを応援していきます。

◎取組み内容

① いのちを大切にし、育む子ども（「体」育み事業）

家庭は子どもが育つ基盤となる場所であり、子どもの幸せと健やかな成長に重要な役割を担っています。家庭・保育所・幼稚園・学校等との連携を図りながら、子どもたちが生涯にわたって健康を維持するための基本的な生活習慣や運動習慣の習得等、健やかな育ちと家庭の子育て力の向上を支援します。

また、子ども達が自然や人と触れ合いながら、成長できる環境づくりとして、既設の公園などとあわせ、草津川跡地を活用したガーデンミュージアムや、（仮称）野村スポーツゾーンの整備を進めます。

想定される取組み事例

- 子育て講座の充実、プレママ・パパ（祖父母）講座、子育てシンポジウム等の開催
- 保育士によるすこやか訪問の実施
- 離乳食レストランの開催
- 食育の推進
- 小学生体力向上プロジェクトの展開
- 中学生体力向上プロジェクトの展開
- 草津川跡地を活用したガーデンミュージアムの整備
- （仮称）野村スポーツゾーンの整備

② よく考え、主体的に行動する子ども（「学び」育み事業）

子どもたちが多くの時間を過ごす場である幼稚園・保育所・学校等では、子どもの心と生きる力、学びの力を育てる本市独自の様々な取組みを推進します。また、家庭での子育てを支援するため、母親だけでなく、父親、祖父母を対象とした各種講座・イベントを開催し、家族全体での子育てと学びを推進します。

さらに、文化、芸術、スポーツ、科学など幅広い分野で、様々な体験や人との関わりを通し、将来の夢や目標の実現に向けて、主体的に行動・参画する機会を設け、子どもの好奇心・探究心を育みます。

想定される取組み事例

- ブックスタート事業の実施
- 子育て講座の充実、プレママ・パパ（祖父母）講座、子育てシンポジウム等の開催
- 草津市こども環境会議の開催
- ジュニアスポーツフェスティバルの開催
- ジュニアスポーツ推進事業（スポーツライフ創造事業）の実施
- ステップアップ推進事業（幼稚園）
- スペシャル授業 in 草津の実施（小学校）
- 保・幼、小の連携事業の拡充
- 小学校・中学校の交流の実施
- その他子ども主体の参画事業

③ 人と豊かにかかわる子ども（「心」育み事業）

子どもたち同志のかかわりを通じて思いやりや協働の心を育むとともに、地域・学校などでの様々な出会いと交流により思いやりの意識の醸成や集団でのルールを習得するなど、本市の次代を担う子どもの将来に向けた人間形成を図ります。

想定される取組み事例

- 幼稚園・保育所の園庭開放
- 子育て支援センター、つどいの広場の整備

④ 生まれ育った地域に愛着を持つ子ども（「ふるさと」育み事業）

子どもが地域の人との関わりを通して学び、家庭や学校、地域の協働により大人もともに成長する場として、地域の歴史、自然、行事や人のつながりなど、子ども達の住む地域の特性を活かし、地域での子どもの育ちや地域の子育て力を向上させる取組みを推進します。

また、子ども、保護者と地域の人、これから子育てを経験する学生のつながりを構築するなど、地域での助け合いを通じた子育て環境づくりを進めます。

想定される取組み事例

- サークルなどによる子ども・子育て事業の充実、推進
- ファミリー・サポート・センター事業等による地域での相互扶助
- 地域協働合校や地域による子育て事業の推進
- 子育てサークルの拡充
- 図書館における子どもの読書活動の推進

⑤ 「草津っ子」の普及、啓発

目指す子どもの姿を市民の方へ広報すると共に、「草津市シティセールスアクションプラン」に基づき、子育てしやすいまちとしての草津市の魅力を発信し、子どもを社会全体で育てるまちの実現を目指します。

想定される取組み事例

- 「草津っ子」を広報する取組みの実施
- 子どもの育成に取り組む地域やサークルの事業への支援等

【目標値】ベンチマーク

子育てのしやすさ（アンケート調査の実施）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
満足度	60%	62.5%	65%	67.5%	70%

※「草津市は子育てしやすい所ですか。」の問いに「そう思う／どちらかというと思う」と答えた人の割合

草津っ子

「心豊かでたくましく生き、草津の未来を創る子ども」

いのちを大切に、育む
子ども（健康・体力）

よく考え、主体的に行動
する子ども（学び）

人と豊かに関わる子ども
（豊かな人間性）

生まれ育った地域に愛着
をもつ子ども（地域）

草津っ子育み事業
家庭・地域・企業・
幼稚園・保育所・学校・市など

第8章 計画の推進に向けて

1 市民・地域社会・事業所・市の役割や責務

本計画は、子ども・子育てにかかわる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境など広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけではなく、市民（家庭）、地域社会、企業、NPOや市民活動団体などがそれぞれの立場でその役割を認識し、相互に連携しながら、一体となって取り組むことが必要です。

■本計画推進における各主体の役割や責務

市民(家庭)では...

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担うことや家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもと関わり、育み、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付け、命を尊び健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められています。

幼稚園・保育所・学校では...

幼稚園・保育所や学校は、子どもが多くのことを学び育つ場として、生きる力の育みに向け、確かな学力の向上と豊かな心の育成のための取り組みが求められています。また、次代の親の育成を見据え、子どもや家庭の大切さを理解出来る機会の充実や、子育てと保護者の親育ちへの支援の推進が期待されています。

地域社会では...

地域社会は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪の防止など、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭が地域で孤立することがないよう、積極的な交流の取組などに参画することが期待されます。

連携・協働

NPOや市民活動団体では...

子育て支援や青少年健全育成など、さまざまな活動を展開しているNPO活動団体や市民活動団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、子どもや子育て家庭に寄り添い、応援する役割が期待されています。市や企業、地域社会との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められています。

企業では...

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事を始め家庭生活、地域生活をいきいきと送ることが、少子高齢化の日本を元気な社会にすることにもつながり、仕事と生活の調和を図る職場環境づくりが期待されます。

市では...

市は、計画の推進主体として、子ども・子育て支援事業計画における施策・事業、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行していきます。

2 推進体制

① 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多分野にわたる総合的な取り組みが必要となるため、県および、近隣市町の関係部局や庁内の関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の調和が図れるモデル職場としての環境づくりを進めます。

② 市民との協働による推進

社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支援するためには、本計画を推進するためには、市民（家庭）、幼稚園・保育所・学校、子育て支援センター、地域社会、企業、NPOや市民活動団体などが、本計画の理念を共有し、様々な社会の構成員が子どもと子育て支援にかかわる姿勢の共通認識を持ち、主体的に散り組めるよう、計画内容の広報・啓発を進めます。

また、計画の進捗管理については、本計画の検討・策定にあたった「子ども・子育て会議」を、市民参画による評価体制として位置付け、毎年度開催し、本計画の進捗状況を評価します。

③ 広報・啓発による推進

本計画や目指す子どもの姿である「草津っ子」の広報により、子育て支援への取組みの強化、家庭での子育て力の向上、子育て支援への市民の参画と企業の職場環境づくりを促し、社会全体での子育てを推進します。また、子育てへの支援が必要な人へ適切な情報が届くように、ホームページやブログ、広報、パンフレットなどを活用しきめ細やかな情報提供に努めるとともに、子育てしやすいまち草津を広く周知していきます。

3 計画の検証方法と中間年度での見直し

本計画の5つの目標、23の施策ごとに、施策の方向で示した事業の実施状況について、毎年度、草津市子ども・子育て会議で評価を行います。会議では、施策の方向通りに事業が実施できているのかを評価します。

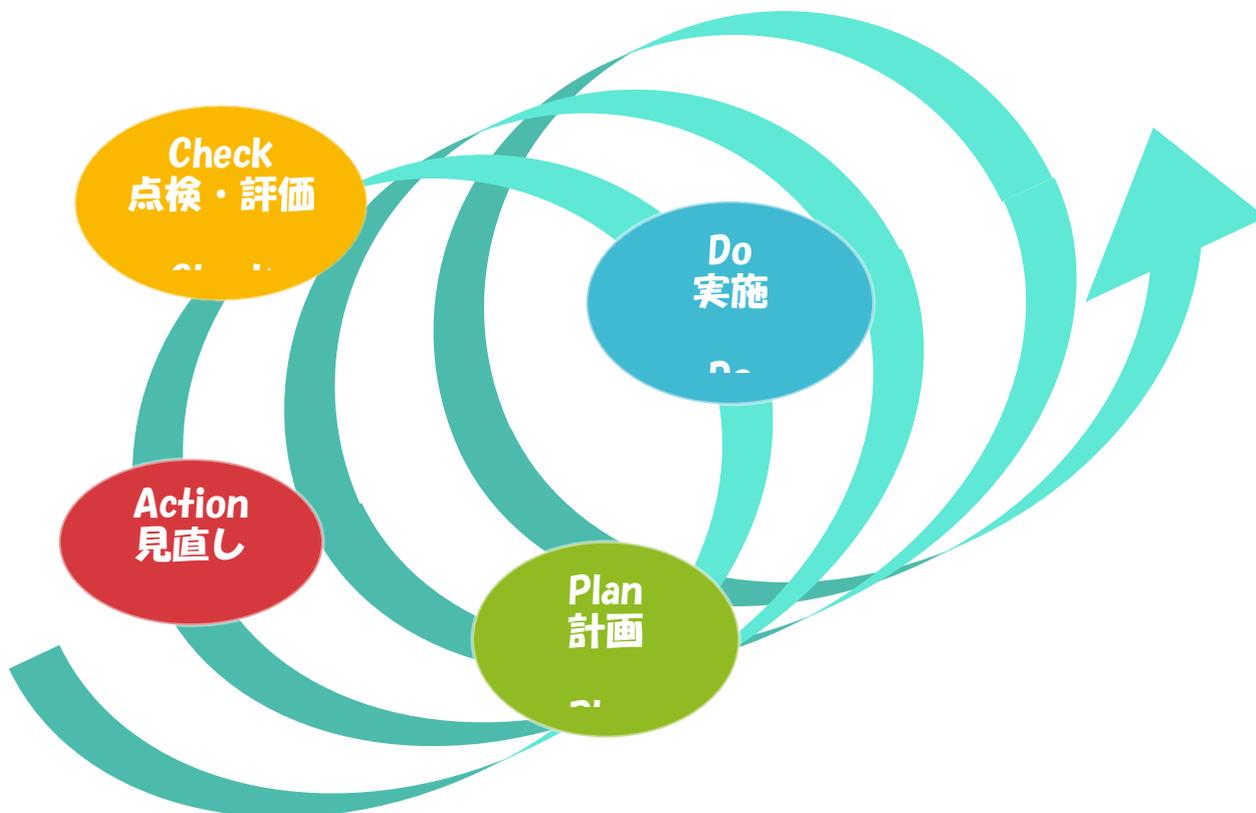
また、重点的な取組み（注1）については、数値による把握・評価を行い、評価を数値化することにより、どの目標・施策の進捗状況が遅れているかなどを明確にするとともに、その理由や事業の実施に伴う課題を明らかにします。

庁内体制による評価に加え、子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

また、子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度（2017年度）を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行います。

（注1）就学前の教育・保育と幼保一体化、地域子ども・子育て支援事業（13事業）、児童虐待施策の推進、ひとり親家庭の自立支援推進、障害のある児童への支援の推進、「草津っ子」育み事業

■計画の進行管理のイメージ





草津市子ども・子育て支援事業計画

平成 年 月